

安城市文書史料集成 第14集

# 都築弥厚関係資料 1

― 新開用水計画 ―

安城市文書史料集成 第14集

都築弥厚関係史料 1

—新開用水計画—

## 例 言

一、本書は、和泉村（市内和泉町）の都築弥厚に関する史料のうち、碧海台地の大開発を企図した新開用水計画に関わる史料をおよそ編年にして集成したものである。文政十年（一八二七）から天保四年（一八三三）八月である。

二、編集・解題は三島一信（安城市歴史博物館学芸員）、翻刻・校訂は三島一信・水谷令子（安城市歴史博物館資料整理専門員）がおこなった。

三、本書作成にあたり、関係各位に厚く御礼申し上げる。



## 目次

### 1 新開願書から御糺しまで（文政十年五月～十三年六月）

|        |                                                        |    |
|--------|--------------------------------------------------------|----|
| 【1-1】  | 文政10年5月13日条〔都築三津四郎御用通行につき先触〕                           | 17 |
| 【1-2】  | 文政10年6月9日条〔都築弥厚御用通行につき先触〕                              | 17 |
| 【1-3】  | 文政10年10月8日 三河国碧海郡新開一件願書写                               | 17 |
| 【1-4】  | （文政10年）10月10日〔弥四郎代良平に添使者同行で、願筋差出すよう達〕                  | 18 |
| 【1-5】  | （文政10年カ）差出申一札之事（新開・用水堀割の儀返答雛形）                         | 18 |
| 【1-6】  | 文政10年12月 差出申一札之事（新開故障有無の件福釜村請印用捨につき）                   | 19 |
| 【1-7】  | 文政11年正月 差出申一札之事（用水・新開故障有無の件不承知、用水路大浜茶屋西ならば尾崎村申し分なきにつき） | 19 |
| 【1-8】  | 文政11年正月日 差出申一札之事（用水・新開故障有無の件西端村差支えにつき）                 | 19 |
| 【1-9】  | （文政11年正月カ）差出申一札之事（用水・新開故障有無の件、馬草場残すならば八ツ田村差障りなきにつき）    | 20 |
| 【1-10】 | 文政12年8月～天保3年8月 和泉村弥四郎願新開一件                             | 20 |
| 【1-11】 | 文政12年10月11日〔江戸普請方和泉より篠目に至るまでの宿泊覚書〕                     | 24 |
| 【1-12】 | （文政12年）10月15日〔見分役人巡見日程につき書状〕                           | 25 |
| 【1-13】 | 文政12年11月 山新開并堀川御用捨書上帳（小川村）                             | 25 |
| 【1-14】 | 文政12年 和泉村都築弥厚新開一件懸合（野寺村）                               | 31 |
| 【1-15】 | （文政12年）9月11日〔地先小松生并芝地之場所新開見分につ                         |    |

### き廻状

|        |                                                             |    |
|--------|-------------------------------------------------------------|----|
| 【1-16】 | 文政12年9月 和泉弥四郎廻章状扣写                                          | 35 |
| 【1-17】 | 文政12年9月下旬〔都築弥四郎願につき新開御見分のための絵図面について村方取扱覚書〕                  | 37 |
| 【1-18】 | 文政12年9月〔榎前村家数・人別書上〕                                         | 37 |
| 【1-19】 | 文政12年9月日 反別御改帳（野田村）                                         | 38 |
| 【1-20】 | （文政12年）9月〔山崎村高反別改帳〕                                         | 40 |
| 【1-21】 | 文政12年9月 田畑并松生反別書上帳（高取村）                                     | 41 |
| 【1-22】 | 文政12年9月 下所（里村田畑并松生反別書上帳下書）                                  | 42 |
| 【1-23】 | 文政12年9月 高反別并家数人数書上帳（西端村）                                    | 44 |
| 【1-24】 | （文政12年9月カ）〔榎前村村高・小松生反別等書上〕                                  | 46 |
| 【1-25】 | 文政12年9月 田畑高反別并原山野反歩家数人数之覚（安城村）                              | 46 |
| 【1-26】 | 文政12年9月 乍恐書附を以奉申上候（赤松村高反別并に家数人数書上下書）                        | 47 |
| 【1-27】 | （文政12年）10月 御糺ニ付左ニ申上候（赤松村方地先小松生並びに秣場新開の儀、条件の上差障りなき旨）         | 48 |
| 【1-28】 | 文政12年10月 御糺ニ付奉申上候（赤松村方地先小松生並びに秣場新開の儀、条件の上差障りなき旨書上げにつき領主へ報告） | 49 |
| 【1-29】 | （文政12年10月カ）乍恐以書付奉申上候覚（赤松村小松生秣場年貢の件新開願人へ引渡しの上割合にて上納につき）      | 50 |
| 【1-30】 | （文政12年）10月 御糺ニ付左ニ申上候（和泉村地先秣場新開糺しの件五か野原は差障りなきにつき）            | 50 |
| 【1-31】 | 文政12年10月 御用村方明細書上帳（柿崎村）                                     | 51 |
| 【1-32】 | 文政12年10月 御糺ニ奉左ニ申上候（里・今・篠目村地先小松生の場所新開の儀6分通は差障りなきにつき）         | 51 |

|                              |                                                              |    |
|------------------------------|--------------------------------------------------------------|----|
| 【1―33】                       | (文政12年) 10月25日〔地先小松生之場所新開札方につき和泉村旅宿へ出頭の廻状〕                   | 53 |
| 【1―34】                       | (文政12年カ) 10月27日〔現在大取込、新開の受印済しの下書きを差出した事等書状〕                  | 53 |
| 【1―35】                       | (文政12年) 10月 御札ニ付申上候(野寺村新開取立て用水の儀差障りなきにつき)                    | 53 |
| 【1―36】                       | (文政12年) 10月 御札ニ付左ニ申上候(和泉・根崎・東端三か村地先小松生の場所並びに芝地新開の儀差障りなきにつき)  | 54 |
| 【1―37】                       | (文政12年10月) 御札ニ付左ニ申上候(福釜村地先小松生並びに秣場芝地等新開の儀5分通りの割合ならば差障りなきにつき) | 56 |
| 【1―38】                       | (文政12年10月カ) 御札ニ付左ニ申上候(新堀割井筋の件差障りなきにつき写)                      | 57 |
| 【1―39】                       | 文政13年6月 覚(弥四郎方買請根崎川岸蔵地所の儀、弥四郎本家方九郎右衛門支配となるにつき)               | 58 |
| 2 二次御札しから新開許可まで(天保三年二月～四年八月) |                                                              |    |
| 【2―1】                        | (天保3年) 2月24日〔新開場見分札方平岡彦兵衛任命、見分では掛合いもあるので理解を求める書状〕            | 59 |
| 【2―2】                        | (天保3年2～5月) 和泉村弥四郎願新開一件文通留                                    | 59 |
| 【2―3】                        | (天保3年) 3月 口達覚(江戸御屋敷奉公中出奔者の件、和泉村弥四郎新開見分札方の件)                  | 61 |
| 【2―4】                        | (天保3年) 4月17日〔桜井村新開・用水路見分札方の儀返答なく、不快ならば口上書の提出を掛合いするようとの書状〕    | 62 |
| 【2―5】                        | (天保3年) 4月28日 覚(巡見役人見分人馬触)                                    | 62 |
| 【2―6】                        | (天保3年) 5月26日〔村々地先小松生秣場芝地等見分の上桜                               |    |

|        |                                                         |    |
|--------|---------------------------------------------------------|----|
| 【2―7】  | 井村と願人対談、用水路も納得済みの旨書状〕                                   | 63 |
| 【2―7】  | 天保3年5月 乍恐以書付奉願上候事(篠目村新開場見分の儀、古田分水のため4分通りの差出しとしてほしい旨)    | 63 |
| 【2―8】  | (天保3年) 5月 覚(箕輪村地頭林等反別書上下書)                              | 64 |
| 【2―9】  | 天保3年5月 覚(箕輪村地頭林書上)                                      | 64 |
| 【2―10】 | 天保3年5月 覚(野田・半城土村内の箕輪出屋敷分畑10町のうち8町8反余芝野・小松生につき書上)        | 65 |
| 【2―11】 | 天保3年5月 乍恐以書付奉願上候(野田村見分にて山残らず差出しの旨難渋につき野林5分通り差出しとしてほしい旨) | 65 |
| 【2―12】 | 天保3年5月 覚(野田村地頭松林につき回答)                                  | 66 |
| 【2―13】 | (天保3年) 5月 御札ニ付申上候書付(福釜・箕輪村新開地8分通りにて差支えなきにつき)            | 67 |
| 【2―14】 | 天保3年5月 覚(福釜村持山反別書上)                                     | 68 |
| 【2―15】 | 天保3年5月 乍恐以書付を奉願上候事(榎前村一円開発は村難渋につき5分通り据置きの願)             | 68 |
| 【2―16】 | 天保3年5月〔榎前村杭木・柵・松葉・薪等採取のため5分通り据置き願書下書〕                   | 69 |
| 【2―17】 | 天保3年5月 乍恐以書付御届奉申上候事(榎前村小松立山の外に秣場・芝地等なきの旨)               | 69 |
| 【2―18】 | 天保3年5月 乍恐以書付を奉願上候事(榎前村松林の扱い取違えに対する赦免願)                  | 69 |
| 【2―19】 | 天保3年5月 乍恐以書付御願奉申上候事(榎前村山町反の義、庄屋心違いにて多く差出した事に対する赦免願)     | 70 |
| 【2―20】 | 天保3年5月 御届ケ奉申上候事(榎前村家数・人別書上)                             | 70 |
| 【2―21】 | 天保3年5月 相渡置規定之事(小川村と願人の新開場割合及び新開場年貢支払い等取決め)              | 70 |

|        |                                                                   |    |
|--------|-------------------------------------------------------------------|----|
| 【2—22】 | (天保3年5月) 新開ニ付届書受書写(和泉・東端・根崎村三か村、村方必要分残しの上新開差支えなきにつき)              | 71 |
| 【2—23】 | 天保3年5月 口上覚(高棚・高取・吉浜村地先新開の儀差障りなきにつき)                               | 72 |
| 【2—24】 | 天保3年5月 乍恐以書付奉願上候(西端村新開可否日延べ願)                                     | 72 |
| 【2—25】 | 天保3年5月 松林覚(西端村松林・草刈場・秣場書上)                                        | 73 |
| 【2—26】 | 天保3年5月 乍恐以書付奉願上候(西端村新開地3分通りの見積りにて領主へ打診につき日延べ願)                    | 73 |
| 【2—27】 | 天保3年5月 和泉村都築弥四郎一件ニ付下書(西端・城ヶ入村)<br>①                               | 74 |
| 【2—28】 | 天保3年5月 「西端村・城ヶ入村新開地の件領主より回答」                                      | 76 |
| 【2—29】 | (天保3年) 6月6日 覚(御用通行につき先触)                                          | 77 |
| 【2—30】 | 天保3年6月 乍恐以書付御届奉申上候事(国高改・新開場有無尋ねの件、榎前村村替の後は新開場等なきにつき)              | 77 |
| 【2—31】 | 天保3年6月 乍恐奉願上候口上之覚(桜井村小松生秣場芝地新開の儀、強引な場所差出しの要求あるが用水路ともに故障ありの旨回答につき) | 77 |
| 【2—32】 | 天保3年6月 三州加茂碧海両郡村々地先新開場見分相済候趣<br>先届書 番外之式番                         | 79 |
| 【2—33】 | (天保3年) 6月 新開場之地先入会野歩合差出一件                                         | 81 |
| 【2—34】 | (天保3年6月カ) 板倉領村々地先林山一件伺書写                                          | 82 |
| 【2—35】 | (天保3年) 6月 安城村一件伺書之写(新開交渉経緯)                                       | 83 |
| 【2—36】 | (天保3年) 6月 三州碧海郡村々地先新開場所分見之儀取計方伺書                                  | 85 |
| 【2—37】 | 天保3年7月 乍恐書付ヲ以御願奉申上候(新開糺しの儀、西                                      | 85 |

|        |                                                                                  |     |
|--------|----------------------------------------------------------------------------------|-----|
| 【2—38】 | 端村小松生の場所これまで通りとしたきにつきお救いの旨(天保3年) 8月9日 「和泉村弥四郎新開・用水路の件、返答の口上書を早々差出すよう桜井村領主へ依頼の書状」 | 88  |
| 【2—39】 | (天保3年カ) 8月30日 「新開一件の御用状の件並びに和泉村領主親戚死去につき書状」                                      | 89  |
| 【2—40】 | 天保年3年8月 和泉村都築弥四郎一件ニ付下書(西端・城ヶ入村) ②                                                | 89  |
| 【2—41】 | (天保3年8月以降) 和泉弥四郎一件                                                               | 92  |
| 【2—42】 | (天保3年) 9月5日 「桜井村地内伏越塚20間并に掘割について新開願人弥四郎との対談の上取りかわす旨等書状」                          | 93  |
| 【2—43】 | 天保3年9月 和泉村百姓弥四郎願新開ニ付諸事書付写扣帳(桜井村新開糺しにより一部差出しの請書取下げ願)                              | 94  |
| 【2—44】 | 天保3年9月 為取替申一札之事(新開一件、桜井村との三尻驟伏越樋20間設置にて仕立て合意につき)                                 | 95  |
| 【2—45】 | (天保3年カ) 10月26日 「野寺村本證寺印形の書付写を内々に差遣わす件不明につき書状」                                    | 96  |
| 【2—46】 | 天保3年11月 乍恐以書附奉申上候(赤松村秣場見分の土地につき)                                                 | 96  |
| 【2—47】 | 天保3年12月 中泉御役所江書上写(新開仲間財産一覽)                                                      | 97  |
| 【2—48】 | 天保3年12月 高反書上帳(榎前村)                                                               | 102 |
| 【2—49】 | (天保3年12月カ) 御尋ニ付以書付奉申上候(新開取立の件、悪水抜方考慮の上ならば半城土村差支えなきにつき)                           | 103 |
| 【2—50】 | (天保3年カ) 乍恐書付ヲ以申上候(桜井村小松生の場所御糺の儀両給拝領高につき新開請できず旨)                                  | 104 |
| 【2—51】 | (天保3年カ) 為取替申一札(新開井筋の件、桜井村山田落水吐口に伏越塚設置につき)                                        | 104 |

|        |                                                           |     |
|--------|-----------------------------------------------------------|-----|
| 【2―52】 | (天保3年カ) 乍恐書付を以奉願上之事 (八ッ田村新開場秣場入込場所につき下書)                  | 105 |
| 【2―53】 | (天保3年カ) 覚(箕輪村新開糺しにて差出し山・入会原地の件無沙汰につき出役を依頼する旨)             | 105 |
| 【2―54】 | 天保4年2月 口上書(吉浜・高浜村地先絵図面差出しにつき)                             | 105 |
| 【2―55】 | (天保3年カ) 御糺ニ付申上候書付(新開願上の吉浜村寄洲見分につき)                        | 106 |
| 【2―56】 | 天保4年2月 拝借仕候御金之事                                           | 107 |
| 【2―57】 | 天保4年2月 引当証文之事(紀州より借入金につき)                                 | 107 |
| 【2―58】 | 天保4年2月 差出申一札之事(庄屋六右衛門悪口及び里村茂兵衛等の分見定杭拔取り事件あり、会所出入り規定につき下書) | 109 |
| 【2―59】 | 天保4年2月 別紙趣意書(庄屋六右衛門悪口及び里村茂兵衛等の分見定杭拔取り事件あり、会所出入り規定につき)     | 110 |
| 【2―60】 | 天保4年4月29日 差出申御請書之事(新開地開発願)                                | 110 |
| 【2―61】 | 天保4年6月 相渡置候一札之事(新開地分見済の和泉村字高曾根の地百姓持につき代地を殿様持とする旨)         | 115 |
| 【2―62】 | 天保4年6月 為取替一札之事(分見済の和泉村字高曾根の地百姓持につき代地の件)                   | 115 |
| 【2―63】 | 天保4年6月 為取替一札之事(分見済の和泉村字高曾根の地百姓持につき代地の件)                   | 116 |
| 【2―64】 | (天保4年カ) 7月23日 乍恐以書附奉申上候(赤松村小松生新開願人へ引渡しのための奥印調印は利害協議の上にて)  | 116 |
| 【2―65】 | 天保4年7月 乍恐以書附奉願上候(水野出羽守領として赤松村差出しの請印、新開分見順を考慮してもらいたきにつき)   | 117 |

|        |                                                |     |
|--------|------------------------------------------------|-----|
| 【2―66】 | 天保4年8月 乍恐以書附奉願上候(赤松村請印について、他村々開発出来の上歟入りしたきにつき) | 117 |
| 【2―67】 | 年未詳3月24日 「笠松代官廻村につき都築弥四郎方までの先触」                | 118 |
| 【2―68】 | 年未詳3月25日 「急御用の先触につき池鯉鮒宿問屋添書」                   | 118 |

## 解題

### 都築弥厚関係史料について

#### はじめに

本集「都築弥厚関係史料」は安城市において著名な歴史的人物で、碧海台地に用水路を通し、土地を開発する計画（新開用水計画）を進めた和泉村（市内和泉町）の都築弥厚に関わる文書史料を集成したもので、本書はその初冊（第一集）である。この計画は明治十三年（一八八〇）開通（開業）の明治用水の前史として一般的に位置付けられている。

都築弥厚は明和二年（一七六五）に生まれ、天保四年（一八三三）九月十日に六九歳で死去した人物で、成人して弥四郎を名乗り、父也更が死去した文化十四年（一八一七）に五三歳で隠居し、弥厚を名乗った。本名は景福であった。本書では名を弥厚で統一した。

弥厚の父で初代弥四郎の也更は九郎右衛門家の次男として元文五年（一七四〇）生まれとされる。のちに九郎右衛門家から別家して米売買を始めたと考えられ、明和六年には隣村の東端村（市内東端町）にある大坪山の開拓を手がけている。また、西小柳新田（西尾市）などの経営も始めている。天明六年（一七八六）には、酒造株三四〇石余を池鯉鮒（知立市）の樋口九右衛門から買い取り酒造業を始めた。弥厚は若い頃、家業のうち西小柳新田の経営と同所にあった酒造業を担当していたと考えられる（『台地を拓く―都築弥厚の夢―』参照）。

弥厚が家を継いだのは、父也更が隠居した天明五年から同七年の間と考えられ、父の経営を引き継いで新田経営、酒造業、米売買を手がける商人となった。弥厚が本格的に新開用水計画に取り組んだのは文化十四

年の隠居後と思われる。

またこの計画は江戸時代後期の文政十年（一八二七）十月八日に弥厚の息子弥四郎の名で提出したが、事業として失敗したことにより特別に計画名が付けられていない。そのため本書では「新開用水計画」とし、展開によって新開計画、用水計画と分けて記載する。

一方の明治用水は旧碧海郡の刈谷・知立・碧南・安城・高浜各市と豊田市南部、加えて西尾市の西部に水を供給するために造られた水路である。矢作川沿いの今村（豊田市水源町）から取水し、豊田市広畔町から西井筋、安城市池浦町字曲尺手辺りから中井筋と東井筋に分かれ、三水路によって耕地に不向きな土地であった碧海台地に水を供給し、近代以降広大な耕作地が造成された。比較的平坦地が多く、交通網、産業地帯でもあった当地域は工場立地としても適地で、必要となる水は農業用水の利用減少に対して工業用水として利用されたことなどから、明治用水は後世評価される事業となった。

弥厚の新開用水計画は明治用水の基本的構想を提起した事業であるが、実質的な繋がりはない。取水口の場所が違い、そのため明治用水の前半部の水路の位置も違う。弥厚の用水計画では現在の越戸ダム辺り（豊田市越戸町）が取水口で、明治二十七年にできた枝下用水の取水口にあたる（『台地を拓く―都築弥厚の夢―』）。

新開用水計画は新開御糺しの史料から豊田市南部や刈谷市の境川・衣浦湾沿い、油ヶ淵南岸を除く、碧海台地中部・南部地域を想定していたとされる。明治用水の開発地もほぼ同じであり、また、台地上に点在していた溜池が開発出資者の土地として考慮されていた所も同じである。ただ用水計画について問題点があったのか計画は棚上げにされ、幕府の許可や支援は得られていない。明治用水は用水計画を前提とし、用水路造成の完成によって私有地や溜池跡地の開発が進められたことを忘れて



はならないだろう。

しかし、都築弥厚は、明治用水完成によつて地域を大きく変えた功績により、明治用水計画を推進した岡本兵松・伊予田与八郎とともに功労者として称えられ、今では学校教育などで道徳的人物として取り上げられる偉人となった。そして弥厚が明治用水を計画した、地域の百姓のために計画した、それなのに地域の百姓らはその志を疑い反対した、と記憶している人々が多い。

本集は都築弥厚の事跡を口伝や後の噂や解釈などを重視した観点から一線を画し、歴史学の文書史料（古文書）を著すことで客観的な都築弥厚像を捉える手段として提供する目的がある。ちなみに弥厚の口伝・噂はほぼ百年前の大正期から始まっている。そして弥厚に関する多くの著書が出されているため、文献は歴史学的な視点の著書以外は参考にできないのが現状である。

## 1 本書の構成について

本書は都築弥厚の事績のうち、新開用水計画の史料や計画時期の史料を集めた。大きく二期に分け、一期を文政十年（一八二七）の新開用水計画の願書提出から幕府勘定方役人による第一次見分（分見、巡見）と同年六月御札回答提出までとし、二期は天保三年（一八三二）二月の中泉代官による第二次見分から翌四年四月の新開請書提出、弥厚死去前月の

表1 すでに公表されている資料

| 史料番号 | 掲載本及び資料番号等                    |
|------|-------------------------------|
| 1-3  | 『明治』26番、『安城』96番、『弥厚翁』本文21～22p |
| 1-8  | 『明治』34番                       |
| 1-10 | 『弥厚翁』本文34～41p                 |
| 1-11 | 『安城』99番                       |
| 1-13 | 『新編安城』30番                     |
| 1-14 | 『新編安城』31番                     |
| 1-19 | 『明治』36番                       |
| 1-20 | 『安城』97番                       |
| 1-28 | 『明治』38番                       |
| 1-30 | 『安城』98番                       |
| 2-2  | 『弥厚翁』本文41～44p                 |
| 2-4  | 『安城』101番②                     |
| 2-6  | 『安城』101番③                     |
| 2-7  | 『安城』102番                      |
| 2-11 | 『明治』37番                       |
| 2-31 | 『安城』103番                      |
| 2-32 | 『明治』28番、『弥厚翁』本文23～25p         |
| 2-33 | 『弥厚翁』本文25～27p                 |
| 2-34 | 『明治』30番、『弥厚翁』本文27～29p         |
| 2-35 | 『明治』29番、『弥厚翁』本文29～30p         |
| 2-36 | 『弥厚翁』本文30～34p                 |
| 2-37 | 『明治』35番                       |
| 2-38 | 『安城』101①番                     |
| 2-41 | 『再販 安城村 神谷家文書』所収、原本不明         |
| 2-43 | 『安城』104番                      |
| 2-44 | 『安城』100番                      |
| 2-47 | 『明治』27番、『弥厚翁』本文57～58p         |
| 2-56 | 『明治』32番①、『弥厚翁』本文62～63p        |
| 2-57 | 『明治』32番②、『弥厚翁』本文63～65p        |
| 2-59 | 『新編安城』98番                     |
| 2-60 | 『明治』31番                       |
| 2-64 | 『明治』39番                       |
| 2-67 | 『新編知立市史3 資料編近世』196番           |
| 2-68 | 『新編知立市史3 資料編近世』197番           |

・略称

『明治用水資料編』→『明治』 『安城市史資料編』→『安城』  
『新編安城市史6 資料編近世』→『新編安城』

・番号は所収資料番号

同四年八月までとした。本書では、前者を「1 新開願書から御札しまで（文政十年五月～十三年六月）」、後者を「2 二次御札しから新開許可まで（天保三年二月～四年八月）」と題した。1には史料点数三九点、2には史料点数六八点の計一〇七点を収めた。多くは当該地域の町内会所蔵の資料群（区有文書）や村役人に祖を持つ旧家・商家、そして都築弥厚の負債を処理した都築三郎兵衛家の史料群である。そのため、収録した史料は写しまたは控、案文などが多く、古文書学的問題が存在することをここで断っておく。

本書掲載史料の中に翻刻がすでに活字化されているものもあるので表1

に示した。加えて、本書掲載史料の中には同文や写しなどが複数確認された。そのため重複は避けた。

本書に関連する文献は、『弥厚翁』（愛知県碧海郡教育会、一九一九年）、『明治用水資料編』（明治用水土地改良区、一九五三年）、『安城市史資料編』（安城市、一九七三年）、『新編安城市史6 資料編近世』（安城市、二〇〇五年）、『新編知立市史4 資料編近世』（知立市、二〇一八年）の五冊である。加えて原本史料が未確認であるが、『再版 安城村神谷家文書』（安城町西尾史料研究会、一九九四年）がある。

また、本書収録の新開用水計画に関わる歴史学的著書は、『明治用水』（明治用水土地改良区、一九五三年）を最初として、のちに『安城市史』（安城市、一九七一年）、『新編安城市史2 通史編近世』（安城市、二〇〇七年）が主なものである。また、近隣自治体史にはこの計画に触れた記載がある。その他にもこれらの成果を基に当館で開催された『台地を拓く―都築弥厚の夢―展』（安城市歴史博物館、二〇一五年）の図録も挙げられる。

今後は、新開用水計画の願下げ以降の史料群、また、同計画前の都築弥厚の足跡である新田経営、米売買、酒造業などの事績をまとめた史料群の集成を作成する予定である。

## 2 本書の内容について

### （1）新開用水計画の準備・出願

新開用水計画に関する研究成果は前述の通りすでにあるので、ここでは、本書掲載史料内容を中心に解説する。

計画の発端は文政十年（一八二七）十月八日付の「三河国碧海郡新開一件願書写」（〔1―3〕）の提出である。都築弥厚が主となって活動していたことは、今までの研究により明らかであるが、史料上での出願は弥厚の息子弥四郎の名で提出され、以降、史料上では弥四郎名で出ていて、弥厚

の名は村々などの個別交渉などに見える。

内容についてはすでに『明治用水』『台地を拓く』で記述されているのでここでは割愛する。大筋では、用水路筋の設定と、それによる新田開発可能地の創出、労働力確保について計画されたが、国益とするには容易でないことから放置されたままの大規模事業であった。そのため高額の経費が掛かる土地開発については出願者と関係者で賄うので、用水路の費用を幕府から二〇年賦で拝借を願ったものであった。

また、それ以前に祖父（也更）・父（弥厚）が用水路の「目論見水盛」をしたこと、念願の事業であると弥四郎がしていることから、新開用水計画の構想は祖父也更が死去する文化十四年（一八一七）より以前からによるものとしている。願書なのでかなり強調されていることも考えられるが、天明七年（一七八七）に中根新田を、寛政十年（一七九八）に西小柳新田を買得して、新田経営に携わっていたこともあり、内陸の新田開発の可能性も早くから考えていたのであろう。しかし、この年に出願した直接的契機は用水路の落口を油ヶ淵（八ヶ村溜池）に設定し、関係村々に交渉を始めたが油ヶ淵が満水となるおそれによって、途中から用水路を二筋にして一方を高浜・吉浜村間から衣ヶ浦へ水を落とす案が浮上してからのことであつた。また、幕府に対してもおよそ五万石の田ができる場所であるにも関わらず、私領（幕府領以外の領地）が交錯した土地で大開発が望めずそのままになっていること、これを「御国益莫太之儀」としている。さらに都築弥四郎家自体の経済的な要因も挙げられる（後述）。

願書は幕府に採りあげられ、勘定奉行から村々の意志を問い、弥厚らが村毎に調整する形となった（〔1―3〕）。

願書提出後、文政十年十二月に勘定奉行村垣淡路守（定行）の達しがあり、対象となる村々に対し新開用水計画での故障の有無についての御糺しが行われた（〔1―6―9〕）。村々は翌年正月までの間に回答した。これ

ら史料のうち宛先が明記されている西端村（碧南市）の史料（【1—8】）で和泉村都築弥孝（弥厚）とあり、勘定奉行所や幕府代官所役人宛ではないことがみえる。また、回答の雛形もあり（【1—5】）、形式的なものであったろうと想定される。尾崎村（市内尾崎町）の同文の史料の端裏書には「和泉村都築弥厚代 孫兵衛・良平」（【1—7】）とあり、弥厚のもとで孫兵衛・良平らが雛形を配ったと考えられる。

しかし、八ツ田村（知立市）は新開に差障りなしと回答している一方で、福釜村は計画の請印の用捨を願ひ、西端村は水難場所として差障りがあると回答している。小川村（市内小川町）は故障の旨の書付を弥厚代良平に出しているなど（【1—13】）、村々は模範回答と違う届出をしている。ここには、正中中に弥厚が出府したことを記しているので、文政十年十二月から翌年正月までの短期間で勘定奉行所への報告がなされたと考えられる。

また、先述の尾崎村（市内尾崎町）の同文の他の史料（【1—7】）の端裏書には「文政十一年 新川一件 子正月改」とあり、尾崎村では「新川」つまり用水計画を重視し、尾崎村の西に位置する宇頭茶屋村（市内宇頭茶屋町）と大浜茶屋村（市内浜屋町）との境目ではなく、用水路を大浜茶屋村の西にすることで、尾崎村地内に問題を抱えないとしている。

## （2）幕府勘定所役人による見分（第1回見分）

幕府は願書提出からほぼ二年を経た文政十二年（一八二九）九月に勘定方普請役の門奈道右衛門・石川庄次郎が派遣され関係各地を見分した（【1—11】・【12】・【15】・【16】）。文政十一年正月から一年八か月の間、新開用水計画に関する当該地域の資料は現在のところ確認できない。弥厚と幕府との調整期間であったと考えられている。

『弥厚翁』に所載の「和泉村弥四郎願新開一件」（【1—10】）、原史料所在不明、以下『一件』とする）は文政十二年九月から始まる幕府勘定方の

見分の動きをまとめて領主役所へ提出されたものと思われる。内容から恐らく福島藩重原領で作成されたと考えられる。藩留守居役は八月二十九日に呼び出しを受け、和泉村都築弥四郎の新開願のための見分の実施を勘定奉行村垣淡路守より申し置きされた。

九月十一日に拠点となる和泉村都築弥厚邸に滞在する普請役の門奈・石川から、関係村々へ村高反別とともに田畑、小松生芝地、村境の確認ができる絵図面を作成し、見分の際に差出すようにとの達しが出された（【1—14】）。これに対して村々は九月に反別帳を作成した（【1—18】・【26】）。篠目村（市内篠目町）はこの命令に対して福島藩重原領となった時に作成した寛政五年（一七九三）二月の古絵図を写して提出したとある（【1—17】）。

見分の行程については『一件』によると、九月十三日に和泉村を出立し、赤松（市内赤松町）・笹目（市内篠目町）・安城村（市内安城町他）を廻り大浜茶屋村に泊り（岡崎領分方とあるので宇頭茶屋村であろう）、十六日に笹目村泊り、十七日に重原陣屋役人が笹目村旅宿に赴き同行し、二十日に高棚（市内高棚町）、犬ヶ坪・小垣江・高須村・半城土・野田（以上、刈谷市）、福釜村を廻り和泉村へ戻った。これは重原領を主に記載したもので、「和泉弥四郎廻章状扣写」（【1—16】）等での行程をまとめると表2の通りである。

また、補足的な見分であろうか、十月十五日に西小川（小川）村に泊り、翌十六日の予定を木戸村（市内木戸町）から始めて、藤井村（市内藤井町）で弁当、伏見屋新田（碧南市）まで見分を行うため出迎えよう岡崎領の惣代から関係村々に伝えられている（【1—12】）。

補足の見分後であろうか、十月付で新開場となる小松生・秣場の反別書上が村々から提出された（【1—28】・【30】・【33】・【36】・【37】）。十月二十五日には村々へ対し和泉村の旅宿（都築弥厚邸）に村役人の印形を持参して翌二十六日四ツ時（午前一〇時頃）に出頭するよう廻状が出ている。十月の書上類と

表2 見分行程予定表

| 月   | 日      | 行 程 等                                                  |
|-----|--------|--------------------------------------------------------|
| 9 月 | 6 日    | 見分役人和泉着                                                |
|     | 13日    | 和泉村→赤松村→篠目村→安城村→大浜茶屋村【宿】                               |
|     |        | ※（宇頭茶屋泊か）                                              |
|     | 14日    | 大浜茶屋村→広畔新田→上村→（上村）新郷→国江新郷→挙母村（町）【宿】                    |
|     | （15日）  | 篠目村【宿】（巡見記載なし） ※夜観測か                                   |
|     | 16日    | 篠目村→大林村→西田村→上村→国江村→【馬継】→下村→広畔新郷→里村→大浜茶屋村→今村→安城村→篠目村【宿】 |
|     | 17日    | 篠目村→安城村→赤松村→堀内村→桜井村→小川村→藤井村【宿】                         |
|     | 18日    | 藤井村→中根村→城ヶ入村→和泉村→根崎村→東端村→西端村→高取村→高棚村【宿】                |
|     | （19日欠） | ※順延                                                    |
|     | 20日    | 高棚村→犬ヶ坪村→小垣江村→高須村→半城土村→野田村→福釜村→和泉村                     |
|     | 21日泊   | 今村                                                     |
| 10月 | 1 日    | 村絵図差出の達し                                               |
|     | （15日）  | 西小川村【宿】（補足見分）                                          |
|     | （16日）  | 木戸村→藤井村→伏見屋新田（補足見分）                                    |
|     | 26日    | 村々へ和泉旅宿に参集命令                                           |

※史料1－16等より作成

出頭の前後については不明である。

野田村が提出した反別御改帳（「1－19」）には、九月中に和泉村に呼び出され、新開を望む村は願ひ出るよう申し渡されたが望む村はなかったとある。また、野田村は難渋者の助力のため、これまで通り草刈場を残してほしいと願ひ出たが許されず、その上で仕方なく野林秣場のうち五割を

差出すことを条件に反別改帳を差出している。村の意思は反映されず、見分役人の方針で決められたことが窺える。

また、里村（市内里町）は井筋掘割、つまり用水路が通る筋にあたり、用水路の通る潰れ地の地代金を願人弥四郎が支払い、田畑年貢、小松生年貢を願人が弁納する上で小堤を築いても差障りないと回答している（「1－22」）。野寺村（市内野寺町）も用水路の引入れに差障りなしと回答している（「1－35」）。十月の村々の回答では新開の差障りなしが多いが、用水路については前記の三か村以外に見当たらない。柿崎村（市内柿崎町）はそもそも「御用村方明細書上帳」（「1－31」）で小松生・芝地・稲場等がないと書上げている。

小川村は、手永代官志水三右衛門の交渉によって小川村を通る予定の用水と新開の先送りを実現している（「1－13」）、『新編安城市史6 資料編近世』30番史料解説参照。このように見分による村々の反応は芳しくなく、幕府としても計画を進めることができなかった。

この後天保三年（一八三二）二月までの二年四か月の間、弥四郎家に関する史料、新開用水計画の対象となった村々の史料もなく、計画の動きが全くみえない。『明治用水』『安城市史』によれば、天保二年に勘定奉行村垣淡路守から中泉代官平岡彦兵衛が新開用水計画の担当を命ぜられ、翌年五月に平岡が村々を見分したとある。その間、村々新開地提供に対する反対が依然としてくすぶっていて、再度の説得見分を必要としたとするが（『明治用水』四九〇ページ）、この空白期間の説明はない。

加えて、この時期の都築弥四郎家の商売についても変化があったことが窺える。文政十三年六月に弥四郎が買い請けていた根崎川岸蔵の地所が本家九郎右衛門の支配に変わった（「1－39」）。この蔵は酒積出しのためにあったもので、この時すでに弥四郎家の酒造は休業していたためであった。根崎川岸蔵はおそらく半場川沿いの油ヶ淵への河口付近にあったと思われる。

る。このことは弥四郎家の経営難を想定させ、さらに新開用水計画自体の資金繰りにも支障をきたしていたことも考えられる。

### (3) 中泉代官による見分 (第2回見分)

天保三年(一八三二)二月に当地域(西三河)の幕府領を支配する中泉代官平岡彦兵衛が新開用水計画の見分札方を命じられたと代官所手代・手附から桜井村領主に伝えられた(2-1)。福島藩重原領では、見分札方では呼び出しや掛け合い(交渉)があるかもしれないので心得ておくようにと三月に代官から大庄屋の竹内市郎を通して支配村々に達しが出されている(2-3)。四月には、二十日に中泉を出立し廻村するとの書状が中泉代官所手代・手附らから出された(2-4)。二十八日にはすでに見分一行は拳母町(豊田市)に到着し、翌二十九日より見分の際の人足三五人馬二疋を差出し、継送るようにとの人馬触が出された(2-5)。予定は四月二十九日から五月七日の八日間であった(2-2)。

この見分は文政十二年の新開用水計画の再開と考えられるが、今回の実地見分には計画の張本人である弥厚の同行なしで実施された。弥厚はこの間出府中であつた。

福島藩重原領の村々は地頭林(御林)分の届出や、差出す小松生や芝地、林の割合について願ひ上げた(2-7、20)。また和泉・城ヶ入・中根・小川・桜井五か村の共有地であつた五ヶ野原については、差出し分の山年貢の支払い方法を弥四郎と証人(仲介人)の稲橋村(豊田市武節町)源治郎と村々で取り決めた(2-21)。弥厚が陣屋役人を務めた旗本松平作左衛門領の和泉・東端・根崎三か村は、命じられた分の差出しを届け出ている(2-22)。刈谷藩領の高棚・高取・吉浜三か村も下草年貢を願人が支払うことで納得している(2-23)。

このように納得して土地を差出した村もあるが、領主の許可が未だない

ことを理由に延引という手段をとった旗本本多修理領西端・城ヶ入村などもある(2-24、28)。

見分との関係は不明だが六月には赤坂陣屋(中泉の出張所)の手代二人が赤坂より根羽(長野県下伊那郡根羽村)へ先触れを出し、支配所内の取締りと荒地起返見取場の見分として七日に赤坂を出立した。根羽村には十九日に着き、上津具(北設楽郡設楽町)に継送りを行っている(2-29)。また同じく六月には公儀による国高改と新開場有無の調査があり、榎前村(市内榎前町)は村替え後(福島藩の所替)以降なしとの回答をしている(2-30)。この見分直後に国高改が始まることを考慮すると、この頃にはおそらく代官役人による見分は五月中に終了したと思われる。

見分終了後も差出しに難色を示す村々は多かった。六月に相給である桜井村の村役人すべてが新開用水計画の拒否を領主役人新美惣八郎に願ひ出た(2-31)。この史料では見分での強権的な中泉代官所の姿が書かれている。見分での新開地差出しの勘弁を願う際に、さらに厳しく代官所から申付けられ、中泉へ引き付けて手鎖・入牢を申付け、その上江戸へも連れていく、そうなれば山地はすべて取り上げられるぞ、そうなると日数も雑費もかかる等と圧迫を加えられた。さらに小物成地は諸国一統に差出すべきとの老中水野出羽守の触を読み聞かされ、文政十二年(一八二九)の見分役人門奈・石川の見分時の山地の扱いは門奈の不行届きとした。そのために今回の見分を中泉代官が仰せつけられたのだ、とある。つまり、中泉代官の見解は文政十二年の見分を全面的に否定しているといえよう。また今回の見分は計画の張本人である弥厚が不在中に行われたことも、文政十二年の見分を失敗とみて、当事者の弥厚を参加させないようにしたのではないかと思われる。

このような経緯により、六月四日には新開地の取纏めが行われた。弥四郎の見込みの反別(新開地の面積)は三七四〇町余とあり(2-32)、



各村の秣場や複数村の入会地の反別が書上げられた〔2―33・34・36〕。広大な小松生秣場がある安城村は見込み反別一〇〇〇町としている〔2―35〕。

しかし、八月に西端・城ヶ入村から領主林（御林・囲林）などの新開については免除を願い出ている〔2―40〕。桜井村は新開用水計画に対する回答を八月になっても出していないため、中泉代官手代・手附から領主役人へ婉曲的に回答を求めている〔2―38〕。

九月になって、桜井村では用水問題が解決せず〔2―42〕、桜井村では新開場として差出した箇所<sup>（1）</sup>の請書の取下げ願いが出されている〔2―43〕。用水路については九月段階で願人弥四郎との合意がみられたが〔2―44〕、今回の見分でも調整が困難であった。

#### （4）新開の許可

天保三年（一八三二）十二月に弥四郎の財産と新開仲間の財産の書上げが中泉代官所に提出された〔2―47〕。鷺塚村の問屋片山八次郎・藤浦善右衛門、都築一族の和泉村三郎兵衛・彦三郎・九郎右衛門、同村の八右衛門、弥厚の弟弥三郎である。

同じ頃の史料と思われるが、福島藩重原領小垣江・高須・野田村が新開地となる所から排出される悪水を衣ヶ浦に流れ落ちる境川・逢妻川、猿渡川（沢渡川）とは違った水路を通すことを条件とする書付を提出している〔2―49〕。

また同じ頃、新開用水計画に関連している新開があった。幡豆郡徳次村（西尾市）百姓千代蔵が吉浜村と高浜村（以上、高浜市）の地先海面の寄洲の新開を願い出て、見分糺方があり、両村は新開に差障りはないと回答している〔2―54・55〕。場所は吉浜村地先の字流蛇<sup>（2）</sup>拔下より高浜村地先西浦赤松下までで、海面寄洲には堤を築き廻し、用水は蛇拔川を引入れ

るとしている。翌天保四年二月には、この新開地の見分糺方への絵図面差上げの際に、沢渡川河口に影響を与える川沿いの小垣江・高須・半城土・野田・中・重原村から認可を受けている。

同四月に弥四郎は紀州御貸附所から和泉村・中根新田・小柳（西小柳）新田の居宅・別宅・土蔵等を担保に金九〇〇両を拝借した〔2―56・57〕。二月の段階で新開用水計画の認可がほぼ決定となったと思われる。この時期には三河の真宗東本願寺派の暮戸会所での争論が起きていた（『新編安城市史2 通史編近世』六四〇ページ）。その最中で、新開用水計画で新開予定となった土地を囲う定杭を会所争論で敵対する里村の茂兵衛らが引き抜くという事件が起きている〔2―58・59〕。

四月二十九日に弥四郎は中泉代官に新開地の請書を提出し〔2―60〕、これによって一部の新開を進めることとなった。ただし、新開地のみで用水計画の認可はされず、期待していた安城村一〇〇〇町歩の差出しがなく、新開地は一一か村二〇五町余と昨年六月の新開見込み地の二〇分の一程度であった。そのうちこの年の天保四年に検地を行う新開地は五ヶ野原の四〇町歩余と旗本松平作左衛門領の和泉・根崎村の一二町余であった。和泉村では取り違いの新開予地の差替えなど若干の修正があった〔2―61・63〕。赤松村は新開予地の引渡しに対して八月までの回答延引を願い、新開地を納得した上で鍬入れまでの小松芝草の村の利用を求めている〔2―64・66〕。後の記録では五ヶ野原の開発は認可と同時に進められたようである。

その他にも欠年であるが、美濃国笠松代官所から和泉村までの通行の先触が出ていて〔2―66・67〕、おそらく天保三年の中泉代官の見分との関係が窺える。

弥厚の計画は当初の予定とは違い用水は許可されず、わずかな土地の開発として発進した。しかし天保四年七月には弥厚は病に伏せ、九月に死去した。



翻

刻

## 凡例

- 一、字体は原則として、常用漢字及び通用の文字を用いた。
- 二、史料本文は、適宜、読点、並列点を付した。原文書や活字本にある返り点やふりがなは原則としてそのまま表記した。
- 三、表紙や上書・端裏書などは、「」に括り、傍注に（表紙）（中表紙）（上書）（端裏書）などと記した。
- 四、史料文中の文字間に書き足した文字は、文中の適切な場所に「」で入れた。適切な場所がない場合は、行間にあらわした。
- 五、挿入文書は、「」に括り、傍注に（挿入紙）等と記した。
- 六、明らかに誤記と判別できる場合は、傍注に（○○）（○○カ）（ママ）などと注記した。ただし、近世文書で慣例化されている文字については、傍注を付さなかった。
- 七、脱字は（○○脱）（○○脱カ）と注記し、衍字は（衍）、あるいは（衍カ）と注記した。
- 八、欠損または判読不能で、その字数が推定可能な場合は□□□、その字数が推定不可能な場合は「」で示した。また、丁綴目にあたる部分で判読不能の箇所には、「」の傍注に（読メズ）を付した。
- 九、文字が抹消されている場合は左傍にを付し、塗抹された文字は■で示した。訂正文字、あるいは抹消文字が判読できる場合は右傍に記した。
- 十、闕字は一字空白、平出・台頭は二字空白をあけて表記した。
- 十一、変体仮名は原則として平仮名に直した。ただし、而（て）者（は）茂（も）与（と）など助詞として使用している場合や「而已」（のみ）はそのまま使用した。
- 十二、合点は、ととした。
- 十三、合字などの特殊文字は、左の文字を使用する。  
か（より）、メ（して）、モ（とも）
- 十四、掲載史料のうち、原本不明の史料は活字本や草稿などを使用した。それら史料の文字は忠実に転載したが、便宜上読点を加えた。
- 十五、史料翻刻中に差別的な用語が含まれる場合もあるが、そのまま翻刻した。決して差別を助長するものではない。

1 新開願書から御糺しまで（文政十年五月～十三年六月）

【1-1】文政十年五月十三日条〔都築三津四郎御用通行につき先触〕

覚

一人足三人 但 駕籠

分持

右者主人急用ニ付明十四日信州飯島町出立、東海道岡崎宿迄罷越候間、書面之人足御定之賃錢請取之、無遲滞早々繼立可給候、以上

五月十三日

御用御側

松平筑後守内

都築三津四郎

十四日泊り 駒場宿

十五日泊り 根羽宿

宿々

問屋役人衆中

（長野県根羽村歴史民俗資料館所蔵「文政十亥年正月日 御廻状留帳」のうち）

【1-2】文政十年六月九日条〔都築弥厚御用通行につき先触〕

覚

一 駕籠三人

一 両掛忝人八分

右者江戸屋敷分三州陣屋迄罷越候、尤先触差出候得共何之宿ニ而滞候哉当宿江相届不申通依之通触差出候、明十日早朝諏訪宿出立、三州岡崎宿迄宿々村々書面之人足繼立頼及候、以上

亥六月九日

松平筑後守内

都築弥厚

諏訪い、島・い、田・足助・岡崎宿迄  
右宿々村々役人中

猶以繼順早々此先触順達頼入候、以上

亥六月十二日九ツ時当着、同日武節へ繼立ル

（長野県根羽村歴史民俗資料館所蔵「文政十亥年正月日 御廻状留帳」のうち）

【1-3】文政十年十月八日 三河国碧海郡新開一件願書写

〔表紙〕  
「三河国碧海郡新開一件願書写」

乍恐以書付奉願上候

三河国加茂郡南分碧海郡平面ニ小松生平松ニ而用水掛無之付、田所ニ難相成過來候、惣而両郡田方払底畑方勝ニ而百姓難済仕候、然処往昔私祖父・父共目論見水盛仕候処弁理至而宜、矢作川上西川分越戸村上ニ而分水仕、用水路者平山計押通シ、凡長八里計水道相附候而、落口字八ヶ村溜池江落候趣ニ而、村々為申替候処多分承知仕相歛候得共、八ヶ村用水落口満水之節難済之姿ニ而熟談出来兼、其後茂折々申出候得共、何分凡五万石余田所出来之場所、殊ニ御私領入込不容易大造之儀連々等閑ニ罷成候、然ニ私祖父・父共心掛候 御国益莫太之儀、且者下々一統田方払底之所相当之百姓ニ茂可相成与歛候儀者不少候間、何分其儘難打過、依之右八ヶ村江差障之場私今般再調仕候処、字安城野与申所ニ而用水落口二筋二分チ、一方者字藤井村分矢作川裾江落シ、一方者字野田山分吉浜村・高浜村両村之間を通シ西海江落シ候得者、八ヶ村差障少茂無御座候、却而満水之節押水を遁、其外村々持来之田所用水少ク旱魃勝之所、右用水引込候得者在来之田地江井掛宜相歛申候、委敷儀者絵図面御引合被成下候得者悉ク相分り申候、尤新田開発仕免安之所を作、古田等閑作方仕、古田荒候場所も他国ニ者有之哉承候得共、第一奉願上候場所近辺別而人多、尾州近所ニ而越百姓茂出来仕候儀御

座候、右御見分被成下候ハ、夫々頭前仕候儀御座候、右場所柄之儀者誠ニ結構之田所ニ相成ニ者眼前之儀、御見分被為在候ハ、乍恐難御捨置被思召程之儀、併右鉢之場所是迄可捨置道理茂無之様御不審茂可被為在候得共、大造之場所、殊ニ用水路凡小十里茂隔候故、地理不案内ニ而者不寄存茂儀ニ御座候、乍恐兼而私祖父・父共諸人之歛候事を生涯心掛罷在候儀故、先祖合後代迄之規模空敷仕候儀残念ニ奉存候、第一御国恩之冥加ニ付何分ニ茂奉願上候、就右而者田所開免之儀私一式引請、内仲間・親類共身許宜者共申合急度御田地ニ可仕候、併惣入用中々不容易儀ニ而、家作之上新百姓も夥敷取立不申候而者不相成、万端難申尽入用ニ御座候、其内用水堀之儀者古田畑有来村々迄御救ニ罷成、畑田成ニ相成候儀も多分ニ奉存候間、用水路一式丈ケ之御入用者拝借被下置候様、式拾ケ年賦を以急度御上納可仕候、多分出来之田所ニ御座候間、少茂無滞御上納可仕候間、何卒右奉願上候通御見分被成下候様、幾重ニ茂奉願上候、猶御尋之儀者乍恐以口上可奉申上候、以上

松平作左衛門知行所

三州碧海郡和泉村

願主弥四郎煩ニ付代

親類「弥作」

良平印

文政十亥年十月八日

御勘定

御奉行所様

「口上」ニ而可申上候、弥四郎義病氣ニ付代私奉願上候、委細儀者弥四郎父都築弥厚、松平作左衛門様家来在役ニ御座候、屋敷内ニ而罷出候間御尋之儀者同人差出候得者猶又俄に相分り申候与可申上趣竜ノ口石川・中山御内々被仰聞候

(明治用水土地改良区寄託)

【1-4】(文政十年) 十月十日 「弥四郎代良平に添使者同行で、願筋差出すよう達」

「御奉行所へ新開願人添使者口上書」

松平作左衛門知行所

三州碧海郡和泉村

百姓

弥四郎煩ニ付

代良平

右之者願筋有之候ニ付添使者を以差出申候、以上

十月十日

松平作左衛門

(東端町都築家所蔵)

【1-5】(文政十年カ) 差出申一札之事 (新開・用水堀割の儀返答雛形)

「山地新開ニ付三ヶ村御札一件」

役場扣

「都築三郎兵衛扣」

差出申一札之事

一当国加茂郡南ハ碧海郡小松生平野山之場所新開之趣、今般村垣淡路守様江被仰上候処 御益ニ茂相成候間、一先帰村之上用水路堀割掛り村々并新開場村々故障相札有無共可申出旨 御奉行所様合被 仰渡候由ニ而御掛合被成、仍之村方之儀一同及相談候処、元より田方払底之場所、殊ニ古田用水懸り無之旱魃勝ニ而難洪仕来り、古田江用水掛候ハ、村々相歛聊故障無御座候、且又新開場所原地并平山之儀者、是迄山御年貢或者下草年貢等納来、又者馬草場薪等年来苅取候儀ニ付、村々小前迄夫々



田地以御憐愍被下置候ハ、難有奉存候、左候得者村方ニおゐて故障少<sup>茂</sup>無御座候、依之一札差出申候処如件

右之趣村方一同御承知候ハ、一紙連印御座候、御不承知候ハ、別段何等之訳与御認、一村限り被成年内御奉行所御届御座候、近々否承度候、以上

(東端町都築家所蔵「山地新開ニ付三ヶ村御札一件」のうち①)

【1-6】文政十年十二月 差出申一札之事(新開故障有無の件福釜村請印用捨につき) ※差出明記のため資料1-5と同文だが掲載した。十二月とあり

差出申一札之事

一当国碧海郡小松生平野山之場所新開之趣、今般村垣淡路守様江被仰上候処御益<sup>ニ</sup>茂相成候間、一先帰村之上用水路掘割掛り村方并新開場村々故障相糺有無共可申出旨、御奉行所様へ被 仰渡候由<sup>ニ</sup>而懸合被成、依之村方之儀一同及相談候処、於村方故障之筋決<sup>而</sup>無之候、右ニ付御請印形可仕候処、庄屋茂兵衛儀此節出府罷在候ニ付、御請印之義<sup>者</sup>御除被下度、尤此書附<sup>ニ</sup>而相済候ハ、御用置可被下候、若又御請印御入用之節<sup>者</sup>庄屋茂兵衛方江懸合之上御挨拶可申上候、何分於村方故障無之候ニ付一札差出申候処如件

文政十亥年十二月

松平三郎次郎御知行所

三州碧海郡福釜村

組頭

兵右衛門

百姓惣代

弥兵衛

【1-7】文政十一年正月 差出申一札之事(用水・新開故障有無の件不承知、用水路大浜茶屋西ならば尾崎村申し分なきにつき)

差出申一札之事

一当国碧海郡小松生平野山之場所新開之趣、今般 村垣淡路守様江被仰候処 御益<sup>ニ</sup>茂相成候間、一先帰村之上用水路掘割懸り村々并新開場村々故障相糺無有共可申出旨、御奉行所様へ被 仰渡候由<sup>ニ</sup>而御掛合被成、依之当村方之儀一同及相談申候所、右用水路大浜茶屋東堀割ニ相成候<sup>而</sup>ハ古田江差障潰地ニも相成候間、村方一同不承知ニ御座候、兼而被仰聞候通大浜茶屋西掘割ニ相成候へ<sup>者</sup>、当村地内ニ不懸候ニ付申分無御座候、乍併洪水之節<sup>者</sup>地続之義如何可相成哉も心遣いたし、其節之趣ニ寄御願申上候儀も可有御座候、依之一札差出申候所如件

文政十一年

子正月

三州岡崎領尾崎村

組頭 李右衛門

同 豊吉

庄屋 勘左衛門

(尾崎町内会所蔵)

【1-8】文政十一年正月日 差出申一札之事(用水・新開故障有無の件西端村差支えにつき)

差出申一札之事

一当国碧海郡小松生平野山之場所、今般新開之趣被仰聞、依之村方故障有無之儀可申上様被仰聞奉畏候、然ル処西端村之儀ハ地ひくニて水難場所ニ有之候ニ付、上より用水路有之候<sup>而</sup>者早魃之節<sup>者</sup>宜鋪候得共、満水之節ハ古田江差障り可申<sup>与</sup>歎ケ敷奉存候、并松生場所新開ニ相成候<sup>而</sup>者已来

苟等<sup>ニ</sup>茂差支難洪仕、是又歎ケ鋪奉存候、ゆくく之処愚案<sup>ニ</sup>行届不申候間、御憐愍以宜敷御取計可被下候、依之御断書差上申候処依而如件

文政十一年

子正月日

本多修理知行所

同国西端村

百姓代 新重(印)

同断 五兵衛(印)

組頭 七右衛門(印)

同断 長七(印)

庄屋 五郎兵衛(印)

同断 原田善治郎(印)

三州和泉村

都築弥孝様

(碧南市史資料室所蔵)

【1-9】(文政十一年正月カ) 差出申一札之事(用水・新開故障有無の件、馬草場残すならばハツ田村差障りなきにつき)

差出申一札之事

一三河国加茂郡南<sup>ル</sup>碧海郡小松生平野山之場所新開之趣、今般 村垣淡路守様江被仰上候処、御益<sup>ニ</sup>茂相成候間、一先帰村之上 御奉行様<sup>ハ</sup>被 仰渡<sup>ニ</sup>而被成御掛合、依之村方之儀一同及相談候処、元より古田用水払底、旱魃勝<sup>ニ</sup>而難洪仕来候古田迄用水掛り候ハ、村方相歎故障無御座候、且又新開場所原地并平山之儀是迄山御年貢或下草年貢等納来、又者馬草場薪等年来刈取候儀<sup>ニ</sup>付、村方小前迄夫々田地被下置候ハ、難有奉存候、併当村之儀者御伝馬役等茂相勤候故、馬草場以 御憐愍御残し被下置候ハ、猶又故障之筋少<sup>茂</sup>無御座候、依之一札差出申候処如件

(知立市八ッ田区所蔵)

【1-10】文政十二年八月(天保三年八月) 和泉村弥四郎願新開一件

文政十二己丑年

松平作左衛門様御知行所

和泉村弥四郎願新開一件

從八月

丑八月二十九日著便左の通

一、御勘定奉行より御留守居御呼出御遣御書付一通来、左の通、則

松平作左衛門知行所

三州碧海郡和泉村

都築弥四郎

右之者加茂碧海郡内新開の義願出候に付右場所見分<sup>ハ</sup>為糺方、此度御普請役兩人差遣候に付御領分村々被越請書印形等申付候義も可有之候間、差支無之様村方へ可被申渡候

右の通村垣淡路守申置候

一当国村々新開場見分糺方為御用御普請役門奈道右衛門殿・石川庄三郎

殿今十三日和泉村出立

左の村々地先芝地小松生場所見分巡村有之旨

大浜茶屋村より届出

赤松村 笹目村 安城村

大浜茶屋村泊 岡崎領分方に相成候由

同十六日

一御普請役殿今夜笹目村泊に相成候旨夕方村方より届出済候、明早朝為助出役の積り申遣

同十七日

一山田為助今晚七半時出宅、笹目村へ罷出御普請役の御旅宿へ被赴、赤坂御手代宮原勝太郎と申仁も附添被相巡候由、右の宿にも罷出昼時被歸

同二十日

一今日左の村々巡村の由

高棚村 犬ヶ坪村 小垣江村 高須村 半城土村  
野田村 福釜村 和泉村へ

同二十一日

一昨日の巡村相延今夜今村泊の由

十一月

一右御普請役へ差出候請書並絵図面写左の村々より差出候

天保二辛卯年

一十一月一日著便左の御遺書来、則触申

松平作左衛門知行所

三州碧海郡和泉村

百姓

弥四郎

右の者三州加茂碧海郡内新開の義願出候に付、右場所糺方御代官平岡彦兵衛へ被仰付候間、差支無之様村方へ可被申渡候  
右の赴村垣淡路守申進候

同三壬辰年

二月廿六日遣

一中泉赤坂御陣屋より来書文通留

別に通 翌廿七日返書差出

四月十八日遣翌日返書

一右同所より来書村々新開場為糺彦兵衛様、来る廿日頃中泉御陣屋御出

立御巡村の上分間水盛等被成請印被仰付候義も可有之候間、村々申渡被置候様、且其所々に寄御家来御立会の上被成御糺候義も可有之旨申来候、別に留有之

五月朔日

一平岡彦兵衛様去月廿八日拳母へ御著の由

二日

一右御巡村に付御延明日御取扱向知立問屋へ問合別帳に有之

一五月三日大浜茶屋村出立、尾崎村・宇頭村・別所村・別郷村・今村・里村・

牛田村・知立宿御泊、右に付今村境へ山田為助羽折踏込にて出役、領

内御跡々に付可申哉御手紙により相尋ね候処、不及其義御懸合の義も

いたし候は、其節可申上旨御先様も斯有之候得共、御領分内は御先立

いたし候様申付候由、八つ時頃被歸

一知立御本陣へ善八郎・鹿五郎御使は相勤御手代中旅宿にて被請候御口

上左の通り

此度新開場為御見分領内村々に御巡村被成御苦勞義存候、御用向も御

座候は、家来共え御聞御旅中為御見廻目錄之通麩菓一折致進達候、此

段甲斐守分免も被申付越候由

御菓子料

金三百疋 菓包

右翌日三日右之御音物之義は御用先之義に付御用済迄御預け申候間

御手代 鈴木又之進殿

同 関根藤左衛門殿

金貳百疋つ、 同 宮原勝太郎殿

同 小幡考藏殿

同 福岡泰助殿

右同断

一明四日左之通り御巡村のこと知立問屋より為知申達候

知立御立 八ッ田村 笹目村 谷田村 中村

野田村 箕輪村 福釜村 和泉村御泊

五月四日 一御先払差出す 榎前村 高棚村迄御巡村之由

五日 左村御巡村御先払相達之由届出

六日 和泉村 高棚村 犬ヶ坪村 小垣江村 吉浜村 高取村 西

端村 東端村 根崎村 和泉村

同日 今日和泉村より左之村々御巡村之由昨夜之咄

御先払差出候

和泉村 城ヶ入村 中根村 米津村 藤井村 桜井村 小川

村 安城村

但和泉村御見分跡巡に相成候

同日 山田為助岡崎表へ懸合筋有之由

同日 平岡様今日上郷え御越之由

山田為助未刻過被帰

同日 彦兵衛様今晚大浜茶屋村御泊之由

同日 和泉村御手代衆に而御用も有之加之様子に付昼後より為助・

喜助被越候処間違之筋に而何之御用も無之候由夜に入被帰

同日 新開村々より願書差出す、右は去る丑年御普請役へ御林五

分三分差出候趣、此度は不殘或は七八分差出候様御理解有

之、追々御艱願仕候得共御聞濟無之由、此上願出候も恐入

候に付御上様より仰上被下候様十五箇村より連印に而差出

す

五月十五日 山田為助、江坂喜助同道に而和泉村へ罷出、右十五箇村願書

に付 村役人心得違に而差出候付、右之口上書持参之処御

林之義早速聞濟有之、村方願書も預り被置候由及深更翌朝

被帰

同日 十七日 和泉村弥四郎代嘉吉・善兵衛御手代申添翰を以願書差出上

旨申達願書 返簡相渡

乍恐以書付奉願上候

三州碧海郡和泉村百姓弥四郎奉申上候加茂碧海兩郡之内小松生立並芝地  
新開奉願上候処、下知濟之上為御見分平岡彦兵衛様村々御廻村御札被為  
在候処、当領分碧海郡箕輪、牛、里、今村、笹、小垣江、中村、八ッ田、  
高須、本、野、半、榎、和泉都合十五箇村地先之義、今般御札有之候処、  
右地所之義御領主様御林之旨に御座候趣、御見分御用先に而被仰聞奉驚入  
候、右地所之義は最初新開願出候砌、見込之場所に御座候処、去る丑年  
御普請役様御見分之砌町步御改有之候節、過半通は新開に可差出旨村々  
御請取仕候に付、今般御見分被為在候に付而は、御領主様御役所よりも御  
国益之義に候間、御声掛りも有之候は、新開地可相増と心組罷在候処、  
御林之御注意新開地所格別相減候段案外仕候、然る処去る丑年村々御請  
書之始末逸々御奉行所へ願人より申立、猶又御普請役様御見分之砌御領  
主様御役人様御出張有之候上にて歩合可差出旨村々御請書致候義、今更  
御林と相成右地所相減候ては一同新開難相成難渋至極仕候、差当右様相  
成候而は恐多御公儀様奉偽候儀に相成願人身分難相立奉恐入候、去る丑年  
御普請役様御札之節、当御役人中様御出張之上御取極被為遊候上に付右  
十五箇村より指出候御請書添書に候哉、願人より御奉行所へ偽り申立候  
哉及出訴御吟味可奉請より外無之と奉存候得共、右候ては双方之難渋難  
計与当惑仕無是非奉願上候、既に御江戸表御当方様御重役格別之御益筋  
にも相成候に付、村垣淡路守様へ御使者を以被仰立候程之儀今更に相成  
御林と被仰立候而は願人偽之道理に落入可申哉に奉存候、何卒以御慈悲前  
書之始末被為訊聞召、右村々地所新開可相成様に仰付下被置候様奉願上  
候、余は乍恐口上を以可奉申上候

三州碧海郡和泉村

新開願人弥四郎煩に付

代 嘉吉

善兵衛

同 十八日 和泉村弥四郎代之者昨日願書差戻返書相渡候処、猶今朝被

越いづれ趣意御立不被下候而は引取不申候段申候付、昨日  
は返書添書致し早々引取候様御達被下度旨使を以返書差出  
候処、一旦其地へ差出候儀に付再応利害被仰聞納得之上早々  
引取候様取計可申旨申来候

同 十九日 江坂喜助岡崎表へ差遣す

牛田村・中村・八ッ田村三箇村秣場差出候に付、今日受印  
に罷出候由

同 十九日 江戸江御使出す

弥四郎願一件大庄屋を以理解申達

五月廿一日 今晚寅刻御手代中より来書之処、村々より申立候趣不相分  
義有之に付御談申度義有之候間一人罷出候様申来

一右に付山田為助・江坂喜助今辰刻過より罷出候返書も持参  
一弥四郎代之者今夕引取候由

一村々書出し反別と御林帳と違其外不相分所仕訳いたし差  
出様被申候に付被帰取調、明後日指出可申旨申候処、村々  
帳面等揃之上御懸合申候義も有之候間今晚一宿致し候様  
被申聞候に付一宿致し候旨申越

同 廿二日 今晚も被帰候様に相成間敷淳平・張右衛門之内一人則張右  
衛門へ申付、七時過より差立

同 廿三日 御代官明方御引取之御様子、外様よりも御役人被参候様子  
に付罷出候はゞ、早々罷出候様申来四ツ半時より罷越

一御手代衆宿へ罷出彦兵衛様御様体相伺候旨申置、且此度

御糺に付而は役場初村役人諸事行届別而の手数相かけ恐入  
候段申来、彦兵衛様御宿へも可罷出哉に申候処拙者共よ  
り可申聞旨に付不罷出候暮合ひ一同引取

同 廿七日 山田為助赤坂表へ罷出先日之御音物持参

一岡崎様御代官今木新右衛門殿へ近々問合等いたし候に付  
挨拶金貳百疋持参

一赤坂より来書口上書之事

同 廿八日 秣場差出候村々届書差出

三箇村入会不残

一秣場壹町五段歩 牛田村 八ッ田村 中村

一六反歩の内貳百歩 八ッ田村

貳拾参町六反八畝余之内六分通

一拾四町貳反貳拾四歩 野田村

此年貢四斗六升九合六勺

壹町九反六畝廿四歩の内六分通

一壹町壹反八畝貳歩 高棚村

拾貳町の内八分通

一九町六反 福釜村 みのわ村 御私領

五ヶ野原四拾八町之内

一参拾八町四反 中根村 城ヶ入村 和泉村 小川

村 桜井村

右之通差出請印仕候間届書差出

六月二日 豊田善八郎出立、赤坂宿入口迄参候処見歩便罷出居問屋へ  
罷越候処、当陣屋へ御立寄被下度此段関根江申付候由申に  
付、則罷出候処、岡崎表にも芝地不用の場所差出可申趣相

談候間、当方も右様の場所所有之候はゞ差出べき様談有之何れ江戸表重役共江可申達旨申て引取候由

同 十四日 岡崎御代官今木新右衛門為用談罷越面会彼是内談有之酒出久方罷帰

七月四日 関根藤左衛門より以書面申談義有之に付罷出候様申来罷出候処先日善八郎殿へも及御談候通芝地等不用の場有之候はゞ早々取極挨拶候様談有之何れ善八郎近日罷登るべく候間其節可及御懸合旨申て引取

七月廿四日 豊田善八郎著陣

同 廿七日 善八郎より関根へ書状差出別紙留有之

八月九日 出関根小幡よりの書面は十二日達、右返報同十四日差出別紙留有之

已七月四日 出関根小幡よりの書面は六日相達罷出候様申来、則喜助罷出候処関根氏江面会、去年善八郎殿へ御懸合申候小物成場之義、御近領御振合と被申暫相待呉との義御近領は水野様始夫々御差出最早重原並安城計未相分如何之旨と尋ね候間、江戸表にても未相分故今以何とも申越無之旨相答候林と申候場所松成木致候処は林と刈谷にては申候由談有之、左候へば領主林と申にても無之、百姓故障申立候はば役場にて利害申聞候様被申聞候間、何分右の趣江戸表へ申遣すべき旨申て引取候

七月二十日 稲橋村源次郎と申者より竹内市郎へ手紙にて中泉御手代堀川州三郎次様御談被成度義有之候間、今夜大浜屋茶屋村御泊立罷出候様申来候由にて一郎罷出候処、弥四郎新開の義は村々百姓持林の類差出候様御願有之候処、私より差出せと申義は難申候間御断申上候様申候処、今一応治助へも内

談致明晩岡崎へ泊立罷出候様申聞られ候由、右にて引取翌廿一日岡崎御同人旅宿へ罷出治助とも相談仕候得共、百姓持林之義は御年貢米通並に借金等の融通にも仕候義差出候ては一統難渋に相成候義、私より申出候義は御断申上候由相答候処、先達御国高改之節村之惣代之者有之候間、右之者共相願村方相談致候旨大庄屋へ可申出、其節は宜相談可致由被申聞候由

〔弥厚翁〕本文三四～四一ページ

【111】文政十二年十月十一日 〔江戸普請方和泉より篠目に至るまでの宿泊覚書〕

江戸御普請方和泉御着九月十日

同十三日赤松地内へ始、安城・笹目・大浜茶丸や清吉御泊り

同十四日拳母高木甚三郎方へ御泊り

同十五日当所御泊り

御普請方御兩人 仲間式人 御宿

新右衛門

赤坂御手代 仲間老人 御宿

治右衛門

和泉村弥四郎様 付七人 御宿

玄仙

御地頭様重原御陣屋

御代官山田為助様御機嫌窺 下宿

若徒老人 明専寺

仲間老人

右十六日未明へ御着候

右之通当所御泊り御機嫌克相済申候、夫々安城原山々段々、藤井村十六日夜御泊り候、追々御見分之儀ニ付次第御座候へ共略之記畢

御役人様江書上

白米壹升代九拾文かへ

錢相場六貫貳百文かへ

右ニ而木錢米代御払有之

印形御取被成候

同年

丑十月十一日

立会

源藏

同

武右衛門

百姓代

新右衛門

写方

重左衛門

(篠目町内会所蔵)

【1112】(文政十二年) 十月十五日 [見分役人巡見日程につき書状]

御見分御役人様方今晩西小川村御泊り、明十六日木戸村初り藤井村ニ而弁当被遊、夫レハ伏見屋御移り被遊候、一寸御出迎可然候様ニ奉存候、右得御意度早々如此ニ御座候、以上

十月十五日

岡崎領

惣代

米津村

根崎村

鷲塚村

伏見屋新田

右村々

(庄殿)  
御屋衆中

(個人蔵、西尾市教育委員会寄託)

【1113】 文政十二年十一月 山新開并堀川御用捨書上帳 (小川村)

(表紙) 文政十二年 上小川村

山新開并堀川御用捨書上帳

丑霜月

金右衛門控

和泉村弥四郎始テ持来候趣左之通

差出申一札之事

一当国碧海郡小松生平野山之場所新開之趣、今般 村垣淡路守様江被仰上候処 御益ニ茂相成候間、一先帰村之上用水路堀割掛り村々并新開場村々故障相糺有無共可申出旨、御奉行所様ハ被 仰渡候由ニ而御懸合被成、依之村方之儀一同相談及候処、元より田方払底之場所、殊ニ古田用水懸り無之、旱魃勝ニ而難洪仕来候古田江用水懸り候ハ、村々相歛聊故障無御座候、且又新開場所原地并平山之儀者、是迄山御年貢或者下草年貢等納来、又者馬草場薪等年来苅取候儀ニ付、村々小毎迄夫々田地以 御憐愍被下置候ハ、難有奉存候、左候得者故障少 無御座候、依之一札差出申候所如件

月日

右之通り書附持参致候事

文政十年

亥極月上旬弥厚入来

右ニ付村方一統相談之義数度

〔後継〕  
〔翌〕

文政十一年

和泉村

子正月

弥厚手先

良平

伝内

其外

之者

当村役人

数度之懸合

ニ而

左之通書附差出ス

差出申一札之事

一三河国加茂郡南ノ碧海郡小松生平野山之場所新開之趣、村垣淡路守様

江被

仰上候処御益ニ茂相成候間、一先帰村之上用水路堀割掛り村々

并新開場村々故障相糺無有共<sup>ママ</sup>可申出旨、御奉行様ニ被<sup>マ</sup>仰渡候由<sup>ヨシ</sup>ニ而被

成御懸合、依之村方之儀一同相談および候処、当村之義者<sup>マ</sup>至而地低<sup>ニ</sup>而

大雨之節<sup>者</sup>野水大造、殊ニ惡水吐<sup>マ</sup>逆水<sup>茂</sup>有之甚々難洪仕来候、其上矢

作川満水之節<sup>者</sup>堤切込候得<sup>者</sup>、当村西山乗越<sup>ニ</sup>而流行致候場所、此度御

新開用水路相当り候ハ、家居格別之深水入<sup>ニ</sup>相成、一命<sup>ニ</sup>茂拘り可申

与一統歎敷奉存候、依之一札差出申処如件

文政十一年

竹垣庄藏御支配所

子正月

三州碧海郡小川村

名主

幸右衛門

組頭

伊左衛門

百姓代

長三郎

本多中務太輔領分

同国同郡同村

庄屋

金右衛門

組頭

伝六

百姓代

助八

諏訪若狭守知行

同国同郡同村

庄屋

浅右衛門

組頭

半右衛門

百姓代

佐之右衛門

右之通故障書付同月廿二日弥厚代良平ニ相渡ス、同正月右弥厚江戸表へ罷下り、翌文政十二年丑九月十二日御普請役御登り、堀川水盛新開場御糺有之候

御普請役



門奈道右衛門様

石川庄治郎様

右之御方様当村地内堀川水盛九月十八日御見分、同日夜御泊り蓮泉寺、翌十九日藤井村御泊りへ、村絵図割付御覧可遊候、尚又村高反別家数人数馬等相調差出様被仰付候

左之通り

一村高式千六拾九石六合六勺 碧海郡

小川村

内

平岡彦兵衛御代官所

一高百八拾式石式斗四升九合六勺

此訳

高百拾四石四斗八升式合四勺

本新畑方

此反別拾壹町式反六畝六分九厘

高六拾七石七斗六升七合式勺

本新田方

此反別五町六反壹畝拾分六厘三毛

家数三拾三軒

人数百五拾八人

作馬式疋

名主

幸右衛門

与頭

伴左衛門

百姓代

長三郎

外ニ

山四町六反七畝八歩

米五斗三升七合八勺

山年貢

本多中務太輔領分

一高千六百八石壹斗九升四合

此訳

高九百八拾三石式斗五升五合

本新畑方

此反別九拾七町三反壹畝廿歩

高六百式拾四石九斗三升九合

本新田方

此反別五拾壹町五反九畝拾九歩九厘

家数貳百七拾三軒

人数千貳百五拾八人

作馬拾疋

山四拾壹町式反三畝五歩

米四石七斗七升三合

山年貢

庄屋

金右衛門

与頭

伝六

百姓代

助八

諏訪若狭守知行所

一高式百七拾六石七斗六升五合四勺

此訳

高百六拾九石貳斗九升七合八勺

本新畑方

此反別拾六町七反四畝廿三步九厘

高百七石四斗六升七合六勺

本新田方

此反別八町八反七畝廿九步

一山高卷石七斗九升七合六勺

家數四拾六軒

人數貳百拾人

作馬貳疋

山反數七町九畝拾七步

米八斗九升九合

山年貢

庄屋

淺右衛門

与頭

九右衛門

百姓代

佐之右衛門

一惣山五拾三町分

右之通御座候、以上

文政十二年

丑九月

御見分

御役人中様

右之通之書附・村繪図共ニ差上候處、後月廿六日ハ堀川小松生共御札在之

候得共不承知ニ付、段々御利解被 仰付候ニ付、御領主御支配志水三右衛門様江御歎申上候得者、諏訪若狹守御代官加藤仙助様江御懸合被遊、志水三右衛門様御普請役へ村方歎之義申上被下候處、今一度村方之者札之義被仰候ニ付、志水様御引取可被成候、又候村役人罷出候處、色々成義御利害被仰付候ニ付、又候志水三右衛門様御出役被遊候而、堀川ハ勿論小松生場所ニ至迄も不殘御用捨ニ相成候

但シ村役人御札之義幾度ハ茂有之

是ハ十月廿六日ハ十一月二日迄

志水三右衛門様ハ御普請役様へ御口上之事

扱小川村之義段々村方之者共江御利解被仰候處、小川村之義者至而地低ニ而百姓水入ニ而難渋之事ハ、私シ地付役年来相勤罷在候得者、小川村極難渋之儀能案内御座候、縦小川村御利害ニ恐入御請申共、此志水忝人ハ不承知候、依之江戸表江御願筋有之候ハ、御内々被仰聞被下、此方ハ御願立可申、何分御普請御役前御身分ニ差障り無之様可仕候間、右御新開并新堀川等御断申候

右ニ付堀川山新開共御用捨ニ相成可申候事

是ハ十一月五日なり

右御用捨ニ付差上書付左之通り

御札ニ付左ニ申上候

三州加茂碧海郡之内小松生之場所并ニ芝地秣場等新開御取立ニ付、用水之義者矢作川通加茂郡越戸村地内ニ而以樋伏込、夫ハ井筋堀割新開場へ引入候積ニ付、私共村方地先相掛り候間差障在無御札ニ御座候、此儀私共村方之義者至而地低之場所ニ而、矢作川通堤切込候節、田畑者勿論家居床上迄茂水押入人命ニ茂拘り候程之儀ニ御座候處、右様之節者小松生林山場所江一円

水開ニ相成、右ニ而相凌候義ニ御座候、然ル処右場所江用水路相当り堤築立ニ相成候而ハ、矢作川囲堤切込候節者弥水相湛、其上右用水路之義も大雨等之節者上手ヨリ野水落込可申、若右堤切込候而ハ田畑水冠ニ相成可申与旁難儀仕候段申上候処、矢作川囲堤切込候得者、天災之義ニ而切入候節之儀申立候而者際限茂無之、右様之節ニ至候而者築立相成候用水堤茂迎相保間鋪、切込候得者矢張一円水害ニ相成候義ニ有之、且用水路之儀ハ大雨出水之節者以戸建切候間、随溜り而已之事ニ付、右野水落込候迎左迄之儀有間敷、再応御利解被 仰聞候共、右申上候外無之納得仕兼候儀ニ御座候、右御糺ニ付相違不申上候、以上

丑

十月

本多中務太輔領分

三州碧海郡小川村

庄屋

金右衛門

与頭

伝六

百姓代

助八

諏訪若狭守知行所

同国同郡同村

庄屋

浅右衛門

与頭

九右衛門

百姓代

佐之右衛門

門奈道右衛門様

石川庄治郎様

右者堀川故障一件成、山御用捨書付左之通

御糺ニ付左ニ申上候

一小松生反別四拾五町九反拾三步

右者私共村方小松生之反別新開之儀御糺ニ御座候処、格別之水難村方ニ付、右場所相成候而者薪秣場肥等ニ差支相続出来仕兼難儀至極奉存候間、是迄之通御居置被下候様仕度奉存候、右御糺ニ付相違不申上候、以上

丑

十月

平岡彦兵衛御支配所

三州碧海郡小川村

名主

幸右衛門

与頭

伊左衛門

百姓代

長三郎

本多中務太輔領分

庄屋

金右衛門

与頭

伝六

百姓代

助八

諏訪若狭守知行所

庄屋

浅右衛門

爰ニ云、諏訪様ハ此節御添場御役ニ而、山地之義者新開御糺

無之候得共、堀川義岡崎・

与頭

永良御懸合ニ而強ク御断被仰

九右衛門

上候

百姓代

佐之右衛門

門奈道右衛門様

石川庄治郎様

右之一件ニ付式通共十一月六日ニ和泉村ニ而御普請役様江差上候、是ニ而相納り右躰ニ相成申候成り

五ヶ野原之義左之通

右者五ヶ村入会之場所候処不殘新開之義被仰付候処、段々五ヶ村出会仕御歎申上候処、段々之御利解ニ而七分通新開三分通相残り候様ニ談し致、是ニ而相済候  
右之書附左之通り

御糺ニ付左ニ申上候

秣場反別四拾八町八分

和泉村

城ヶ入村

中根村

小川村

桜井村

七分通

一秣場反別三拾三町六反歩

五ヶ村入会地先

新開被仰付候分

外

三分通

秣場拾四町四反歩

是迄通御居置被下候積り

右者私共五ヶ村入会之地先秣場新開之儀、和泉村百姓弥四郎奉願候ニ付御見分之上御糺ニ御座候、然ル処右秣場不殘新開被仰付候而者薪秣肥等ニ茂差支難儀仕候間、書面之通三分通者是迄之通御居置被下、其余之分新開被仰付儀者差障之筋無御座候、尤若此上右場所御改有之反別過不足御座候ハ、御改反別之内書面歩合を以是迄之通御居置被下候様仕度奉存候  
右御糺ニ付相違不申上候、以上

丑十月

五ヶ村

庄屋印

組頭同

百姓代同

御普請役

門奈道右衛門様

石川庄治郎様

右之通御座候、以上

村役人連名

御料所

名主

幸右衛門

与頭

伊左衛門

三小川村

庄屋

伝六

同

金右衛門

同

助八

与頭

惣右衛門

同

善右衛門

同 新左衛門

同 清三郎

同 幸助

永良

庄屋 浅右衛門

与頭 九右衛門

文政十亥分文政十二丑迄、以上三ヶ年之間論談仕候処斬丑十一<sup>(前張力)</sup>月六日迄ニ相済申候成り

文政十二年

丑十一月九日 是ヲ書記置成

(安城市歴史博物館所蔵上小川村文書)

【1-14】文政十二年 和泉村都築弥厚新開一件懸合(野寺村)

〔表紙〕文政十二己丑歳

和泉村都築弥厚

新開一件懸合 一

九月五日 京都分御飛脚到着

一筆致啓達候、先以 両御門跡様益御機嫌克被為成御座候、然者去月廿三日寺社御奉行松平伊豆守殿分別紙之通御達有之候趣、浅草輪番言上有之候間、其用意可被有之候、右可申達態以飛脚如此御座候、恐々謹言

九月二日 集会所月番

□

三州野寺

本證寺殿

猶々御沙汰書写差下し候間御落手可被成候、以上

八月廿三日

松平伊豆守殿分被差越候御書付写

本證寺領

三州碧海郡

野寺村

右者三州碧海郡同国加茂碧海郡村々之内新開之儀願出候ニ付、右場所見分為糺方此度御普請役兩人被差遣候間前書之村江罷越、請書印形等申付候儀も可有之旨村垣淡路守申聞候間、其段可被申達候

八月

当月二日附之 御用書致拝見候、先以 両御門跡様益御機嫌克被為

成御座奉恐悦候、然者去月廿三日寺社御奉行松平伊豆守殿分別紙之通御達有之候趣、浅草輪番中言上有之候間其用意可仕旨被 仰付奉畏候、右為御請如此御座候、恐々謹言

九月六日

本證寺

秀賢印

集一

月番衆中

猶以御沙汰書御写御差下し被下慥ニ致落手候、以上

和泉村へ九月六日御普請役二ツ頃着、其日左司馬和泉弥厚へ遣し色々相尋頼置、何も御進物も御使僧も入り不申、拙者分宜可申入旨申ニ付頼置帰り申候

誰御代官所  
誰領分  
誰知行  
三州何郡  
何村

一高何程

此反別何程

内

田高何程

此反別何程

畑高何程

此反別何程

外

小松生反別何程

此役永何程

芝地反別何程

此役永何程

秣場反別何程

此役永何程

一家数何程

一人別何程

馬何疋

牛何疋

右之通御尋ニ付申上候、以上

丑九月

何村

御見分  
御役人中様

庄屋  
誰印  
組頭  
誰印  
百姓代  
誰印

其村々地先小松生并芝地之場所新開見分として自分共罷越、追々見分  
方等いたし候間可得其意候、尤見分日限者猶又申触候之様可致候間、別  
紙案文之通村高反別其外共、并一村限田畑小松生芝地村境等相分り候様、  
絵図面認置見分之節可差出候、此廻状早々順達留可相返候、以上

九月十一日

御普請役

⑨

石川庄次郎

門奈道右衛門

|      |     |                        |      |
|------|-----|------------------------|------|
| 藤井村印 | 条々  | 栗寺                     | 広畔新郷 |
| 小川村  | 大岡  | 同新郷                    | 上村   |
| 野寺村印 | 高木  | 高場 <small>(馬談)</small> | 同新郷  |
| 彦兵衛印 |     |                        |      |
| 桜井   | 山崎  | 同新郷                    | 下市場  |
| 堀内   | 宇頭  | 焼寺新郷                   |      |
| 古井   | 西別所 | 国江新郷                   |      |
| 安城   | 尾崎  | 下村                     |      |
|      |     | 同新郷                    | 右村々  |

（役人中  
三ヶ字下り

其後止宿之義一向無沙汰

一九月廿四日認<sub>ニ</sub>て南溟太師<sub>ハ</sub>書状来、右ハ此度寺領新開一件本證寺<sub>ハ</sub>何共申上無之趣御不審有之、四五日以前下間治部卿<sub>ハ</sub>尋有之候へ共、不分<sub>ニ</sub>付以早状相尋申候、拙迄有躰御申越可被下候趣申来、猶又集会所<sub>ハ</sub>之御用書之写も相見セ候様申来、依之晦日出<sub>ニ</sub>て返書遣、是迄之有躰拙寺 御朱印<sub>ニ</sub>構無之、地境北<sub>ニ</sub>て新開出来候由見分も有之、絵図面<sub>ニ</sub>て申遣し、其外色々申遣、万一 御朱印<sub>ニ</sub>障り候様成義致出来候ハ、早速可申上候間、其節ハ宜御取成可被下旨同人へ頼置

（絵図あり 略）

右之絵図南帥<sub>ソウ</sub>へ遣、晦日認<sub>ニ</sub>て遣也

一十月朔日絵図面差出候様廻文村役人へ来、二日宗八岡崎領小山之絵図持参<sub>ニ</sub>て行、不分<sub>ニ</sub>付左島<sub>（右馬）</sub>二日夜遣、御朱印之分ハ地境絵図<sub>ニ</sub>て反別ハ入不申との義<sub>ニ</sub>て、永良書込彦兵衛持参也

野寺絵図

（絵図あり 略）

此絵図丑十月三日永良領庄屋彦兵衛和泉へ持参也、尤寺領分ハ反別書付無之、永良領之分反別書付相添出ス

其村々地先小松生之場所新開糺方いたし候間、明廿六日四ツ時和泉村旅宿江給々村役人印形持参可罷出候、此廻状早々順達留<sub>ハ</sub>可相返候、以上

十月廿五日

御普請役

石川庄次郎

門奈道右衛門

何村  
何村  
何村  
何村

右村役人中

右ニ付永良役人<sub>ハ</sub>為代宗八和泉へ行、御普請方へ対面書付致印形候処、御朱印地之役人ハ如何と有之候故、是ハ入り申間敷と存参不申と申<sub>ハ</sub>是<sub>（茂近所ニ而）</sub>新開出来候<sub>（而）</sub>も差障無之と申一札印形入候処、明日中<sub>ニ</sub>罷出候様被申<sub>ニ</sub>付宗八立帰ル、依之右書付下書弥厚・弥四郎迄左司馬状<sub>ニ</sub>而貰<sub>ニ</sub>遣

以手紙——、然者昨日御普請御役方<sub>ハ</sub>村役人へ御廻文被下候<sub>ニ</sub>付、今日永良領役人致参上候処、 御朱印寺領役人<sub>ハ</sub>も印形持参可致旨被仰付、委曲致承知候、明日村役人差出可申候、夫<sub>ニ</sub>付此度致印形候御書付写留置度候間、乍御面倒御内々御写此使<sub>（江御越可被下候、此段任御入魂乍略以書中奉頼候、宜御承知可被下候）</sub>右為御頼如此御座候、以上

十月廿六日

石川左司馬

都築弥厚様

都築弥四郎様

御紙面忝致拝見候、——、然者明日御村役人御差出被成候<sub>ニ</sub>付、今般御印形之御書付写内々可差遣様被仰下、然処明日御村方御呼出之上ならてハ相訳不申候、今日御伺も難相成仕合御座候、左様御承知可被下候、右之段貴答申上度如此御座候、以上

十月廿六日

都築弥四郎

都築弥厚

石川左司馬様

右不分ニ付廿七日朝左司馬弥厚へ行、下書申受度段弥厚へ欠合ニ及ひ候處、  
村々ニ寄書付替り候へ者、其時〳〵書付出来候へ者村役人御差出被成可  
被成調印候、其上御差支御座候ハ、認替可被成候と申ニ付引取帰ル、直様  
廿七日組頭伊左衛門庄屋組頭印形持参ニ而参候處、調印済弥厚〳〵書状并下  
書遣

以手紙得御意候、過刻ハ御越御承知之通大取込故、御早々之御儀御用  
捨可被下候、然者役人衆御越、則御受印相済下書認差上申候、左様御承  
知可被成候、御序之節 御院主様江茂宜被仰上可被下候様奉頼上候、取  
込早々如此御座候、以上

十月廿七日

都築弥四郎

都築弥厚

石川左司馬様

猶以下書之通ニて何ニも御心配之筋少も無御座候、是又御序之節被  
仰遣可被下候、以上

御糺ニ付申上候

三州加茂郡碧海郡之内小松生之場所并芝<sup>シハ</sup>地秣場等新開御取立、用水之義<sup>者</sup>  
矢作川通加茂郡越戸村地内ニ而以樋伏込、夫〳〵井筋堀刻<sup>割</sup>而縁堤築立用水引  
入候積ニ付、私共村々差障有無御糺ニ御座候

此義私共村々之儀<sup>者</sup>右新開可被 仰付場所之地続并最寄ニ御座候處、新  
開御取立用水引入方其外何ニ而差障之筋無御座候  
右御糺ニ付相違不申上候、以上

丑十月

諏訪若狭守知行

三州碧海郡

野寺村

庄屋

彦兵衛印

組頭

伊左衛門印

本證寺領

同国同郡

同村

庄屋

徳左衛門印

組頭

伊左衛門印

門奈道右衛門様

石川庄次郎様

右書付文中ニ并最寄ニ御座候處と申處、何とか新開川筋ニ相成候最寄と申  
様ニ相聞へ候ニ付、左候へ者 御朱印地を新開并川筋ニ相成候も差障無之  
様ニ相聞へ候故、廿七日夕方方〳〵左司馬・宗玄寺兩人弥厚へ遣し欠合可申  
と存遣候處、弥厚ハ病氣ニ而弥四郎罷出其段及欠合候處、一応御尤ニ存候  
へ者相伺可申と申其段申入候處、兩人之衆へ懸御目可申と申ニ付、宗玄寺  
役方へ罷出、并最寄ニ御座候處と申御文牒何とか 御朱印地も最寄ニ而、  
新開并川筋ニ相成候共差障無之様ニ相聞、左候へ者 御朱印・御判物ニ  
差障候へ者、此處を御認替被下度段申候處、役方被申候ハ、左様之義ニ而者  
無之、此度新開川筋之義ハ此間中見分致し候へ者、其義御承知も可有之處、  
左様成御案事ハ入不申、是ガ庄屋等之印形ニ而 御朱印を差綺候様之義  
ハ決而出来不申、是ニ而も御承知可被成候、是ハ村々〳〵出候書付ニ而差構無  
之分致別紙印形取申候、弥厚〳〵進候書付ハ拔出御目ニかけ候へ者、一応御  
尤ニも相聞へ候へ共、先ツ此方本書入御一覽可申述、巻物取出被見七候  
處、十四五ヶ村も致調印有之、野寺ハ末ニ有之候、安城〳〵上村々也、「惣々



之村へ対申候義也、地統之处并ニモヨリニ御座候処ト申義也、<sup>一</sup>宗玄寺曰、  
仰御尤ニハ御座候得共、懸案之本證寺故右之処致心配始終、御役人方御替  
無之候へ者宜候へ共、次御役人御替之節者只書付計残、若 御朱印地ニ御  
開発出来候而者甚込入申候と申候処、公儀役人ニ左様成未熟ハ一人も無之、  
左様之義致し候節ハ、手前共も身分ニ抱り申候、御朱印之義ハ 御先代  
様之義ニ而 当公方様之御儘ニも相成不申程之義等色々咄有之、左様  
ならハ私丈ケニハ御尤ニ奉存候へ共、本證寺又如何様可申も難計、其節者  
又々御苦勞可申上旨申引取、勝手ニ而酒出ル、弥厚も罷出ル、此義者私御  
受合申と申也、色々咄有之候へ共略之、廿八日欠合なし

廿九日宗玄寺を以和泉弥厚迄挨拶ニ出し、此間懸念申上候御細積被成  
下、本證寺へ申聞候処安心被致候、夜中御苦勞ニ罷成候御一礼ニ罷出候、  
此段御役方へ宜御申上可被下候との口上ニ而行候也、

但シ御役方被申内ニ此度之義御朱印地之分ハ此受印止メ可申共存候へ  
共、態と為御会尺之ケ様致し候、夫を右様御申ニ而者甚不本意之由被  
咄候

(野寺町本證寺所藏)

【1-15】(文政十二年) 九月十一日 「地先小松生并芝地之場所新開見分  
につき廻状」

其村地先小松生并芝地之場所新開見分として自分共罷越、追々見分糺方  
等いたし候間可得其意候、尤見分日限者猶又申触候様可致候間、別紙案文  
之通村高反別其外共、并一村限田畑小松生芝地村境等相分り候様絵図面  
認置見分之節可差出候、此廻状早々順達留より可相返候、以上

九月十一日

御普請役

石川庄次郎

門奈道右衛門

藤井村・小川村・野寺村・桜井村・堀内村・古  
井村・安城村・条々村・大岡村・高木村・山崎村・  
宇頭村・西別所村・尾崎村・栗寺村・同新郷・  
馬場村・同新郷・焼寺新郷・国江新郷・下村・  
同新郷・広畔新郷・上村・同新郷・下市場村  
右村々役人中

(尾崎町内会所藏)

【1-16】 文政十二年九月 和泉弥四郎廻章状扣写

「<sup>(表紙)</sup> 文政十二年 和泉弥四郎廻章状扣写

丑九月

」

其村々地先小松生并芝地之場所新開見分として、自分共罷越追々見分糺  
方等いたし候之間可得其意候、尤見分日限者尚又申触候様可致候ニ付、別  
紙案文之通村方反別其外共、并一村限田畑小松生芝地村境等「能々」相分  
候様絵図面認置、見分之節可差出候、此廻状早々順達留より可相返候、以上

九月十一日

石川庄次郎

門奈道右衛門

中根村・城ヶ入村・根崎村・東端村・西端村・和泉村・赤松村・  
箕輪村・福釜村・榎前村・高棚村・高取村・犬ヶ坪村・高須村・  
小垣村・吉浜村・高浜村

右村々

役人中

別紙(提出用雛形 資料1-14に同じ、省略)

御用  
廻状

御普請役

門奈道右衛門

石川庄次郎

中根始り

九月十三日朝五ツ時和泉村、  
尤出立右村々地(先脱)小松生芝之地之場所見分

赤松村

笹目村

安城村

十三日宿  
大浜茶屋村

九月十四日

同

広畔新田

上村

新郷

国江新郷

十四日宿

拳母コロモ村

同十六日

大林村

西田村

上村

馬継

国江村

下村

広畔新郷

里村

大浜茶屋村

今村

安城村

十六日宿

同十七日

笹目村

安城村

赤松村

堀内村

桜井村

十七日宿

藤井村

同十八日

中根村

城ヶ入村

和泉村

根崎村

東端村

西端村

高取村

十八日宿

高棚村

別紙

舌代

御普役(前脱)様御儀明十八日朝五ツ時藤井村御出立、別村々御見分筋也

和泉通り

中根村

野寺道迄

城ヶ入村

御出迎

野寺道迄へ

和泉村

御出迎

根崎村

東端村

西端村

高取村  
高棚村

右之村々境迄無相違御出迎御案内可被成様御役人様・拙者迄被仰渡候間、別段得御意候、見ほし人御出し能々御取計可被成候、以上

九月十七日

藤井村  
御用先 弥四郎

右村々

御役人衆中

別紙

馬式正從江戸三河国迄上下并於彼地御用中幾度も可出之、是者新開場見分御用付御普請役門奈道右衛門・石川庄次郎罷越付而相渡者也

文政十二丑 出羽印

八月

覚

御証文

一馬式正

右者三州村々新開場見分糺方就御用致廻村候間、書面馬差出荷物継送可申候、尤見分并繼立泊之儀者別紙帳面ニ記し候通相心得、泊村ニ而者上下四人之宿壺軒用意、御定之木錢米代相払、止宿ニ付一汁一菜之外馳走ケ間敷儀致間敷、且御証文写別紙差遣候間得其意、此先触早々順達留分可相返候、以上

丑九月

御普請役

石川庄治郎

門奈道右衛門

追而雨天ニ候得者日送ニ可得其意候、已上

三州村々  
役人中

(碧南市史資料室所蔵)

【117】文政十二年九月下旬 (都築弥四郎願につき新開御見分のための絵図面について村方取扱覚書)

此度和泉村都築弥四郎様願ニ付、新開御見分江戸御普請方門奈道右衛門様・石川庄次郎様、赤坂御手代様御順村之砌、右之絵図面并反別帳差上申候事、尤古来寛政五癸丑年二月之古絵図ヲ写シ、江戸御普請方江忸枚差上申候、尚又右之絵図面御地頭様御内覧ニそなへ御覧申候処御免御座候而、又々一枚相認御地頭様江差上申様被仰付候ニ付、又々一枚御地頭様江差上申候、御両所共ニ無滯上納相済申候ニ付、此忸枚八村方什物ニ残シ置候ため相認申候、追々新上納御免之ケ所茂出来候ニ付、古図ハ少々違之ケ所も有之候間、末々ニ至候而ハ諸方御引当ニ覽可致様專一ニ候、以上

文政十二己丑年

九月下旬

笹目村

百姓代

新右衛門

組頭

乙右衛門

庄屋

日下治郎吉

(篠目町内会所蔵)

【118】文政十二年九月 (榎前村家数・人別書上)

一家数九拾忸軒

一人別三百六拾五人

馬式疋

右之通御尋ニ付申上候、以上

文政十二年

丑九月日

榎前村

庄屋

磯右衛門

組頭

平蔵

同断

嘉兵衛

百姓代

伝右衛門

御見分

御役人中様

右之通御改ニ付差上申候、以上

重原

御役所

(榎前町斎藤五郎兵衛家文書)

【1-19】文政十二年九月日 反別御改帳(野田村)

(表紙)

文政十二己丑年

反別御改帳

九月 日

三州碧海郡

野田村

奥州板倉甲斐守領分

三州碧海郡

野田村

一高四百五拾七石九斗壹升六合

本田畑辻

此反別四十七町貳反五畝貳歩

此訳

高三百五拾六石六斗五升六合

田方

此反別三拾三町六反八畝貳拾六歩

内

高貳石七斗四升九合

前々坪井引

高七斗貳升九合貳勺

同所荒地引

高貳石貳斗三升三合貳勺

御黒印八幡領ニ引

残三百五拾石九斗四升四合四勺

有高

免六ツ四分

高百壹石貳斗六升

畑方

此反別拾六町五反六畝六歩

内

高貳石七斗六升六合八勺

御黒印八幡領ニ引

高貳斗八升

前々郷蔵屋鋪ニ引

残九拾八石貳斗壹升三合貳勺

有高

免四ツ四分

一八拾壹石六斗四升貳合五勺八才

新田畑辻

此反別拾貳町四反壹畝四歩

此訳

高三石八斗六合

免貳ツ壹分

高七石四升

免貳ツ五分

新田

未改新田

|                |           |      |
|----------------|-----------|------|
| 高拾九石四斗壹升四合六勺三才 | 免貳ツ九分     | 新田   |
| 高壹斗八升三合三勺      | 免貳ツ壹分     | 同所   |
| 高貳石壹斗五合        | 免貳ツ九分     | 新畑   |
| 高四斗三升三合三勺      | 免壹ツ       | 寅改新畑 |
| 高九升九合          | 免七分       | 寅改新田 |
| 高壹石四斗五升貳合      | 免壹ツ貳分五厘   | 新田   |
| 高貳石三斗七升貳合三勺    | 免貳ツ五分 後   | 新畑   |
| 高六石壹斗八升八合七勺    | 免貳ツ五分 前   | 未改新田 |
| 高壹石三斗貳升五合      | 免貳ツ五分     | 子改新畑 |
| 高九斗三升五合        | 免貳ツ       | 亥改新田 |
| 高三石三斗          | 免貳ツ三分     | 新田   |
| 高六石八斗六合七勺      | 免貳ツ六分四厘貳毛 | 未改新田 |
| 高拾六石三斗八升七合六勺七才 | 免貳ツ三分     | 新畑   |
| 高貳石壹斗五升壹合六勺七才  | 免貳ツ三分     | 子改新畑 |
| 高貳斗七升          | 免壹ツ       | 寅改新畑 |
| 高八石九升貳合三勺三才    | 免貳ツ貳分     | 巳改新田 |
| 外ニ             |           |      |
| 一米壹石貳斗七升四合     | 茶園御年貢     |      |
| 一金壹両卜銀拾四匁三分八厘  | 夫金        |      |
| 一溜池            | 拾貳ヶ所      |      |
| 一野林小松立         | 字式本木山     |      |
| 一右同断           | 此反別拾町六反余  | 字長根山 |
| 一右同断           | 此反別八町六反余  | 八幡宮  |

|             |          |
|-------------|----------|
| 此反別二町三反八畝歩  | 字神楽山     |
| 一右同断        | 字よふげ山    |
| 此反別三町九反九畝歩  | 字中根山     |
| 一右同断        |          |
| 此反別貳町壹畝歩余   |          |
| 一右同断        |          |
| 此反別貳拾町余     | 字こもかみ山   |
| 一右同断        |          |
| 此反別貳町九反八畝歩余 | 新右衛門山    |
| ノ七ヶ所        |          |
| 一秣場         | 字てつほふぐて  |
| 此反別十七町七反余   |          |
| 一右同断        | 字いばぐて    |
| 此反別四町九反四畝歩余 |          |
| 一右同断        | 字ひろぐて    |
| 此反別九反九畝歩余   |          |
| ノ三ヶ所        |          |
| 合テ拾ヶ所       |          |
| 一米四石貳升壹合五勺  | 下草御年貢    |
| 一山新畑錢成      | 字芦池丸そね   |
| 此反別壹町五畝歩    | はわり山     |
| 此御年貢        |          |
| 丁錢五貫六百十七文   |          |
| 一右同断        | 字あら田山中松立 |
| 此反別四十壹町三反余  |          |
| 此御年貢        |          |

丁錢拾五貫文

一十三塚百姓扣上納山

此反別六町七反貳畝歩余

一家數百四拾四軒

一人數六百拾四人内

当丑年迄

男三百十七人

女貳百九拾七人

一男馬

貳疋

一高四百五拾貳石

池鯉鮒宿大助相勤  
申候

右之通御尋ニ付申上候、以上

文政十二己丑年九月日

野田村

庄屋 武右衛門

組頭 文四郎

同断 権平

百姓代 惣右衛門

御見分

御役人中様

右者此度和泉村都築弥四郎殿野林芝地原地等之場所新開之趣、則用水ハ越戸辺より川堀新開之趣願被出候ニ付、為御糺方門奈道右衛門・石川庄次郎様右兩人様御見分ニ御出有之候処、絵図面并ニ高反別相認差出一々御吟味有之、其後九月下旬御見分大ヶ坪村より御越有之、半城土村・野田村両村一所ニ御見分有之、夫より箕輪村へ御出立也、其後和泉村へ呼出され、野林芝地原地迄新開之趣ニ候間、望之村々ハ願出候べしと申被渡候処、新開ニ望村ハ一向無御座候得者山下草苺取菌等(旨)いたし、又者難渋者之助力といたし候間、何卒是迄之通ニ御残し置可被下候様願出候処不相叶、色々相談

しいたし、無抛野林秣場之内五分通差出、五分ハ其儘御残し置、其外上納

山百姓扣上納山等ハ其儘に御残し置可被下候様申出候処、然らハ右之趣書附ニいたし差出しへしと仰渡候ニ付、右之願書附ニて差出候也、則右之趣御上様へ御届申候、絵図面反別又者右之書付迄御上様へも差出申候、以上

(刈谷市野田區所藏)

【1-20】丑(文政十二年)九月〔山崎村高反別改帳〕

(備表音)  
加茂幡豆新開一件ニ付

山崎村書上ケ」

本多中務大輔領分

三州碧海郡

山崎村

一高四百九拾五石五斗貳升壹合

此反別三拾九町三反八畝三步

内

田高三百六拾六石貳斗貳升貳合

此反別貳拾七町五反五畝拾五歩

畑高百貳拾貳石七斗三升五合

此反別拾壹町八反貳畝拾八歩

一高六石五斗六升四合

新畑

此反別七反貳畝貳拾八歩

外ニ

小松生反別

無御座候

芝地反別

無御座候

一家數九拾五軒

一人別三百八拾七人

馬五疋

右之通御尋ニ付申上候、以上

丑九月

山崎村

庄屋

彦右衛門

組頭

善吉

同

儀右衛門

百姓代

茂左衛門

同

源吉

御見分

御役人中様

(山崎町内会所蔵)

【1-21】文政十二年九月

田畑并松生反別書上帳 (高取村)

〔表紙〕文政十二年

田畑并松生反別書上帳

丑九月

三州碧海郡

高取村

土井淡路守領分  
松平備中守領分

三州碧海郡

高取村

一高千百三拾五石三斗式升七合

此反別百八町三反四畝拾九歩五厘

内

高八百四拾六石五斗五升九合

此反別八拾壹町五畝式拾三步五厘

此訳

田高五百四拾四石三斗五升三合

此反別四拾七町六反拾九歩八厘

畑高三百式石式升六合

此反別三拾三町四反五畝三步五厘

外ニ

田壹町式反九畝拾歩

内式反式七八歩三厘

畑五町八反四畝拾五歩

内壹町八畝拾五歩

字中根山

松生反別

八町四畝拾三步

字大久美山

同断

四町歩

字大清水山

同断

七町九反八七歩

土井淡路守領分

見取

未夕開発致シ不申松生

松生

見取

未夕開発致シ不申松生

松生

壹ヶ所

壹ヶ所

壹ヶ所

大くわん山

同断

壺町七反六七拾貳歩

壺ヶ所

字鳥坪山

同断

三町五反四畝貳拾四歩

壺ヶ所

字下山

同断

拾七町壺反七畝歩

壺ヶ所

松生反別

六口ノ四拾貳町五反拾九歩

此下草年貢七斗八升四合

家数百貳拾貳軒

人別五百七拾壺人

馬壺疋

高貳百八拾八石七斗六升八合

此反別貳拾七町貳反八畝貳拾六歩貳厘

此訳

田高百九拾壺石六斗五升貳合

此反別拾六町八反三畝三步七厘

畑高九拾七石壺斗壺升六合

此反別拾町四反五畝貳拾貳歩五厘

外ニ

畑八反五七貳拾六歩

畑四反壺畝拾歩

田畑貳町壺反七畝貳拾七歩

見取

見取

見取

松生反別

拾貳町七反八畝拾九歩

此下草役貳斗三合

家数七拾七軒

人別三百九拾人

一高五石

右之通御尋ニ付申上候

丑九月

土井淡路守領分

庄屋 十右衛門

組頭 清七

百姓代 惣平

松平備中守領分

庄屋 清五郎

組頭 弥四郎

百姓代 鹿右衛門

御見分

御役人衆中様

(高浜市所蔵高取区有文書)

【1122】文政十二年九月 下所(里村田畑并松生反別書上帳下書)

〔表紙〕  
文政十二年

〔書紙〕  
下所

里村

丑九月

新開ニ付御見分御役人中様江

此通り之帳面相認指上

申候間重原御陣屋様方江

専修坊

御朱印地



指上申候

┌

板倉甲斐守領分

三州碧海郡里村

一高七百拾三石五斗六升六合三勺

本田畑辻

此わけ

高六百九石六斗九升六合

田方

此反別五拾三丁六反六畝歩

内高拾壹石五斗四升壹合

川欠永引

溝成永引

内高拾八石九斗七升五合三勺

別免四ツ九分

元免四ツ九分

残高五百七拾九石壹斗七升九合壹勺

有高

免三ツ三分

高拾八石七斗九升四合三勺

八まん下田方

免三ツ五分

一高八拾五石壹斗六合

畑方

此反七丁九反九畝貳拾五歩

内四升

郷藏屋鋪永引

残高八拾五石六升六合

有高

免二ツ四分

一高貳拾七石三斗三升六合四勺四才

新田畑辻

此わけ

高五石八斗八升壹合

新田免四ツ三分

高拾六石三斗六升七合四勺七才

新畑三ツ貳分

高三石七斗四升三合

新屋敷

高壹石三斗四升五合

免三ツ貳分

新畑

免壹ツ

外

一米三石六斗六升五合貳勺

山下草御年貢

一米壹石貳斗三升

茶園年貢

一下畑壹丁五反六畝貳拾壹歩

見取場錢成

一金壹兩三分銀四匁三分三厘

七貫八百三拾五文

一下畑五反貳畝拾歩

夫金

九反四七廿三歩

丁貳貫六百十六文

此反壹町四反歩

三斗三升

一拾八丁七反六畝歩末

大道山

一九丁九反八畝歩

足取山

一貳拾五丁六反壹畝歩

原山

一貳拾三丁貳反六畝歩末

平高根

一七拾七丁四反壹畝歩

此山年貢三石六斗六升五合貳勺

一三拾丁八反八畝歩

秣場

内八丁壹反畝歩

芝地

一家數百六拾壹軒

やす免共

一人數七百拾壹人

男女共

一馬七疋

一社内七社

一留池 七ヶ所

右之通り御尋ニ付可申上候

文政十二年  
丑九月

里村庄屋

助九郎（印）

組頭

善藏（印）

同

平八（印）

百姓代

李左衛門（印）

御見分

御役人中様

御糺ニ付左ニ申上候

三州加茂碧海郡之内小松生之場所并芝地秣場等新開御取立ニ付、用水之儀矢作川通加茂郡越等村<sup>（印）</sup>地内ニ而以樋伏込、夫々井筋堀割新開場江引入候積りニ付、私共村々右井筋相掛り候間差障有無御糺ニ御座候、此儀新開用水地両縁小堤共、私共村々地先小松生平山之場所并ニ田畑少々相懸り候処、右潰地<sup>ツブレ</sup>ニ相成候田畑之分者、相当テ之地代金願人々相渡シ、右御年貢并小松生山御年貢之分<sup>茂</sup>願人弁納仕候上者、右用水地堀割両縁小堤築立被仰付候共、何<sup>ニ</sup>茂差障之筋無御座候

右御糺ニ付相違不申上候、以上

門奈通<sup>（印）</sup>右衛門様

石川庄次郎様

（里町不乗森神社所藏）

【1-23】文政十二年九月 高反別并家数人数書上帳（西端村）  
表紙  
文政十二年丑九月

高反別并家数人数書上帳

本多修理知行所

三州碧海郡西端村

覚

高八百九拾六石五斗五合

内高四百七拾式石六斗式升

高四百式拾三石八斗八升五合

此記

拾七町壹反六畝式拾四歩

上田高式百四拾石三斗五升式合

拾式町六畝式拾七歩

中田高百四拾四石八斗式升八合

八町七反四畝拾式歩

下田高八拾七石四斗四升

拾五町六反式畝

上畑高式百三石六升

拾壹町式反三歩

中畑高百式拾三石式斗壹升壹合

拾町八反四畝拾八歩

下畑高九拾七石六斗壹升四合

高式百七拾八石三斗四升四合

内拾壹町式反五畝六歩

上田高百五拾七石五斗式升八合

内四町式反六畝式拾壹歩

中田高五拾壹石式斗六合

田方

畑方

十四

十三

十

十

十

十

十

十

十

十

十

十

十

十

十

十

十

十

十

十

十

十

十

十

|               |                   |
|---------------|-------------------|
| 内六町九反六畝三步     |                   |
| 下田高六拾九石六斗壹升   | 十                 |
| 高六拾石貳升貳合      | 酉丑亥改<br>新田        |
| 内三町四反九畝三步     |                   |
| 中田高四拾壹石八斗九升貳合 | 十貳                |
| 内壹町八反壹畝九步     | 十                 |
| 下田高拾八石壹斗三升    | 酉丑亥改              |
| 貳拾六町七反拾九步半    | 六                 |
| 一高百六拾石貳斗三升九合  | 新田                |
| 壹町四反三步        |                   |
| 一高拾壹石貳斗八合     | 八<br>新田           |
| 壹反貳畝拾三步半      |                   |
| 一高九斗九升六合      | 八<br>新田           |
| 五反八畝          |                   |
| 一高三石四斗八升      | 六<br>永錢<br>新田     |
| 一高貳拾石八斗九升六合   | 松林                |
| 内□□□六反三畝拾步    |                   |
| 高拾九石九斗九升      | 三分圃林              |
| 内壹町八反壹畝六步     | 五分立山              |
| 高九斗六合         |                   |
| 一芝地拾町五反貳畝貳拾壹步 | 惣百姓<br>草蒔場<br>并秣場 |

|                    |               |
|--------------------|---------------|
| 一田三反四畝七步           | 見取            |
| □畑壹町貳反三畝四步         | 見取            |
| 一田五畝步              | 見取            |
| 一畑四反五畝貳拾貳步         | 見取            |
| 一反別壹反拾八步           | 立山            |
| 一反別壹町六畝六步          | 見取            |
| 家数 〆四百八軒           |               |
| 人数千六百七拾五人内 男八百四拾五人 |               |
| 女八百三拾人             |               |
| 駒 貳疋               |               |
| 右之通り御尋ニ付奉申上候、以上    |               |
| 丑九月日               | 庄屋<br>五郎兵衛(印) |
|                    | 同断<br>善藏(印)   |
|                    | 組頭<br>清左衛門(印) |
|                    | 同断<br>平六(印)   |
|                    | 百姓代<br>幸七(印)  |
|                    | 同断<br>太吉(印)   |
| 御見分                |               |
| 御役人中様              |               |

(安城市歴史博物館所蔵榎前町斎藤家資料)

【1―24】（文政十二年九月カ）〔榎前村村高・小松生反別等書上〕

板倉甲斐守領分  
三州碧海郡榎前村

一高四百八拾石壹斗五升九合

此反別四拾四丁壹反貳畝貳步

内

一田高貳百六拾石壹斗八升貳合

此反別貳拾貳丁貳反貳畝拾九步

一畑高百八拾七石九斗七升七合

此反別貳拾壹丁八反九畝拾<sub>三</sub>貳步

外

一小松生四拾貳丁

此役下草年貢四石四斗八合

（榎前町斎藤五郎兵衛家文書）

【1―25】文政十二年九月 田畑高反別并原山野反歩家数人馬数之覺（安城村）

〔表紙〕  
文政十二年丑九月

田畑高反別并原山野反歩

家数人馬数之覺

久永主税知行所

三河国碧海郡

安城村

一高貳千百九拾七石八斗壹升五合

内

安城村

四拾八石四斗七升七合

百三拾九石三升四合

原山高  
御陣屋々敷郷藏同  
溜井等色々敷地

小以百三拾九石三升四合

残而貳千五拾八石七斗八升壹合

此反別百七拾七町七反八畝拾三步

内

百拾八町八反五畝三步

田方

同

五拾八町九反三畝拾歩

畑方

此訳

上田五拾六町五畝五歩

中田貳拾五町九反七畝拾貳歩

下田貳拾九町三反五畝六歩

神山下

下田七町四反七畝拾歩

屋敷

上畑三町六反拾七歩

上畑拾九町四反三畝拾三步

畑成

中畑貳反六畝貳歩

中畑拾壹町三畝壹歩

下畑拾町三反貳拾六歩

新畑

下畑拾貳町貳反九畝拾壹歩

新屋敷

下畑式町歩

家数三百八拾四軒

人数千五百三拾人

馬数三拾壹疋

安城村野米原惣反歩

一六六七拾五町七反壹畝貳拾歩

内貳拾八町五反三畝貳拾貳歩

野米原惣反歩

同村田畑本途高辻之内

野米原之内所々ニ有之反歩

溜池拾貳ヶ所之反別

四拾七町九反壹畝三步

是ハ本途并新田江養水ニ用申候溜池

七拾六町四反四畝貳拾五歩

残五百九拾九町貳反六畝廿五歩

野米原反歩

此訳

三拾三町四反五畝六歩

右ハ野米出秣苧申候野原之内御林ニ而有之

前々々百姓下草苧来申候分之反歩

此分野米壹石三斗九升五合

拾七町壹反六畝拾九歩

右ハ野米出馬草苧申候野原之内ニ所々ニ百姓新

田畑開発仕御年貢野米上納仕候反歩

五百四拾八町六反五畝歩

此分野米貳拾貳石八斗九升

野米合貳拾五石

右之通ニ御座候、以上

庄屋

孫左衛門（印）

同

徳左衛門（印）

組頭

伊太郎（印）

同

金兵衛（印）

同

太郎治（印）

同

伝九郎（印）

百姓代

新七（印）

御見分

御役人様

（東尾町内会所蔵）

【1—26】文政十二年九月 乍恐書附を以奉申上候（赤松村高反別并に家  
数人数書上下書）

乍恐書付を以奉申上候

一高三百七拾七石五斗五升九合

内訳

貳百貳拾四石三斗三升

田方

此反別貳拾町三反四畝廿九歩

四拾壹石貳斗四升

畑方

此反別三町七反六畝五歩

九拾八石四斗貳升

新田

此反別拾町六反七畝拾九歩

拾三石五斗六升九合

新屋敷（貼紙アリ）

〔貼紙〕是は水帳所持不仕候百姓持山にて新屋敷を立御年貢上納仕候処、松平

甚太郎様御吟味之上年貢米を以村高御仕出し被成候、水帳并反別無御

座候

一御林沓町沓反六畝歩

但し小松立沓ヶ所

一百姓山

沓ヶ所但し平山・小松立

〔別巻〕高十三石五斗六升九合

是は反別無御座候

ミガリハ

〔別巻〕松平甚三郎御味使

〔貼紙〕是は前々明細帳にも無御座候得共、此度御普請役様御尋に付反別凡四拾

町余も御座候

一秣場

式ヶ所

此手米六石六斗

〔貼紙・別巻〕是は百姓山と兼て御年貢六石つゝ、相納来申候、尤反別之義は前々明細

帳にも無御座候得共、此度御普請役様御尋に付反別凡式拾五町余も御座

候

一家数

百式拾六軒

一人数

五百四人

一作馬

四疋

〔貼紙・別巻〕右之通御座候

文政十二年丑九月

水野出羽守領分

三州碧海郡赤松村

百姓代

木左衛門

与頭

住右衛門

同断

辰左衛門

名主

林右衛門

御普請役

石河庄次郎様

門奈道右衛門様

右之通御座候、以上

文政十二年

丑九月

三州碧海郡赤松村

百姓代

木左衛門（印）

与頭

辰左衛門（印）

同断

住右衛門（印）

名主

林右衛門（印）

大浜

御役所

（原本不明、塚本氏筆耕文書、赤松町内会旧蔵か）

【1―27】丑（文政十二年）十月 御糺ニ付左ニ申上候（赤松村方地先小

松生並びに秣場新開の儀、条件の上差障りなき旨）

〔備裏書〕下書

十月廿九日

赤松村の出す

御糺ニ付左ニ申上候

小松生

反別六拾五町歩余之内

秣場

此山年貢米六石

水野出羽守領分

一秣場反別式拾五町歩余

三州碧海郡

此山年貢米式石三斗七合七勺

赤松村地先

是者新開被 仰付候得者願人弁納仕候積り

新開可被仰付分

外

小松生反別四拾町歩余

此山年貢米六石六斗九升式合三勺

是者是迄之通御居置被下候積り

右者私共村方地先小松生并秣場新開之儀、和泉村百姓弥四郎奉願候ニ付御見分之上御糺ニ御座候、然ル処右場所之儀、山年貢相納薪秣肥等ニ刈取来候処、外ニ草刈場所無之候間、不殘新開被 仰付候而者差支難儀仕候ニ付、書面之通小松生之場所是迄之通居置被下、秣場之分御年貢米之儀者願人引請弁納仕候上者、新開被 仰付候者差障之筋無御座候  
右御糺ニ付相違不申上候、以上

丑十月

赤松村

名主 林右衛門印

組頭 勝左衛門印

同断 住右衛門印

百姓代

喜左衛門

門奈道右衛門様

石川庄治郎様

(赤松町内会所蔵)

【1—28】文政十二年十月 御糺ニ付奉申上候 (赤松村方地先小松生並び

に秣場新開の儀、条件の上差障りなき旨書上げにつき領主へ報告)

(端裏書) 和泉村弥四郎新開

下書

御糺ニ付奉申上候

小松生 反別六拾五町歩余之内  
秣場 此山年貢米六石

水野出羽守領分

三州碧海郡赤松村地先

一秣場反別式拾五町歩余

新開可被 仰付分

此山年貢米式石三斗七合七勺

是者新開被 仰付候得者願人弁納仕候積り

外

小松生反別四拾町歩余

此山年貢米三石六斗九升式合三勺

是者是迄之通御居置被下候積り

右者私共村方地先小松生并ニ秣場新開之儀、和泉村百姓弥四郎奉願候ニ付御見分之上御糺ニ御座候、然ル所右場所之儀山年貢相納薪秣肥等ニ刈取来候所、外ニ草刈場所等無之候間不殘新開被 仰付候而者差支難儀仕候ニ付、書面之通小松生之場所是迄之通御居置被下、秣場之分年貢米之儀者願人引請弁納仕候上者、新開被 仰付候共差障之筋無御座候、右御糺ニ付相違不申上候、以上

文政十二年丑十月

水野出羽守領分

三州碧海郡赤松村

名主 林右衛門 (印)

与頭 辰左衛門 (印)

同断 住右衛門（印）  
百姓代 木左衛門（印）

御普請役

門奈道右衛門様

石河庄次郎様

前文之通り書上申候、以上

大浜

御役所

（赤松町内会所蔵）

【1—29】（文政十二年十月カ）乍恐以書付奉申上候覚（赤松村小松生秣場年貢の件新開願人へ引渡しの上割合にて上納につき）

乍恐以書付奉申上候覚

一小松生秣場反別三拾五町歩余

此山御年貢米六石

此斗立六石六斗

外米壹斗八升

内

反別貳拾五町歩余

此山年貢貳石三斗七合七勺

此斗立貳石五斗三升八合

外米六升九合

反別四拾町歩余

此山年貢三石六斗九升貳合三勺

此斗立四石六升貳合

外米壹斗壹升壹合

御口米之分

新開願人分

可差出分

御口米之分

御口米之分

右ハ私共村方秣場御年貢々々米六石、外ニ御延口之分七斗八升上納仕来候間、秣場引渡之上者新開願人町歩割合を以上納之積り、尤上納方之儀ハ当御陣屋御払米直段ニ壹斗貳升高を以石代納ニ仕候段、先年右場所御見分御役人中様江茂奉申上置候義ニ御座候、此段乍恐書付を以奉申上候、以上是ハ大浜御役所江

赤松村

（赤松町内会所蔵）

【1—30】丑（文政十二年）十月 御糺ニ付左ニ申上候（和泉村地先秣場新開糺しの件五カ野原は差障りなきにつき）

御糺ニ付左ニ申上候

三州碧海郡

秣場反別四拾八町歩之内

七分通

和泉村

城ヶ入村

中根村

小川村

桜井村

一秣場反別三拾三町六反歩

右五ヶ村入会地先新開可被仰付分

三分通

秣場拾四町四反歩

是者是迄之通御居置被下候積り

右者私共五ヶ村入会之地先秣場新開之義、和泉村之百姓弥四郎奉願候ニ付、御見分之上御糺ニ御座候、然ル処右秣場不殘新開ニ被仰付候而者新秣肥等ニ



茂差支難儀仕候間、書面之通三分通者是迄之通御居置被下、其余之分新開被仰付儀者差障之筋無御座候、尤若此上右場所御改有之反別過不足御座候ハ、御改反別之内書面歩合ヲ以是迄之通御居置被下候様仕度奉存候  
右御糺ニ付相違不申上候、以上

丑十月

御普請役

門奈道右衛門様

石川庄次郎様

(桜井町菩提寺文書)

【1-31】文政十二丑年十月 御用村方明細書上帳(柿崎村)

〔表紙〕  
文政十二年

御用

三州碧海郡

村方明細書上帳

柿崎村

丑十月

扣  
」

水野隼知<sup>(人脱)</sup>行所

三州碧海郡

柿崎村

一村高合三百六拾九石貳斗九升五合

此反別三拾貳町貳反貳畝六歩

内

田高貳百五拾三石九斗三升四合

此反別貳拾町拾八歩

畑高九拾九石五斗三升八合

此反別拾町四反六畝廿七歩

新畑拾五石七斗貳升三合

此反別壹町七反四畝廿壹歩

一林畑貳町八反六畝廿歩

定免

一小松生

無御座候

一芝地

無御座候

一稻場

無御座候

一家数五拾四軒

一人数貳百六拾貳人

内男百貳拾七人  
女百三十五人

一馬壹疋

一牛

無御座候

右之通御尋ニ付申上候、以上

文政十二丑年  
十月

柿崎村百姓代 定七(印)

組頭 藤兵衛(印)

同 吉藏(印)

庄屋 十藏(印)

御見分

御役人中様

(柿崎町内会所蔵)

【1-32】文政十二年十月 御糺ニ奉左ニ申上候(里・今・篠目村地先小

松生の場所新開の儀六分通は差障りなきにつき)

御糺ニ付左ニ申上候

板倉甲斐守様領分  
三州碧海郡  
里村

小松生反別七拾七町四反壹畝歩余之内

此山年貢米三石六斗六升五合貳勺

四歩通

一小松生反別三拾町九反六畝拾貳歩余り

此山年貢米壹石四斗六升六合壹勺

是ハ新開被 仰付候得者願人弁納仕候積り

外

六歩通

小松生反別四拾六町四反拾八歩余り

此山年貢米貳石壹斗九升九合壹勺

是ハ是迄之通御居置之積り

同州同郡

今村

小松生反別貳拾六町歩余之内

此山年貢米壹石三斗六升七合

四歩通

一小松生反別拾町四反歩余り

此山年貢米五斗四升六合八勺

是ハ新開被 仰付候得者願人弁納仕候積り

外ニ

六歩通

小松生反別拾五町六反歩余り

此山年貢米八斗貳升貳勺  
是ハ是迄之通御居置之積り

同州同郡

笹目村

小松生反別五町五反歩余之内

此山年貢米五斗六升

四歩通

一小松生反別貳町貳反歩余り

此山年貢米貳斗貳升四合

是ハ新開被 仰付候得者願人弁納仕候積り

外ニ

六歩通

小松生反別三町三反歩余り

此山年貢米三斗三升六合

是ハ是迄之通御居置之積り

右者私共村方地先小松生之場所新開之儀、和泉村百姓弥四郎奉願候ニ付御見分之上御糺ニ御座候、然ル処右小松生之場所山年貢相納刈取薪秣肥等ニ致来候処、外ニ草薙場等無之候間、右場所不殘新開被 仰付候而ハ差支難儀仕候間、書面之割合之通六歩通ハ是迄之通御居置被下、其余之分年貢米之儀ハ、願人引請弁納仕候上ハ新開被 仰付候而差障之筋無御座候、尤若此上右場所御改等有之反別過不足御座候ハ、御改反別之内書面之歩合ヲ以、是迄之通御居置被下候様仕度奉存候、右御糺ニ付相違不申上候、以上

文政十二年

丑十月日

里村

庄屋

助九郎（印）

組頭 善藏（印）  
同 平八（印）  
百姓代 李左衛門（印）  
今村

庄屋 善十（印）  
組頭 仁右衛門（印）  
同 源六（印）  
百姓代 幸七（印）  
笹目村

庄屋 治郎吉（印）  
組頭 乙右衛門（印）  
百姓代 新右衛門（印）

門奈道右衛門様  
石川庄治郎様

（篠目町内会所蔵）

【1—33】（文政十二年）十月二十五日〔地先小松生之場所新開糺方につき和泉村旅宿へ出頭の廻状〕  
其村々地先小松生之場所新開糺方いたし候間、明廿六日四ツ時和泉村旅宿江給々村役人印形持参可罷出候、此廻状早々順達留可相返候、以上  
十月廿五日 御普請役

右村役人中

（野寺町本證寺所蔵）

石川庄次郎  
門奈道右衛門

【1—34】（文政十二年カ）十月二十七日〔現在大取込、新開の受印済しの下書きを差出した事等書状〕

〔包紙表書〕  
石川左司馬様 都築弥厚  
机下 都築弥四郎

以手紙得御意候、過刻者御越御承知之通大取込故御早々之御儀御用捨可被下候、然者役人衆御越則御受印相済下書認差上申候、左様御承知可被成下候、御序之節御院主様江茂宜被仰上可被下候様奉頼上候、取込早々如此御座候、以上

十月廿六日

都築弥四郎  
都築弥厚

石川左司馬様

猶以下書之通にて何ニも御心配之筋少茂無御座候、是又御序之節被仰進可被下候、已上

（野寺町本證寺所蔵）

【1—35】丑（文政十二年）十月 御糺ニ付申上候（野寺村新開取立て用水の儀差障りなきにつき）  
〔編纂書〕  
〔下書〕

御糺ニ付申上候

三州加茂碧海郡之内小松生之場所并芝地秣場等新開御取立用水之儀者矢作川通加茂郡越戸村地内ニ而以樋伏込、夫々井筋堀割両縁堤築立用水引入候積ニ付、私共村々差障有無御糺ニ御座候

此儀私共村々之儀者右新開可被 仰付場所之地続、并最寄ニ御座候処、新開御取立用水引入方其外何ニ而も差障之筋無御座候

右御糺ニ付相違不申上候、以上

丑十月

諏訪若狭守知行

三州碧海郡

野寺村

庄屋

彦兵衛印

組頭

伊左衛門印

本證寺領

同国同郡

同村

庄屋

徳左衛門印

組頭

伊左衛門印

門奈道右衛門様

石川庄次郎様

(野寺町本證寺所蔵)

【1―36】丑(文政十二年)十月 御糺ニ付左ニ申上候(和泉・根崎・東

端三か村地先小松生の場所並びに芝地新開の儀差障りなきにつき)

御糺ニ付左ニ申上候

小松生反別九町三反拾三步

板倉甲斐守領分

此山年貢米八斗四升八合

三州碧海郡

和泉村地先

〔(貼紙)新開被仰付候分〕

五分通り

一小松生反別四町六反五畝六歩

新開被仰付候分

此山年貢米四斗式升四合

是者新開被仰付候得者願人弁納仕候積り

外ニ

小松生反別四町六反五畝七歩

此山年貢米四斗式升四合

是者是迄之通り御居置候積り

〔(朱書)本畝式拾五町壹反歩之処外ニ御林有之〕

小松生反別六拾壹町式反式畝歩

松平作左衛門知行

此山年貢米式石七斗九升六合之内

〔(朱書)錢六百文〕

同州同郡

同村地先

〔(貼紙)右同断〕

六分通り

一小松生反別三拾六町七反三畝六歩

右同断

此山年貢米壹石六斗七升七合六勺

是者右同断

外ニ

小松生反別式拾四町四反八畝廿四歩

此山年貢米壹石壹斗壹升八合四勺

是者右同断

〔(朱書)本畝拾九町歩之処外ニ御林有之〕

小松生反別式拾三町七反八畝歩

同人知行

此山年貢米壹石三升五合

錢壹貫文

同州同郡

根崎村地先

〔貼紙下〕  
「右同断」

五分通り

一小松生反別拾壹町八反九畝歩

右同断

此山年貢米五斗壹升七合五勺

錢五百文

是者右同断

〔朱書〕  
「本畝拾壹町歩之處」

一小松生 反別拾三町六反五畝廿八歩

同人知行

芝地

同州同郡

此山年貢米貳石貳斗貳升五合

東端村地先

〔朱書〕  
「改米壹石九斗七升ニテ宜敷」

〔貼紙下〕  
「右同断」

是者右同断

右者私共村々地先小松生之場所并芝地新開之儀、和泉村百姓弥四郎奉願候  
ニ付御見分之上御糺ニ御座候、然ル処場所之儀山年貢相納薪秣肥等ニ苅取  
来候ニ付、不殘新開被 仰付候 而者差支難儀仕候間、書面歩合之通并右之  
外居林小松生之分者是迄之通御居置被下、其余之分山年貢之儀者願人弁納  
仕候上者、新開被 仰付候共差障之筋無御座候、尤若此上右場所之御改等  
有之反別過不足等御座候ハ、御改反別之内書面歩合を以御居置被下候  
様仕度奉存候

右御糺ニ付相違不申上候、以上

丑十月

板倉甲斐守領分

和泉村

庄屋

孫助

組頭

七兵衛

百姓代

儀兵衛

松平作左衛門知行

同村

庄屋

与三右衛門

組頭

小右衛門

同断

与左衛門

百姓代

藤左衛門

惣兵衛

同人知行

根崎村

庄屋

藤八

組頭

幸四郎

同断

繁右衛門

百姓代

助右衛門

与左衛門

同人知行

東端村

庄屋

小左衛門

組頭

七藏

組頭

半左衛門

百姓代

幸四郎

御普請役

門奈道右衛門様

石川庄治郎様

(東端町都築家所蔵「山地新開ニ付三ヶ村御札一件」のうち②)

【1-37】(文政十二年十月) 御札ニ付左ニ申上候 (福釜村地先小松生並

びに秣場芝地等新開の儀五分通りの割合ならば差障りなきにつき)

御札ニ付左ニ申上候

小松生反別五町歩

板倉甲斐守領分

此山年貢米四石四斗四升六合之内

三州碧海郡

五分清

福釜村地先

新開可被仰付分

一小松生反別式町五反歩

此山年貢米式石式斗式升三合

是者新開被仰付候得共願人弁納仕候積り

外

小松生反別式町五反歩

此山年貢米式石式斗式升三合

是者是迄之通御居置被下候積り

右者私共村方地先小松生并秣場芝地等新開之儀、和泉村百姓弥四郎奉願候  
ニ付御見分之上御札御座候、然ル処右小松生之場所山年貢相納刈取薪秣  
肥等ニいたし来候処、外ニ草刈場等無之候間、右場所不残新開被仰付候而  
者差支難儀仕候間、書面割合之通五分通者是迄之通御居置被下、其余之分  
年貢米之儀者願人引受弁納仕候上者、新開被仰付候而も差障之筋無御座候、  
尤□此上右場所御改等有之反別過不足御座候ハ、御改反別之内書面歩  
合を以是迄之通御居置被下候様仕度奉存候  
右御札ニ付相違不申上候、以上

板倉甲斐守領分

三州碧海郡

福釜村

庄屋

兵右衛門印

組頭

定右衛門印

同

作右衛門印

百姓代

儀右衛門印

門奈道右衛門様

石川庄次郎様

(福釜町内会所蔵)

【1—38】(文政十二年十月カ) 御糺ニ付左ニ申上候 (新堀割井筋の件差障りなきにつき写)

〔包紙上巻〕  
〔新開之書付写〕

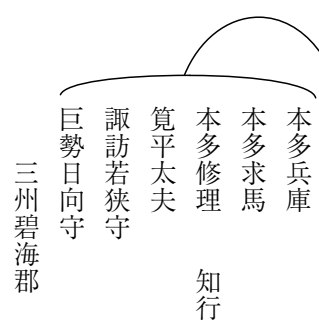
〔端裏巻〕  
〔桜井村行〕

御糺ニ付左ニ申上候

三州加茂碧海郡之内小松生之場所并芝地秣場等新開御取立ニ付、用水之儀〔作題〕矢川通加茂郡越戸村地内ニ而込樋伏込、夫込井筋堀割新開場江引入候積リニ付、私共村々右井筋相掛り候間差障有無御糺ニ御座候

此儀新開用水路両縁小堤共私共村々地先小松生平山之場所、并田畑江も少し相掛り候処、右潰地ニ相成候田畑之分者相当之地代金願人込相渡、右御年貢并小松生山年貢之分も願人并納仕候上者、右用水路掘割「両縁」小堤築立被仰付候共、何ニ而茂差障之筋無御座候  
右御糺ニ付相違不申上候、以上

是込壺寸程ひくし



桜井村

庄屋

神領兼 宇右衛門印

組頭

〆七人

同  
同  
同  
同  
同  
同  
同

百姓代

同  
同  
同  
同  
同  
同  
同

門奈道右衛門様  
石川庄次郎様

是より五分程高し

(桜井町菩提寺文書)

【1—39】文政十三年六月 覚(弥四郎方買請根崎川岸藏地所の儀、弥四郎本家方九郎右衛門支配となるにつき)

覚 但九郎右衛門・弥四郎高訳之儀<sup>者</sup>先代父九郎右衛門

死去前年なり、其節川岸藏地面訳無之、九郎右衛

門持来ニ相成候

一川岸藏地所之儀弥四郎方買請地面ト相心得候処本家方支配ニ相成、勿論子サキ庄屋場帳面御年貢取引之儀、九郎右衛門名前ニ相成候ニ付、当時弥四郎酒造も相休出荷物無之、依而拙者<sup>ら</sup>金五両也地代金相渡譲り請申候、尤地所代金往古証文相見ヘニ付可申候、山本半六殿・鈴木藤八殿兩人相頼、地所直段中分聞合金五両ト相定申候、其後証文吟味いたし候ニ付九郎右衛門<sup>ら</sup>古証文請取申候也

文政拾三年

寅六月

右証文弥四郎名前ニ相成候得共、元来九郎右衛門<sup>ら</sup>地代金差出置候ニ付、弥四郎<sup>ら</sup>証文九郎右衛門ヘ相渡候也、右故庄屋場帳面ハ九郎右衛門ニ相成居申候、勿論子サキ庄屋山本半六殿・鈴木藤八殿ト相欠合吟味仕候処、往古<sup>ら</sup>九郎右衛門地所ニ相違無之様被申候、依之此度拙者地代金差出シ譲り請申候処如件

滝泉

【下札】又金壹両壹分 西尾又藏頼母子、文政十二年丑十一月初会拙方ニ差引有

之、右小掛金取かヘニ相成、九郎右衛門方吟味仕候所、丑ノ年小掛金無之ニ付、依而川岸藏地面古証文差出候処、元九郎右衛門ヘ買取候節金壹両壹分式朱ニ相成候、左候得ば五両ニ而ハ余り、九郎右衛門損毛相成候ニ付、右又藏頼母子初会小掛金壹両壹分九郎右衛門ヘ遣し、依而地代金六両壹分ニ相成候

右之趣相改九郎右衛門ヘも書附遣候

天保四年巳正月十七日

(東端町都築家所藏)



2 二次御糺しから新開許可まで（天保三年二月～四年八月）

（桜井町菩提寺文書）

【2-1】（天保三年）二月二十四日 「新開場見分糺方平岡彦兵衛任命、見分では掛合いもあるので理解を求める書状」

〔包紙上書〕  
〔本多兵庫様御内〕  
御役人中様

平岡彦兵衛手代  
鈴木亦之進

同人手附

関根藤左衛門

同人手代

小幡孝蔵

〔包紙裏書〕  
桜井村」

以剪紙致啓上候、弥御堅箇被成御勤珍重奉存候、然者松平作左衛門知行三州碧海郡泉村弥四郎儀、同州加茂碧海両郡村々之内新開願ニ付、右新開場見分糺方彦兵衛江被仰付候間、右願場所取調方ニ付御知行村々呼出相糺候儀も可有之間、此段御掛合置申候、尤追而彦兵衛見分之節者尚又御掛合可申候得共、先拙者共此段御懸合置申候、右之段可得御意如件御座候、以上

二月廿四日

平岡彦兵衛手代

小幡孝蔵

同人手附

関根藤左衛門

同人手代

鈴木亦之進

本多兵庫様御内

御役人中様

【2-2】天保三年二～五月 和泉村弥四郎願新開一件文通留  
加茂碧海両郡之内

和泉村弥四郎願新開一件文通留

天保三年二月

当国新開場為御見分中泉御代官平岡彦兵衛様並に手代御手附衆巡村に付外様御取扱趣知立問屋役人迄で

一、拳母御領分今村迄御同心様式人組頭式人同先払

一、同町入口江御使者御郡見習町奉行小川類右衛門様侍草履取同道具持片挟箱外に町役人壺人石取

一、平岡彦兵衛様御着の節

一、杖払式人

一、御領主様御紋付箱提灯式張

一、御同心様式人 同先払

一、御本陣平岡吉兵衛殿

一、御領主様より御音物鯉節式拾節但し箱二重繰足付釣台に乗る才領壺人地方見習音物方

一、滝口奎助様侍壺人 草履取道具持片挟箱

一、御用御伺郡奉行

後藤又三様

加藤嘉助様

小川類右衛門様

右御参人様侍壺人づゝ、

同草履取御道具持同断

四月二十八日 拳母御泊

廿九日 梅ヶ坪 殿貝津 下伊保

右三箇村溜池御見分並に水盛同廿九日夜梅ヶ坪泊

五月一日 宮口地内拳母地内水盛

平岡彦兵衛様御膳部之次第

一、二汁 式菜

汁 ふき

鯛切味

筍

平 鯛切味

推(椎)茸

皿 えかけ鯛

香之物 守口大根

一、朝之御膳

汁 赤くふ

つまみ

平 鯛

かいわり菜

皿 塩焼鯛色付

香之物 瓜漬

五月一日

一、拳母の泊り

一、拳母御領分御見分の節は同郡奉行式人

御代官壱人

侍道具持同草履取召連れられ候

(同郡御代官はんてんふつさき羽織にて御出)

五月二日

一、国江泊

三日

一、大浜茶屋御泊り

四日

一、桜井御泊り

五日

一、和泉村御泊り

六日

根崎 東端 西端 高取 吉浜 小垣江村へ行

一、野田御泊り

一、七日 谷田 八ツ田 牛田 今村 笹目 箕輪 福釜 赤松 榎前

一、和泉泊り

一、御領分下三箇村は多分五日六日頃之御見分之様子に御座候、但し雨

天に御座候はゞ月繰に相成申候

一、三箇村之内は多分は泊には相成不申候様子に御座候

一、川筋は笹新田前を川の筋夫より枝川に相成申候

一、切落は多分藤井に相成申候様子に御座候

右之通り内々之事にて弥厚手先者に承り候

辰五月一日

加藤万五郎

中泉元々様手代

中 鈴木又之進様

赤 赤松藤左衛門様

中 宮原勝太郎様

赤 小幡孝造様

中 福岡券助様

人足参拾七人

五月朔日

平岡彦兵衛様 拳母御泊り

拳母御領分御見分之水盛之儀は御調中御詰廻しに相成候

一、西尾御領古橋村へ西尾御役人野袴羽織同着用にて若党草履取片挟箱にて御出役

一、岡崎御領 上村辺まで

今横目山奉行様

緒形出房様

御代官

今木新右衛門様

若党草履取道具持片挟箱にて御出役大浜御茶屋迄でわざく御

附添

御兩人共

御先弘同心衆式人

五月二日

大浜茶屋御泊り

郡御奉行

三宅理兵衛様

御引高若党式人草履取同道具持片挟箱合羽籠にて御出役並に御目録

平岡彦兵衛様へ

金参百疋

御手代五人様金貳百疋づ、

御領主様より右之通り差出候処、御用先の義に仕御返却可相成候へ共御屋敷通り御取計ひ被仰候由緒形出房様は申聞候

御膳部

夜 生酢 汁 香之物 平盛 御飯 引物 鯛切味

朝 坪 汁 香之物 御飯 平 焼物小鯛

肴屋

岡崎次郎十え

御上様より料理人仰付候右之段御本陣源六より申上候処御用先の義にては御領主御料理等は更に御ことわり仰せられ大浜茶屋より御馳走之旨申上候処其れにてもよろしからず旨にて木銭米代取更べくの様仰聞せ木銭米代御払被遊候

五月三日

大浜茶屋御出立

尾崎村・宇頭村・別所村・別郷様今村・里村・牛田村・知立宿御泊り

御人数

岡崎御領上村地内に於て御休場よし垣天井藁こも床台相直して裏々

雪隠蘆園にて御座候

御同領下郷藤井村にも右同断御休場御座候由承り申候

右之通り聞合申候に付此段申上奉候以上

辰五月二日

加藤万五郎

【弥厚翁】本文四一～四四ページ

【2―3】辰（天保三年）三月 口達覚（江戸御屋敷奉公中出奔者の件、和泉村弥四郎新開発御見分糺方の件）

口達覚

御領分之者、江戸御屋敷江罷出御奉公中致出奔候者、并村方致出奔候者、当時住所も相知れ、於村方故障之筋無之為致帰村度願有之候ハ、村々取調当月中ニ書出候様御領分中江可被達候

一和泉村弥四郎願新開場御見分御糺方御代官 平岡彦兵衛様江被

仰付候ニ付、右願場所取調方ニ付村々呼出相糺候義も可有之、且彦兵衛

様御見分之節者、尚懸合可有之旨御手代中申来候間、村々為心■得可被達置候、已上

辰三月

御代官

竹内市郎殿

覚

別紙口達書式ヶ条被 仰出候間熟覽<sup>ラシ</sup>可被致候、尤村方出奔人も有之候ハ、早々相調可被届出候

二月三日

竹内市郎

(榎前町斎藤五郎兵衛家文書)

【214】(天保三年) 四月十七日 「桜井村新開・用水路見分糺方の儀返答なく、不快ならば口上書の提出を掛合いするようとの書状」

(包紙上書)  
「本多兵庫様

平岡彦兵衛手代

御役人中様

鈴木亦之進

同人手附

関根藤左衛門」

以手紙致啓上候、弥御堅箇被成御勤珍重奉存候、然者彦兵衛儀三州加茂碧海両郡村々地先新開場見分為糺方、来ル廿日頃遠州中泉陣屋出立廻村被致候間、御知行所村々役人共村境江罷出居案内いたし差支無之様取計、且見分之上分間水盛等いたし請印等申付候儀も可有之候間、村々江兼而御申渡被置候様致度、且其品ニ寄御家来御立会之上相糺候儀も可有御座、其節者猶又於場所可及御掛合候間、此段も御承知被置候様いたし度奉存候、右之段可得御意旨彦兵衛申付如此御座候 以上

四月十七日

平岡彦兵衛手代

福岡泰助

同人手代

小幡孝蔵

同人手代

宮原勝太郎

同人手附

関根藤左衛門

同人手代

鈴木亦之進

本多兵庫様御内

御役人中様

(桜井町菩提寺文書)

【215】辰(天保三年) 四月二十八日 覚(巡見役人見分人馬触)

覚

一人足

三十五人

内

式人

具足沓棹

四人

駕沓丁

四人

長物沓棹

十五人

小引戸駕籠五丁

七人

両掛七荷

式人

合羽籠式荷

沓人

弁当沓荷

一馬式正

右者平岡彦兵衛儀三州加茂碧海両郡村々地先新開場見分為御用、明廿九

日加茂郡拳母町出立被相越候条、書面之人馬御定賃錢請取之無遲滞差出  
繼立、見分村々之儀者兼而申達置候通村役人共村境江罷出場所案内可致候、  
且廻村順休泊等之儀者、別紙廻村順帳之通相心得早々可被繼送候、以上  
辰四月廿八日

平岡彦兵衛手代

福岡泰助

小幡孝藏

宮原勝太郎

同人手附

関根藤左衛門

同人手代

鈴木亦之進

別紙廻村順帳

宿村々

役人中

追而上下廿壹人之積、旅宿賄方用意可被致候、以上

(野寺町本證寺所藏)

【216】(辰(天保三年)) 五月二十六日 [村々地先小松生秣場芝地等

見分の上桜井村と願人対談、用水路も納得済みの旨書状]

(包紙上書)

赤坂陣屋

本多兵庫様

平岡彦兵衛手代

御役人中様

鈴木亦之進

福岡泰助

(封印)

辰五月廿七日来ル

以剪紙致啓上候、向暑御座候処弥御堅固被成御勤珍重奉存候、然者三州加  
茂碧海郡村々地先小松生秣場新開之義、和泉村百姓弥四郎願出候ニ付右  
場所見分之義被 仰渡候間、其御知行所村々地先小松生秣場芝地等、  
夫々見分之上願人対談いたし、村々納得之分者歩合を以差出候旨申立、尤  
右之内山年貢等相納有之場所者願人弁納いたし候様、且用水路之義者  
去ル丑年中御普請役見分之上水盛いたし候場所江井筋相付候積、是又村々  
納得いたし、夫々受印差出申候、御存寄も無御座候ハ、右之趣ニ而御口上  
書御差出御座候様致度奉存候、右之段可得御意候、以上

五月廿六日

福岡泰助

鈴木亦之進

小幡孝藏

関根藤左衛門 宮原勝太郎

(桜井町菩提寺文書)

【217】天保三年五月 乍恐以書付奉願上候事(篠目村新開場見分の儀、  
古田分水のため四分通りの差出しとしてほしい旨)

乍恐以書付奉願上候事

一此度新開場御見分ニ付当地内小松生野林御見分被成下、右反別五町五  
反歩余不殘差出し候様被為 仰付奉畏候、尤先年御普請役様御糺之砌、  
矢作川上ハ御分水ニ而二当村古田江茂分水被成下候趣ニ而、右反別之内四分  
通御請印仕候処、此度ハ留池御用水之由、左候而者古田江分水之儀無覺  
束奉存候ニ付小前一同相歎申候得共、御利解之程段々申聞候ニ付奉恐入  
候、然処当村之儀者元来助郷御伝馬役相務、秣并薪肥等二年來刈取御伝  
馬役助成ニ仕是迄無滞相務来候、何卒御憐愍を以、右反別之内六分通只  
今迄之通御居置被下置候様乍恐小前一同奉願上候、乍併右御請印仕候反  
別之内、四分通之分御新開ニ相成候迄者、是迄之通御差置被下置候様一  
同奉願上候、右願之通被為 仰付被下置候ハ、難有仕合ニ奉存候、以上

天保三年  
辰五月日

板倉甲斐守領分

三州碧海郡笹目村

百姓代

新右衛門（印）

組頭

乙右衛門（印）

庄屋

治郎吉（印）

御代官様

御手代中様

（篠目町内会所蔵）

【218】辰（天保三年）五月 覚（箕輪村地頭林等反別書上下書）

覚

一地頭林六町九反歩

米壺石貳斗貳升

一下畑貳町八反六畝貳拾歩

此取錢七貫百六拾七文

東山壺ヶ所

下草年貢

野田村地内

出屋鋪之内

反貳百五十文取

丁錢

一下畑七町壺反三畝拾歩

此取錢拾七貫八百三拾三

半城村地内

出屋敷之内

文反貳百五十文取

丁錢

一反別合テ拾町歩

取錢合テ貳拾五貫文

内

八町八反貳畝歩

一壺反貳畝

米貳斗 年貢

外

秣場貳ヶ所 福釜村入合

十貳丁歩之内

右之通奉書上候、以上

辰五月日

芝野并小松立

扣山

所々ニ有

箕輪村

庄屋

治兵衛（印）

組頭

又右衛門（印）

百姓代

園右衛門（印）

御代官様

御手代中様

（安城市歴史博物館所蔵箕輪村文書）

【219】天保三年五月 覚（箕輪村地頭林書上）

覚

一地頭林六町九反歩

米壺石貳斗貳升

右之通り御座候

天保三壬辰五月日

東山壺ヶ所

下艸年貢

箕輪村

庄や

治兵衛（印）

組頭

又右衛門（印）

百姓代

園右衛門（印）

中泉

御代官様

御手代中様

（安城市歴史博物館所蔵箕輪村文書）

【2110】天保三年五月 覚（野田・半城土村内の箕輪出屋敷分畑一〇町のうち八町八反余芝野・小松生につき書上）

覚

一下畑式町八反六畝式拾歩

野田村地内

此取銭七貫百六拾七文

出屋敷之内

反ニ式百五拾文取

長銭

一下畑七町壹反三畝拾歩

半城土村地内

此取銭拾七貫八百三十三文

出屋敷之内

反ニ式百五拾文取

長銭

畑反別合テ拾町歩

取銭合テ式拾五貫文

内

一八町八反式畝歩

芝野并

小松立

右御書上之内銭成畑御座候

天保三壬辰五月日

箕輪村

庄屋

治兵衛（印）

組頭

又右衛門（印）

百姓代

園右衛門（印）

中泉

御代官様

御手代様

（安城市歴史博物館所蔵箕輪村文書）

【2111】天保三年五月 乍恐以書付奉願上候（野田村見分にて山残らず差出しの旨難渋につき野林五分通り差出しとしてほしい旨）

乍恐以書付奉願上候

板倉甲斐守領分三州碧海郡野田村・半城土村百姓一同奉願上候

一今般新開場所御見分之上、山不残差出候様御利解被仰聞、恐入小前一

同え申渡候処、一同恐入当惑仕候

一当村之地味甚不宜極困窮村に罷有候、北地之方は三ツ又川幅凡三十間

余有之、川床高く大水之節汐さき戦ひ堤切込砂入に罷成、田方一円水

中に相成皆損候年柄多く、依之年々堤普請仕候節は杭木柵松葉等多分

に入、其外橋小堤等之かけ間夥敷御座候、南地之方旱魃場所にて年々

旱損勝に御座候、其上池鯉鮒宿助人馬高不残相勤、年々人足三千六百

人程、馬三百疋余相勤申候、高壺石に付米壺斗五升程相掛り候間次第

に難渋相重り、右山下草等刈取、薪又は肥等に仕為助成、漸々之事に

て露命相継候仕合に御座候間、右山不残差出候ては及飢命に可申と歎

ケ敷奉存候、何卒御上様以御慈悲を野林五分通差出、跡は不殘其儘に御差置被下置候はば重々難有に仕合に奉存候、此段乍恐奉願上候、右願之通被仰付被下置候様幾重にも奉願上候、以上

天保三辰年五月 日

板倉甲斐守領分

三州碧海郡半城土村

百姓代 源藏(印)

組頭 利助(印)

同断 惣四郎(印)

庄屋 伊助(印)

右同断野田村

百姓代 惣右衛門(印)

組頭 権平(印)

同断 文四郎(印)

庄屋 武右衛門(印)

平岡彦兵衛様

御役所

(原本不明、刈谷市野田区旧藏か)

【212】天保三年五月 覚(野田村地頭松林につき回答)  
〔天保三〕

覚

一地頭松林二本木山

此反別拾町六反余

一同 長根山

此反別八町六反余

一同 八幡宮

神楽山

此反別二町三反八畝余

一同 よふけ山

此反別三町九反九畝余

坪田山

一同 中根山

此反別二町壹畝余

一同 菰上山

此反別貳拾町余

一同 新右衛門山

此反別二町九反八畝余

一同 十三塚山

此反別六町七反貳畝余

一同 あら田山

此反別四拾壹町三反

是者村方難渋ニ付上木頂戴仕、文政二卯年辰年迄十五ケ年之間拝借仕、為御冥加丁錢拾五貫文宛年々上納仕候

〆拾ヶ所

反別合九拾八町五反八畝余

反別合九拾八町五反八畝余之処、丑年御普請役様江調違ニて六十八町壹反九畝余与奉書上候得共、九十八町五反八畝余ニ相違無御座候

外ニ

一 秣場 鉄炮く手

此反別拾七町七反余

一同 いばく手

此反別四町九反九畝余

一同 ひろく手

此反別九反九畝余

〆三ヶ所

反別合貳拾三町六反八畝余

尤請書ハ先方ニて出来候得ば読為御聞之分也

下書写願置候得共参り不申

此分六分通差出請書仕候、尤御年貢八町反ニ応し願人より差出可申候之請書

一米四石貳升壹合五勺

諸山下草御年貢

右之通御尋ニ付申上候、以上

天保三辰年五月

板倉甲斐守領分



三州碧海郡

野田村

百姓代

惣右衛門印

組頭

権平印

同断

文四郎印

庄屋

武右衛門印

平岡彦兵衛様

御役所

(刈谷市野田區所蔵)

【2-13】辰(天保三年)五月 御糺ニ付申上候書付(福釜・箕輪村新開地八分通りにて差支えなきにつき)

〔福釜村入会分〕

御糺ニ付申上候書付

秣場反別拾貳町分之内

板倉甲斐守領分

八分通

松平三郎次郎知行

一秣場反別九町六反歩

三州碧海郡

福釜村

箕輪村

入会

是者新開被仰付候<sup>而</sup>も於村々差支之儀無御座候ニ付、願人和泉村弥四郎方へ差出候分

外

貳分通

秣場反別貳町四反歩

是者秣場等ニも差支候ニ付、是迄之通御居置被下候様相願候分

右者私共貳ヶ村入会地先秣場新開之儀、和泉村百姓弥四郎奉願候ニ付、此度御見分之上御糺御座候、然ル処右場所不殘新開被仰付候<sup>而</sup>者秣肥等ニも差支難儀仕候間、書面之通貳分通<sup>者</sup>是迄之通御居置被下、其余八分通之分新開被仰付候儀<sup>者</sup>差支之筋無御座候、尤此上右場所御改有之反別過不足御座候ハ、御改反別を以書面割合之通奉願候

右御糺ニ付相違不申上候、以上

辰五月

松平三郎次郎知行

三州碧海郡

福釜村

組頭

惣右衛門印

庄屋

兵右衛門印

板倉甲斐守領分

同州同郡

同村

百姓代

義右衛門印

組頭

仙右衛門印

同

定右衛門印

庄屋  
兵右衛門印

右同断

同州同郡

箕輪村

百姓代

園右衛門印

組頭

又右衛門印

庄屋

治兵衛印

平岡彦兵衛様

(福釜町内会所蔵)

【2-14】天保三年五月 覚(福釜村持山反別書上)

覚

一持山反別合而式拾七町六反七畝

右之通ニ御座候

天保三年辰年五月日

福釜村

百姓代

儀右衛門(印)

組頭

仙右衛門(印)

同断

定右衛門(印)

庄屋

兵右衛門(印)

遠州中泉

御役所

(福釜町内会所蔵)

【2-15】天保三年五月日 乍恐以書付を奉願上候事(榎前村一円開発は村難渋につき五分通り据置き願)

乍恐以書付を奉願上候事

一当村山御見分之通り外ニ山空地無御座候処、御田地悪水除堤凡拾四五丁、川巾六七間、長堤ニ御座候而、満水之節折々切処等出来仕候砌、右山ノ杭木柵松葉等伐取芝土取場ニ仕来、平日ハ薪秣肥土等取来候場処ニ御座候ニ付、一円御開発ニ罷成候而者村方必至ニ難渋仕相続難相成御座候間、何卒乍恐御賢察被成下、先達而奉願上候通五分通御居置被下置候様奉願上候、右願之通り御聞済被下候ハ、一同難有仕合奉存候、以上

天保三年辰五月日

板倉甲斐守領分

三州榎前村百姓代

平兵衛(印)

組頭

好兵衛(印)

同断

惣兵衛(印)

庄屋

五郎兵衛(印)

御見分

御役人衆中様

(榎前町斎藤五郎兵衛家文書)

【2―16】天保三年五月〔榎前村杭木・柵・松葉・薪等採取のため五分通り据置き願書下書〕

一当村之儀ハ追々御見分之通り外ニ山空地芝地秣場肥土取場等者決而無御座候、然処本田悪水除長堤御座候、満水之節切処等出来仕候節、土取場并杭木柵松葉堤芝入用之節ハ、是迄御領主様奉願上候而取繕仕来候、此度新開ニ其外薪等ニ茂一同難渋仕候間、御上様 以御慈悲を 以御憐愍右之内五分通り、「何卒」御居置被 成候様乍恐奉願上候、右願之通被成下候ハ、一同難有仕合奉存候、以上

天保三辰五月日

四判

御見分

御役人衆中様

（榎前町斎藤五郎兵衛家文書）

【2―17】天保三年五月 乍恐以書付御届奉申上候事（榎前村小松立山の外に秣場・芝地等なきの旨）

乍恐以書付御届奉申上候事

一小松立山式拾町余

此山年貢四石四斗八合

右者当村小松「立」山ニ御座候、外ニ秣場芝地空地等決而無御座候、依之乍恐 御届奉申上候、以上

天保三年辰五月日

板倉甲斐守領分

三州榎前村百姓代

平兵衛

組頭

好兵衛

同断

惣兵衛

庄屋

五郎兵衛

御見分

御役人衆中様

下書

（榎前町斎藤五郎兵衛家文書）

【2―18】天保三年五月 乍恐以書付を奉願上候事（榎前村松林の扱い取違えに対する赦免願）

乍恐以書付を奉願上候事

一当村松林之儀御領主様江御窺茂不申上候而、御普請役様江指出シ申上候、并丁反之儀も村役人共大ニ心得違ニ而申上候段、乍恐 御上様以 慈悲を何卒「真平」御赦免被下置候様偏ニ奉願上候、右之通り被 仰付被下置候ハ、一同難有仕合ニ奉存候、以上

天保三辰五月

板倉甲斐守領分百姓代

平兵衛

組頭

由兵衛

同断

惣兵衛

庄屋

五郎兵衛

平岡彦兵衛様

御役所

（榎前町斎藤五郎兵衛家文書）

【2―19】天保三年五月 乍恐以書付御願奉申上候事（榎前村山町反の義、庄屋心違にて多く差出した事に対する赦免願）

乍恐以書付御願奉申上候事

一当村山町反之義先達而御届ケ申上候処、先庄屋心得違ニ而多分茂御座候様奉申上候、中々夫程之場所ト無御座候、乍恐 以御慈悲此段御赦免被成下候様奉願上候、右願之通り御免被下置候ハ、一統難有仕合奉存候、以上

天保三年辰五月日

板倉甲斐守領分

三州榎前村百姓代

平兵衛

組頭

好兵衛

同断

惣兵衛

庄屋

五郎兵衛

御見分

御役人衆中様

（榎前町斎藤五郎兵衛家文書）

【2―20】天保三年五月 御届ケ奉申上候事（榎前村家数・人別書上）

御届ケ奉申上候事

一家数九拾貳軒

一人別三百六拾七人

右者当村軒別人別相改奉差上申候、以上

天保三年辰五月日

板倉甲斐守領分

三州榎前村百姓代

平兵衛

組頭

好兵衛

同断

惣兵衛

庄屋

五郎兵衛

御見分

御役人衆中様

（榎前町斎藤五郎兵衛家文書）

【2―21】天保三年五月 相渡置規定之事（小川村と願人の新開場割合及び新開場年貢支払い等取決め）

相渡置規定之事

扣

一御改町歩之内

貳分

村方秣場

八分

新開場

内

七分

村方御差出地

壹分

地代金貳拾五両ニ定

但シ右地代金新開鋤立候節

一新開場御年貢等願人々相納可申取極

但し新開取懸り候節ハ

一右開取懸り候迄者是迄之通り村方ニ而進退致居候筈取極

右之通取極候処相違無御座候、依之規定一札相渡し置候処如件

天保三辰年  
五月

三州碧海郡和泉村

願人

弥四郎

稻橋村

証人

源治郎

和泉村

城ヶ入村

中根村

小川村

桜井村

御役人中

(安城市歴史博物館所蔵小川町神谷家資料)

【2-22】(天保三年五月) 新開ニ付届書受書写(和泉・東端・根崎村三

か村、村方必要分残しの上新開差支えなきにつき)

〔表紙〕  
「新開ニ付届書受書写」

〔朱書〕  
「村方ニ扣有之候写」

乍恐以書付御届奉申上候

当国碧海郡和泉村弥四郎新開奉願上候ニ付、私シ共三ヶ村地内小松立原地  
之分新開場故障之儀無御座候、然ル処皆新開ニ相成候而者秣場薪等ニ差支  
難洪仕候間、御見分町歩御改之上村方秣場薪等之地所見積り之上、御差  
残シ被下置候様仕度、尤願人江対談仕置候間外村々振合を以村方難洪不仕  
候様奉願上候、依之故障無御座候段乍恐以書付御届奉申上候、以上

天保三辰年五月

松平作左衛門知行所

三州碧海郡和泉村

庄屋 市郎左衛門

組頭 幸四郎

同断 与左衛門

百姓代 藤左衛門

右同断

同州同郡東端村

庄屋 小左衛門

組頭 七藏

同断 半左衛門

百姓代

右同断

同州同郡根崎村

庄屋 五郎右衛門

組頭 幸四郎

同断 繁右衛門

百姓代 与次右衛門

平岡彦兵衛様

御役所

〔朱書〕  
「是ハ弥四郎方ニ扣無御座候」

〔朱書〕  
「弥四郎方扣有之候写、但外村々此帳面ニ認有之候ハ拔写」

御糺ニ付申上候書付

一小松生反別六拾壺町式反式畝歩

此山年貢米式石七斗九升六合

松平作左衛門知行

三州碧海郡

和泉村地先

一小松生反別式拾三町七反八畝歩

同人知行

此山年貢米壹石三斗五升

同州同郡

錢壹貫文

根崎村地先

一小松生  
芝地 反別拾三町六反五畝廿八歩

同人知行

此山年貢米式石式斗式升五合

同州同郡

東端村地先

右者私共村々地先小松生之場所并芝地新開之儀、和泉村百姓弥四郎奉願上候ニ付、此度御見分御糺御座候之處、書面小松生芝地之儀、是迄山年貢相納薪秣肥等刈取候儀ニ付、右山年貢之分願人ノ弁納仕候得者新開被仰付候而も差障之筋無御座、乍併不殘新開相成候而者秣薪等ニ茂差支難洪致候間、此上開發被仰付候節御見積を以秣場御殘被下候様仕度奉願上候  
右御糺ニ付相違不申上候、以上

辰五月

松平作左衛門知行

三州碧海郡

東端村

百姓代

幸兵衛

組頭

半左衛門

同断

七藏

庄屋

小左衛門

根崎村

百姓代

与次右衛門

組頭

繁右衛門

同断

幸四郎

庄屋

五郎右衛門

和泉村

百姓代

藤左衛門

平岡彦兵衛様

「是ハ村方ニ扣無之印形いたし候覚も無之様申候、如何哉

但取米反別等調違有之候間左様之思召被申候、新開反別御書上帳  
ニ而御引合被成候ハ、相分り候事

（東端町都築家所藏）

【2―23】天保三年五月 口上覚（高棚・高取・吉浜村地先新開の儀差障りなきにつき）

口上覚

高棚村

高取村

吉浜村

右三ヶ村地先之儀領主林小松生場所今度新開御糺ニ付、下草年貢等願人弁納之積ヲ以新開被 仰付候儀、村方差障申立候儀御尋御座候處、新開 被仰付候共差障無御座候、依之此段申上候、以上

天保三壬辰年五月

土井金三郎家来

竹田三十郎印

鈴木藤作印

三宅三平印

（高浜市所藏高取区有文書）

【2―24】天保三年五月 乍恐以書付奉願上候（西端村新開可否日延べ願）

乍恐以書付奉願上候

一此度新開之儀ニ付御尋御座候処、江戸御屋敷様江御伺奉申上候間御下知有之候迄、何卒御日延之儀奉願上候、御返書有之候者早々答可奉申上候、尚又村方小前之者共指障申儀無御座候間、何卒御下知有之候迄御日延之儀幾重ニ茂奉願上候

天保三年  
辰五月日

三州西端村

与頭

長七(印)

同断

惣吉(印)

同断

平六(印)

庄屋

利兵衛(印)

同断

善造(印)

御役人衆中様

(碧南市史資料室所蔵)

【2-25】天保三年五月 松林覚(西端村松林・草刈場・秣場書上)

松林覚

一高式拾石八斗九升六合

松林

内六拾六町六反三畝拾歩

高拾九石九斗九升

三分囲林

内壹町八反壹畝六歩

高九斗六合

五分立山

一芝地拾町五反式畝式拾壹歩

惣百姓

右之通り相違無御座候、以上

天保三年

辰五月日

草刈場  
并秣場

本多修理知行所

三州碧海郡西端村

利兵衛

庄屋

善造

御役人衆中様

(碧南市史資料室所蔵)

【2-26】天保三年五月 乍恐以書付奉願上候(西端村新開地三分通りの見積りにて領主へ打診につき日延べ願)

乍恐以書付奉願上候

一当国碧海郡和泉村弥四郎新開奉願上候ニ付当村地内小松生芝地之分、今般御見分之上新開地ニ差出候様被 仰付候処、村方ニおゐて者別段故障之筋無之候間、右地所御分見町歩御改之上三分通り差置候積り、村中小前之者申之候得共、何分地頭所江伺之上ならてハ否難申上候間日延之儀奉願上候、尤右之段江戸表地頭所江早々申達候ニ付、右沙汰次第答可申上候間、何卒日延之儀御聞濟被下置候様奉願上候、以上

天保三辰年

本多修理知行所

五月

三州碧海郡西端村

百姓代 林右衛門(印)

同断 伝六(印)

同断 太吉(印)

同断 新重(印)

平岡彦兵衛様  
御役所

組頭 長七(印)  
同断 惣吉(印)  
同断 平六(印)  
庄屋 利兵衛(印)  
同断 善造(印)

(碧南市史資料室所蔵)

【2―27】天保三年五月 和泉村都築弥四郎一件ニ付下書(西端・城ヶ入村)

①

(表紙)

天保三年

和泉村弥四郎一件ニ付下書

辰五月日

西端村扣へ

(全文抹消)

乍恐以書付奉願上候

一此度新開発之儀御触蒙り村内一同奉恐入候、然処私村内之義先達而

御上屋敷様江奉御伺申上置候間、何卒御慈悲ヲ以御上屋鋪令御返書有之

候迄御日延被下置度奉願上候、尚又御下知次第早々否可奉申上候様此

段御堅察被成下、御日延被仰付被下置候様幾重ニも奉願上候

天保三年

不用

辰五月日

三州西端村

与頭

長七

同断

惣吉

御役人衆中様

同断  
平六  
庄屋  
利兵衛  
同断  
善造

一御免定写 家数四百八軒、人数千六百七十五人 内男八百四十五人  
女八百三十人

右之通り差出申候 五月九日

(※以下部分、資料2―24と同じだが末尾追加文言あり)

御役人衆中様

歸りニ相成申候

(※以下部分、資料2―26に同じ、略)

乍恐差出申一札之事

一当国碧海郡和泉村弥四郎新開奉願上候ニ付、両村地内小松生芝地之分、

今般御見分之上新開地ニ差上候様被 仰付候処、村方ニおゐてハ別段故

障之筋無之候間、右地所御分見町歩御改之上御利害奉恐入三分差出申

候、尤開發之節願人令 御年貢相勤候節ハ木草切取差出可申候、依之

御請書差上申候処如件

天保三辰年

五月

本多修理知行所

三州碧海郡城ヶ入村



|               |      |
|---------------|------|
| 百姓代           | 兵右衛門 |
| 組頭            | 彦七   |
| 庄屋            | 与兵衛  |
| 同知行所          |      |
| 同国同郡西端村       |      |
| 百姓代           | 林右衛門 |
| 同断            | 伝六   |
| 同断            | 太吉   |
| 同断            | 新重   |
| 組頭            | 長七   |
| 同断            | 惣吉   |
| 同断            | 平六   |
| 庄屋            | 利兵衛  |
| 同断            | 善造   |
| 平岡彦兵衛様        |      |
| 御役所           |      |
| 外二            |      |
| 一 囲林芝地町歩御取被成候 |      |
| 御糺ニ付奉申上候書付    |      |
| 一 持林          |      |
| 反別拾九町九反七畝歩    |      |
| 三州碧海郡         |      |
| 城ヶ入村          |      |
| 一 立山          |      |
| 反別六拾八町四反四畝拾式歩 |      |
| 同国同郡          |      |
| 西端村           |      |

|                                                                                                                                                                                                                                                                                        |              |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------|
| 一 秣場                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 反別拾町五反式畝式拾五歩 |
| 同断                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 同村           |
| 右者私共村々地先囲林其外新開之義、和泉村百姓弥四郎奉願候ニ付、此度御見分之上御糺御座候、然処右場所之義ハ地頭江山年貢等納来候地所等 <sup>茂</sup> 御座候間、村方勝手ニ御請 <sup>茂</sup> 難仕間、何卒地頭江御懸合之上地頭所役場より差図次第 <sup>ニ</sup> 而御請可仕候得共、右地所不残新開被仰付候 <sup>而者秣場等ニ</sup> 茂差支村方難 <sup>茂</sup> 仕候間、格別之御勘弁ヲもつて村々往々難 <sup>茂</sup> 洪ニ不相成様秣場等ハ御残置被下候様奉願上候、然ル上ハ新開被仰付候義ハ故障之節無御座候 |              |
| 右御糺ニ付相違不申上候、以上                                                                                                                                                                                                                                                                         |              |
| 辰五月                                                                                                                                                                                                                                                                                    |              |
| 本多修理知行所                                                                                                                                                                                                                                                                                |              |
| 三州碧海郡城ヶ入村                                                                                                                                                                                                                                                                              |              |
| 百姓代                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 兵右衛門判        |
| 与頭                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 彦七同          |
| 庄屋                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 与兵衛同         |
| 右同人                                                                                                                                                                                                                                                                                    |              |
| 同国同郡西端村                                                                                                                                                                                                                                                                                |              |
| 百姓代                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 林右衛門判        |
| 伝六同                                                                                                                                                                                                                                                                                    |              |
| 太吉同                                                                                                                                                                                                                                                                                    |              |
| 新十同                                                                                                                                                                                                                                                                                    |              |
| 与頭                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 長七同          |
| 惣吉同                                                                                                                                                                                                                                                                                    |              |
| 平六同                                                                                                                                                                                                                                                                                    |              |
| 利兵衛同                                                                                                                                                                                                                                                                                   |              |
| 善造                                                                                                                                                                                                                                                                                     |              |

平岡彦兵衛様

覚

三州碧海郡城ヶ入村

一 囲林  
持林

反別拾九町九反七畝歩

此高七石五升五合

一反別 七拾八町九反七畝拾壹歩

一 囲林 反別六拾六町六反三畝拾歩

此高拾九石九斗九升

取米九石九斗九升五合

一立山 反別壹町八反壹畝六歩

此高九斗六合

取米四斗五升三合

同断 同村

一 秣場反別拾町五反式畝式拾五歩

但無年貢

右之通り相違無御座候、以上

辰五月

本多修理知行所

三州碧海郡城ヶ入村

百姓代 兵右衛門

与頭 彦七

庄屋 与兵衛

右同人

同国同郡西端村

百姓代 林右衛門

同 伝六

平岡彦兵衛様

(碧南市史資料室所蔵)

【2128】天保三年五月〔西端村・城ヶ入村新開地の件領主より回答〕

都築弥厚新開一件ニ付西端・城ヶ入村ハ山林新開ハ反对シタルガ、其原因ニ領主家老ヨリモ山林差出スヘカラストノ下知書

兼而申渡置候其州村々地先御新開相成候付、平岡彦兵衛様御見分百姓囲林迄御新開ニ差出候儀惣代を以相伺候、此儀者御拝領被遊候御高内之儀ニ付、下知無之内如何様之儀有之候共新開場差出候向者不相成候、万一心得違御高内地面差出候村も有之候ハ、急度可申付候、地先芝地内者假村々難儀ニ候共、御国益筋之儀ニ付可相成丈ケ神妙ニ御請いたし可申候右之趣可得其意候、以上

辰五月

鈴 祐勝(印影)

加 与三右衛門(印影)

西端村

城ヶ入村

右村々名主

組頭

同 太吉

同 新十

与頭 長七

同 惣吉

同 平六

庄屋 利兵衛

同 善造

惣百姓

(安城市歴史博物館所蔵榎前町斎藤家資料、原本不明・筆耕のみ)

【2-29】辰(天保三年) 六月六日 覚(御用通行につき先触)

覚

一人足七人内 五人 加籠式挺、式人 両掛式荷、右者我等儀支配所内取締并荒地起返見取場等見分爲御用、明七日明六ツ時赤坂陣屋出立、別紙帳面村々 江廻村いたし候条、書面之人足差出し支配所之外者御定之賃銭受取之無遅滞継送り、川越渡船有之場所 者前宿より可被及通達候、且止宿之儀 者別紙之通相心得差支無之様可被取計候、此先触早々順達留り ニ而我等着之上可被相返候、以上

(天保三年)  
辰六月六日

平岡彦兵衛手代

(藤左衛門 誤カ)  
関根金之丞

小幡孝藏

別紙廻村帳村々

役人中

此六月十九日着、同日上津具へ継送ル

(長野県根羽村歴史民俗資料館所蔵「御廻状留帳」所収)

【2-30】天保三年六月 乍恐以書付御届奉申上候事 (国高改・新開場有無尋ねの件、榎前村村替の後は新開場等なきにつき)

乍恐以書付御届奉申上候事

一此度從 公儀御国高御改并新開場有無之趣御尋ニ御座候ニ付、当村相改申候処、御村替後新開場切起作付等「仕候場所」於当村方ニ一切無御座候、乍恐此段以書付御届奉申上候、以上

天保三辰年六月

榎前村

百姓代

平兵衛(印)

組頭

好兵衛(印)

同断

惣兵衛(印)

庄屋

五郎兵衛(印)

重原

御役所

(榎前町斎藤五郎兵衛家文書)

【2-31】天保三年六月 乍恐奉願上候口上之覚(桜井村小松生秣場芝地新開の儀、強引な場所差出しの要求あるが用水路ともに故障ありの旨回答につき)

乍恐奉願上候口上之覚

今般三州加茂碧海郡之内小松生秣場芝地新開之儀、和泉村百姓弥四郎願出候ニ付平岡彦兵衛様御見分ニ御座候、御役人様々度々御糺御座候小松生・芝地之分、御高内ニ而御年貢上納仕来候場所、尤此内ニ茂御林与唱来り候立木之分ハ 御上様 江御伐取、落葉・下草ハ私シ共一同 江取来候処、此度御新開ニ差出候様被 仰付候所、右場所差出候 而者当村方薪・秣ニ甚差支難洪至極仕候ニ付、其訳柄逸々奉申上御宥免被成下候様奉願上候得共、曾而御聞届無御座尚御差留被爲置、追々厳敷被 仰聞候ニ者、中泉 江引付手鎖・入牢 茂申付、其上ニ者 江戸表へ 茂可被召哉、左候時 者山地皆御取上ニ 茂可相成哉、夫ニ者 日数も掛り雜費 茂夥敷、それよりハ只今差出へし、且御老中水野出羽守様御触到来、小物成地ハ聊ニ而も諸国一統可差出之御触

之趣御読聞セ<sup>二</sup>而<sup>一</sup>拝聴仕候、其上去ル丑年御普請役門奈道右衛門様御出役之節申上候<sup>二</sup>者、山高之義<sup>者</sup>御拝領高之内<sup>二</sup>而、国役御年貢上納仕来候と申上御免状入御覽候<sup>二</sup>、此趣<sup>二</sup>而<sup>一</sup>ハ井筋其山江相掛り候時<sup>者</sup>、地代可取義と被<sup>レ</sup>仰聞候事共具<sup>二</sup>申上候<sup>一</sup>、夫ハ道右衛門之不行届<sup>二</sup>而<sup>一</sup>候、夫故今般再見分被<sup>レ</sup>仰付候也<sup>与</sup>被<sup>レ</sup>仰聞候、尚又往古山論之節寺社<sup>者</sup>御奉行土屋能登守様・御同役土岐美濃守様・町御奉行牧野大隅守様・御同役曲淵甲斐守様・御勘定御奉行安藤彈正少弼様・御同役松平对馬守様・御目附山田十太夫様、右之御方々様御立傘御裁許之御請書入御覽候、是<sup>二</sup>而<sup>一</sup>右往古御裁許之通杭木山拾町步余御有免<sup>二</sup>候得共、其余<sup>者</sup>嚴敷御高声<sup>二</sup>被<sup>レ</sup>仰聞、其上小川村<sup>茂</sup>山地三分通差出候間、其村方も可差出<sup>与</sup>委曲御利解ヲ以嚴敷被<sup>レ</sup>仰聞奉恐入、御威光<sup>二</sup>前後忘却仕、無抛私シ共計之了簡を以山地壱分差出候調印仕候得共、実ハ屈伏仕候義<sup>二</sup>而<sup>一</sup>ハ全無御座候、帰村仕度候<sup>二</sup>付無余義差出候得共、帰村仕候<sup>而</sup>小前一同<sup>江</sup>申聞候<sup>二</sup>不納得<sup>二</sup>而、殊<sup>二</sup>小川村<sup>一</sup>杯も一向不差出候義共申一同治り兼、私共甚以難渋至極當惑仕候仕合<sup>二</sup>御座候、猶又右壱分差出候義江戸表へ被<sup>レ</sup>仰立候所、御拝領高之内を郷役共之了簡を以御見分先<sup>江</sup>差出候義不埒至極之段被<sup>レ</sup>仰渡、御上様を蔑<sup>二</sup>仕候段、追<sup>而</sup>嚴敷御答可被<sup>レ</sup>仰旨御利解被<sup>レ</sup>仰渡、是又奉恐入何共一言之申<sup>茂</sup>誤無御座當惑至極仕候、愚昧之私シ共故御役人様方之御嚴命<sup>二</sup>恐無余義差出申候、将又当村地之内字三<sup>三</sup>しりと申所<sup>江</sup>御新開之井筋御附被成度段被<sup>レ</sup>仰渡候、右場所ハ当村給々山田落水之吐口、其上上手村々之落水并安城村・堀内村等之山水も落込甚大造之落水<sup>二</sup>御座候、畷延長八拾間之吐口<sup>二</sup>御座候得<sup>者</sup>両際平山江相掛り、大満水之節<sup>者</sup>八拾間之余何程共際限無御座候、右場所<sup>江</sup>御新開井筋之堤築立<sup>二</sup>相成候<sup>而</sup>者、右堤<sup>江</sup>突当テ水<sup>二</sup>而<sup>一</sup>ハ人命<sup>二</sup>も相拘り候程之義此段御歎奉申上、井筋場所延長八拾間余之伏越<sup>二</sup>有地<sup>一</sup>形ハ堀下ケ<sup>レ</sup>以伏込候<sup>而</sup>、用水御引取被成惡水之野水ハ此<sup>二</sup>上<sup>一</sup>之水行爲致候ハ、難義も薄ク相成可申候、乍去伏越前後之築立大雨之節切<sup>レ</sup>落候

歟、以吹拔候節<sup>者</sup>難渋とも可相成候得共、此段迄<sup>者</sup>不申上候間、伏越<sup>二</sup>被<sup>レ</sup>仰付被<sup>レ</sup>下置候ハ、右御嚴命之通村方ハ如何可申哉<sup>茂</sup>難計候得共、御請印可仕旨奉申上候<sup>二</sup>、御役人中様<sup>二</sup>ハ至極尤成義と<sup>一</sup>思召御聞届被下置候得共、其段願人江<sup>江</sup>対談可致様被<sup>レ</sup>仰聞候<sup>二</sup>付、願人弥四郎江<sup>江</sup>及対談候<sup>二</sup>、其義甚大造之義難題被<sup>レ</sup>申聞候義<sup>二</sup>而、御新開之妨被<sup>レ</sup>致候哉、若左様之義<sup>二</sup>おゐてハ其村方之古田<sup>二</sup>竿を入可申哉<sup>一</sup>被<sup>レ</sup>申候、此義法外我慢<sup>二</sup>之義<sup>二</sup>而<sup>一</sup>ハ御座候得共、諍論<sup>二</sup>おおよひ候義を厭ひ伏越<sup>二</sup>以模様をかへ、御新開用水路之脇<sup>二</sup>小川村山田之用水溜蛇池<sup>与</sup>申有之、此地池之上<sup>二</sup>小川地<sup>江</sup>三尻落水之水行堀割被<sup>レ</sup>下候ハ、至<sup>而</sup>地低之所へ落行候得<sup>者</sup>、八拾間之伏越<sup>二</sup>以式拾間<sup>二</sup>縮候<sup>而</sup>茂水吐宜候間、此旨対談<sup>二</sup>おおよひ候得共、此義<sup>茂</sup>相調兼候得共、御役人中様被<sup>レ</sup>仰聞候<sup>二</sup>者、何方<sup>二</sup>差支無之様取計可遣先<sup>二</sup>請印差出候様被<sup>レ</sup>仰付御嚴命奉恐入、無是非印形差出申候得共、帰村之上右之段早々村方江<sup>江</sup>披露仕候所、小前一同申出候<sup>者</sup>、御役人中様方被<sup>レ</sup>仰聞候義<sup>二</sup>而、聊御違変ハ御座有間敷候得共、先方様御口上計、当方ハしかと致候印形仕差上候<sup>而</sup>者、後日<sup>二</sup>各方之御無念<sup>二</sup>者相成申間敷哉<sup>二</sup>而、一統甚不安心<sup>二</sup>奉存候間、右伏越<sup>二</sup>以并惡水吐御附被成下候趣、御書付御貫<sup>二</sup>可申様類<sup>二</sup>願出候<sup>二</sup>付私共當惑至極仕候、其訳柄<sup>者</sup>兼<sup>而</sup>御役人中様<sup>江</sup>茂奉申上候得共甚六ヶ敷場所<sup>二</sup>而、六七里<sup>茂</sup>相統候平地野々末<sup>二</sup>御座候得<sup>者</sup>、折節野水相湛年々水腐仕候<sup>二</sup>江右大造成ル井筋之堤築立<sup>二</sup>相成候<sup>而</sup>者、此已後水損<sup>者</sup>眼前之義<sup>二</sup>御座候、夫而已ならず右之川除堤<sup>二</sup>而<sup>一</sup>当村之乗越之場所相塞キ、満水之節<sup>者</sup>不及申常々惡水迄<sup>茂</sup>不通路<sup>二</sup>相成候、誠<sup>二</sup>弥増難渋<sup>二</sup>御座候間、若井筋堤築立之儀是悲御有免被成下候義出来間敷候ハ、右申上候通式拾間之伏越<sup>二</sup>以并惡水吐之堀割被成下候様、弥御治定<sup>二</sup>候ハ、御書附御貫可申旨、小前<sup>カ</sup>庶<sup>而</sup>申立候<sup>二</sup>付不得止事<sup>一</sup>奉願上候、然ル<sup>二</sup>處村方之者共<sup>一</sup>当村之儀<sup>者</sup>申迄<sup>茂</sup>無御座候得共、凡五步通ハ赤土而已之干地<sup>二</sup>而、物実不熟勝之場所、五步通ハ里田地<sup>二</sup>而<sup>一</sup>矢作川筋<sup>二</sup>而<sup>一</sup>鹿乗川之落込水強ク、又木戸村吐口<sup>二</sup>逆

水旁無難之年柄無御座候、既ニ去ル子年之洪水之節矢作堤切込矢作川通水行不致、桜井村里田畑一円ニ大川同様ニ七拾日余之間水行致、作土洗流洲入白川原或者堀所数多出仕候而、村方滅亡ニ茂およひ候仕合ニ御座候、右鉢之村柄故自然と作毛出来劣り、物実者勿論物柄等茂払底勝ニ而、地所も右様悪田ニ御座候得者、肥し等多分ニ入不申候而者養ひも難行届、百姓相続茂無覺束歎敷奉存候、左候得者前文一ト通之場所茂奉差上候而者一同難洪仕候間、何卒始末御汲取被成下、御慈悲ヲ以御宥免被下置候様御願被下度此段幾重ニ茂奉願上候、尚又五ヶ野原嚴敷差出候様被仰付候ニ付乍難洪茂七八分差出申候、右場所之義者往古原地論ニ付当村山守清右衛門与申者を殺し、其代り人ニ和泉村七右衛門与申者ヲ殺し候事有之由申伝へ候、其せつ御代官鳥山牛之助様・鈴木八右衛門様御書付被下置候、已来守来り候、今般御書付之写ヲ以入御覽候得共、年代相立候事故難取用与被 仰聞候、右場所者桜井・小川・和泉・城ヶ入・中根此五ヶ村ニ而秣新取候ハ、御書付之通り相守来り候、此野原ニ而秣肥し等ニ草苅取候事者夥敷義、殊更水難打続之節者薪専此原手当テニ御座候処、此度御引上ニ相成候而者難洪至極之仕合ニ御座候間、何卒御憐愍ヲ以是迄之通居被置被下置候ハ、広太之御慈悲与難有仕合奉存候、余り恐多御義ニ御座候得共、小前一同庶而申立候ニ付恐不顧奉願上候、何卒其筋江御歎被 仰立可被下候様一同奉願上候、以上

天保三辰六月

桜井村庄屋

彦三郎(印)  
同 九右衛門(印)  
同 茂兵衛(印)  
同 増右衛門(印)  
与頭 勝左衛門(印)  
同 喜兵衛(印)

新美惣八郎様

同 平兵衛(印)  
同 勘助(印)  
同 百姓代 利兵衛(印)  
同 善助(印)  
同 文左衛門(印)  
同 喜代八(印)

(桜井町菩提寺文書)

【2-32】天保三年六月 三州加茂碧海兩郡村々地先新開場見分相済候趣

先届書 番外之式番

〔全体表態〕  
〔局部別事〕  
〔其七〕

天保三年辰六月四日

三州加茂碧海兩郡村々地先新開場見分相済候趣先届書

番外之式番

三州加茂碧海郡村々地先新開之儀、松平作左衛門知行同州碧海郡和泉村百姓弥四郎右願候処、右場所見分之儀私江被仰付候ニ付、彼之地江罷越見分仕候趣左ニ申上候

惣反別四百八拾三町七反四畝歩余之内

歩合を以新開対談相調候分

村々書出反別式百七拾六町七反廿八歩 三州加茂碧海郡村々地先

一願人見込反別五百町式反式畝歩余 願人見込開発相願候分

内

村々歩合を以差出候分

板倉甲斐守領分

外拾四給領分知行社領

秣場反別五拾貳町壹反歩

同州碧海郡和泉村  
外拾ヶ村地先

見込反別九拾七町七反歩

是ハ村々入会秣場之内此度新開可相成分、願人弥四郎儀村方対談之上双方書付差出候ニ付、銘々領主地頭へ懸合置候処未返書差越不申、追而否申越次第取調之上分見いたし可申分

小松生

反別九拾八町六反五畝廿八歩

松平作左衛門知行  
同州同郡和泉村  
外貳ヶ村

見込反別百五拾八町九反四畝歩

地先小松生之場所  
新開可相成分

是ハ村々故障相糺候処、双方対談之上新開被仰付候而も差支之筋無之旨申立候処、右場所之儀者私領村々地先山年貢等差出、小物成高込地頭拝領高之内江籠居候得共、願人山年貢差出開発被仰付候ハ、村々秣場等差支無之様、書面反別之内歩合を以相残置候ハ、村方おゐて故障無之旨申立候間、地頭へ懸合置候間否申越次第取計方相伺候上、追而取調可申候(分觀カ)

囲林

立山

秣場

持林

歩合を以村々差出候分

本多修理知行

同州同郡城ヶ入村  
外一ヶ村

反別貳拾九町六反八畝八歩

見込反別五拾町歩

林山新開可相成分

是ハ村々之儀山年貢差出地頭拝領高小物成高込ニ相成候場所ニ付、山

年貢歩合を以願人差出候ハ、何ニ而も故障筋無之旨双方対談相調候旨申立候間、地頭役場へ懸合置也、否申越次第追而取計方相伺可申候分

小松生秣場之内

水野出羽守様領分

歩合を以村々差出候分

外貳給領分知行

反別四拾町七反拾歩

同州同郡赤松村外貳ヶ村

見込反別百六町歩

地先新開可相成分

是ハ村々山年貢差出候場所ニ付、反別ニ応し歩合を以夫々願人差出候ハ、開発被仰付候而も故障筋無之旨申立候ニ付、領主地頭役場へ懸合中ニ御座候、追而否申越次第取計方伺之上可申上候

領主林山小松生之内

松平備中守領分  
土井金三郎領分

歩合を以差出候分

同州同郡高取村  
外四ヶ村

反別五拾壹町三反六畝拾貳歩

右村々地先

見込反別八拾壹町五反八畝歩

是ハ領主林山ニ御座候処、山年貢差出候ハ、開発被仰付候而も故障筋無之旨申立候間相糺候処、御国益筋之義ニ付、領主林山ニ而茂差支無之旨申立、双方対談相調領主役場へ懸合置候間、否申越次第取計方可相伺分

小松生歩合を以村方差出候分

本多修理知行  
本多求馬

反別四町貳反歩

同州同郡桜井村地内

見込反別六町歩

是者右山之儀ハ山高ニ而地頭拝領高之内ニ籠居候得共、書面反別丈ハ新開被仰付候而も、年貢米割合を以差出候ハ、差支筋無之由村方申立候ニ付、地頭役場へ懸合中ニ御座候、否申越次第取計方可相伺候分

外

松平和泉守殿

本多中務太輔 領分

板倉甲斐守

久永内記 知行  
諏訪備前守

同州加茂郡村々  
碧海郡村々

地先願人見込之分

反別千百三拾貳町步余

此願人見込三千七百四拾町步余

是ハ領主地頭林山并小物成場ニ而、小給所高内ニ籠居候分有之、願人  
対談中ニ而追々懸合之上村々納得致候ハ、開発之儀取計方可相伺分

右ハ三州加茂碧海郡村々地先新開場所之儀、松平作左衛門知行同州碧海  
郡和泉村百姓弥四郎相願候ニ付、右場所見分之儀私江被仰付、去月廿五日  
遠州中泉陣屋出立、場所見分之上相糺候処、村々領主林山并秣場山之内、  
夫々大縄反別此上分見中歩合増減御座可有候得共、新開被仰付差支之儀  
無之旨申立候間、領主地頭役場へ懸合置申候、尤入会秣場空地之分ハ直  
ニ分見可仕処、村境々等取極木草苅払之上ならては難出来場所ニ御座候間、  
右新開被仰付候上ハ、用水并筋之儀者同州加茂郡下伊保村・同郡殿貝津  
村入会山谷間を堤ノ切、溜井敷埋候ハ、差支之筋無之旨申立、右場所分  
水下迄凡八里余之処、下底ニ而并筋通水之儀双方対談之上故障も無之趣申  
立候間、領主地頭へ并筋差支之有無懸合置、一先当月朔日場所引払同三  
日帰陣仕候、歩細之儀者私陣屋ニおゐて取調之上取計方追而可申上候得共、  
帰陣仕候趣先此段御届申上候、以上

辰六月

平岡彦兵衛印

御勘定所

(明治用水土地改良区寄託「三州加茂碧海両郡村々地先新開場見分相済候趣先届書」のうち①)

【2―33】辰(天保三年)六月 新開場之地先入会野歩合差出一件  
〔中表紙〕新開場村々地先入会野歩合差出一件

三州碧海郡村々地先新開場所之儀ニ付申上候書付  
覚

板倉甲斐守領分

松平作左衛門知行

三州碧海郡和泉村

本多修理知行

同州同郡城ヶ入村

水野出羽守殿領分

同州同郡中根村

松平和泉守殿 領分 分郷  
本多中務太輔

諏訪備前守知行

同州同郡小川村

本多兵庫

本多求馬

本多修理

諏訪備前守 知行

寛平太夫 分郷

宮勢日向守

桜井権現領

同州同郡桜井村

秣場四拾八町步余之内

反別三拾八町四反步

〔朱書〕八分通願人対談相調開発可相成分

一 秣場反別凡六拾八町歩

外

九町六反歩

一 秣場反別壹町五反歩

右五ヶ村入会秣場新開可相成分

秣場肥等ニ差支候ニ付

相殘候様村々相願候分

板倉甲斐守領分

同州同郡 牛田村

中村

八ツ田村

右三ヶ村入会地先

右同断

板倉甲斐守領分

松平三郎次郎領分

分郷

同州同郡福釜村

板倉甲斐守領分

同州同郡箕輪村

秣場反別拾貳町歩之内  
反別九町六反歩

願人見込

一 秣場反別拾八町歩

〔<sup>(朱書)</sup>八分通願人対談相調新開可相成分〕

右式ヶ村入会地先

右同断

秣場肥等ニ差支候ニ付相殘候様村々相

願候分

板倉甲斐守領分

同州同郡八ツ田村地先秣場

新開ニ可相成分

秣場反別六反歩之内  
一 秣場反別貳反歩

〔<sup>(朱書)</sup>但三分之一願人対談相調新開可相成分〕

外四反歩

秣場肥等ニ相成候様相願候分

芝地反別四町歩之内

反別貳町四反歩

土井金三郎領分郷  
板倉甲斐守領分郷

同州同郡高棚村地先

新開可相成分

〔<sup>(朱書)</sup>但六分通願人対談相調新開可相成分〕

外壹町六反歩 秣場肥等ニ相殘候様相願候分

合 秣場  
芝地

反別九拾七町七反歩 此度見分之上新開可相成分

右者三州加茂碧海郡村々地先木立入野秣場等之場所、松平作左衛門知行同州碧海郡和泉村百姓弥四郎新開之儀相願、右場見分被仰付候ニ付、手附・手代召連、両郡地先村々得与見分仕候処、書面村々地先芝地秣場之内願人弥四郎合村々江対談之上、秣場養肥等ニ差支無之相成候ハ、村々ニおゐて開發被仰付候而も故障之筋無之旨申立書付差出候間、村々領主地頭へ及懸合ニ候処、村方ニおゐて差支之筋無之候ハ、領主地頭役場ニおゐても何ニ而も故障無之旨申越候間、直々分見仕寄細可申上積り之処、村境地境等相改、下草刈払不申候而ハ分見差支候間私儀者一先帰陣仕候、此節合追々手附・手代差出惣町歩分見之上、改反別増減可有御座候間、地代金相当ニ吟味仕、新開之儀申上候様可仕候、尤加紙新開場之儀相伺置候哉も有之候間、私儀者御用透見計時々場所ニ見分可仕候様奉存候、依之廳図相添先申上候、已上

辰六月

御勘定所

平岡彦兵衛

〔明治用水土地改良区寄託「三州加茂碧海両郡村々地先新開場見分相済候趣先届書」のうち②〕

【2-34】(天保三年六月カ) 板倉領村々地先林山一件伺書写



〔中表紙〕  
「板倉領村々地先林山一件伺書写」

覚

領主林山

板倉甲斐守領分

一 小松生  
芝地 三百四拾四町七反七畝拾歩

三州碧海郡  
村々地先

内 反別百五拾九町三畝拾六歩

去ル丑年願人対談相調

此見込反別五百九拾九町歩

村々可差出分

右者三州加茂碧海郡村々地先木立入野秣場等、松平作左衛門知行三州碧海郡和泉村百姓弥四郎新開願場所之内、板倉甲斐守領分碧海郡村々地先小松生芝地之場所、去ル丑年御普請役御見分之節、村々地先林秣場等<sup>二</sup>而新開被仰付候<sup>而</sup>も故障筋無之旨申上、願人弥四郎<sup>一</sup>村々対談相調候趣申立、此度外願場所一同同人<sup>一</sup>申立候間、右場所此度私見分被仰付候趣、御達しも相廻り、且又私<sup>一</sup>も銘々領主地頭<sup>江</sup>及懸合<sup>二</sup>、村々<sup>江</sup>ハ廻状を以申触置候儀<sup>二</sup>付、地境等<sup>一</sup>ハ領主役人出張、足輕差出村役人共場所案内致一ト通り見分相済候後、領主役人<sup>一</sup>申立候ハ、弥四郎より新開相願、去ル丑年御普役廻村糺之場所、此度私義見分之上相糺候處、右場所林之儀ハ去ル寛政四子年村替被仰付、辻甚太郎<sup>一</sup>相付村帳引渡有之、甲斐守拝領地<sup>二</sup>候處、村々勝手<sup>二</sup>他之者<sup>一</sup>ハ差出可申筋無之、村役人とも心得違を以役場へも不申立、御普請役出役先<sup>江</sup>請書差出候段甚以不行届恐入候趣申聞、領主役人<sup>一</sup>も書付差出、且又地先村々<sup>一</sup>も申立候<sup>者</sup>、去ル丑年御普請役見分之節、書面反別之内歩合を以新開被仰付候<sup>而</sup>も差障無之旨請書差出、猶又今般見分糺請候處、右場所之儀ハ村持小松生林山等<sup>二</sup>も無之、全領主林山<sup>二</sup>而、既<sup>二</sup>此度領主役人共<sup>一</sup>口上書を以申立相違無之、右之内開発被仰付候共差障無之旨請印差出置段、今更不行届心得違申立書付差出し、兩度見分請候<sup>而</sup>此節<sup>二</sup>成不都合之筋<sup>一</sup>御座候、右之趣願人<sup>江</sup>申越候處、今更右

秣之儀申立候<sup>而</sup>ハ迷惑之由、林山<sup>二</sup>相違無之儀<sup>一</sup>者素<sup>一</sup>分相分居村々対談も相調候場所、此節被相除候様<sup>二</sup>而外村々<sup>一</sup>江響、御国益筋も相減し、既<sup>二</sup>松平備前守・土井金三郎領分村々地境領主林山之儀<sup>一</sup>者、六分通村々<sup>一</sup>差出候段対談相調<sup>二</sup>付、領主<sup>一</sup>及懸合候處、右場所領主林山<sup>二</sup>而大木茂り生囲林<sup>一</sup>与申<sup>二</sup>も無之、御国益筋<sup>二</sup>相成候儀<sup>一</sup>候ハ、新開被仰付何<sup>レ</sup><sup>二</sup>而も故障無之、是迄領主役場<sup>一</sup>へ取来候下草年貢、年々願人<sup>一</sup>弁納相成候ハ、差支無之<sup>与</sup>領主役人申立候間、新開之儀取計方相伺置候儀<sup>二</sup>而、甲斐守領分書面村々之儀<sup>一</sup>者土井金三郎領分村替被仰付候場所<sup>二</sup>而、林山之儀<sup>一</sup>者金三郎方<sup>一</sup>差出候林山<sup>一</sup>同様之場所にて、何も相替候儀も無之、殊<sup>二</sup>弥四郎新開願候以前甲斐守役人<sup>一</sup>江及懸合候處、領分小松生等之場所<sup>二</sup>候間、何<sup>二</sup>も差支候旨申之候、既<sup>二</sup>村垣淡路守殿<sup>一</sup>弥四郎新開願御聞届<sup>二</sup>相成候ハ、甲斐守領分小松生山等<sup>一</sup>茂新開被仰付度旨申立置候筋合も有之、旁右秣不都合之筋可申立筋<sup>二</sup>無之<sup>一</sup>与弥四郎申聞候間、尚得<sup>与</sup>及懸合不行届候ハ、其節奇細可申上候、以上

下ケ札

此ケ条ハ別段弥四郎<sup>一</sup>高入書差出候<sup>而</sup>可然哉之始末書上候心得<sup>二</sup>御座候

〔明治用水土地改良区寄託「三州加茂碧海両郡村々地先新開場見分相済候趣先届書」のうち③〕

【2—35】辰（天保三年）六月 安城村一件伺書之写（新開交渉経緯）

〔中表紙〕  
「安城村一件御伺書之写」

三州加茂碧海郡村々地先木立入野秣場等之場所、松平作左衛門知行同州碧海郡和泉村百姓弥四郎新開之儀相願、右場所見分之儀私<sup>江</sup>被仰付候

ニ付、久永内記知行同州同郡安城村地先原地秣場難洪申立候付、取計方  
左ニ申上候

山高四拾八石四斗七升五合

此小松生秣場反別六百七拾五町七反壹畝廿步

此山年貢米貳拾五石

内

七拾六町四反四畝廿九步

本途高辻之内江野米差出  
并溜井拾式ヶ所分除之

貳拾貳町五反五畝廿壹步

元禄七戌年追々高入新田ニ  
宝曆三亥年迄 相成候分

三拾三町四反五畝六步

元禄十一寅年御料所御林山  
ニ而引渡、当時地頭林山ニ相  
成候分

残山反別五百四拾三町貳反五畝廿四步

一右原地山見込反別千町步

願人新開相願候分  
久永内記知行  
三州碧海郡

安城村地先小松生

原地秣場入会野

右者三州碧海郡安城村原地之場所此度新開之儀、和泉村百姓弥四郎相願  
候ニ付場所見分之上相糺候處、右場所開発被仰付候而も故障之筋有間敷候  
旨相糺候處、右原地之儀ハ前々村中新秣并養肥等ニ伐蒔いたし来、勿論  
隣村上条村・古井村入会山年貢差出、下草并田方養肥等ニ刈取来候場所  
ニ而、元来右場所之儀者慶長十五年成瀬隼人正殿・安藤帶刀殿御定之書付  
ニ上条村安城村山ニ而納米貳石差出草札出し為刈来、松木立之場所ハ地  
頭留山并村中銘々之持山ニ而薪道橋之普請杭木ニ相用、其余者壳払杯いた

し来候故村中一同助成ニ相成、殊ニ本田畑之儀者前々高免ニ而土地低水損  
所々御座候間、此上原地開発被 仰付候而ハ百姓相続仕兼歎ヶ敷旨申  
之、何卒是迄之通被成置度、縦御国益筋ニ相成候共地所差出候儀者一同納  
得不致趣申立候間、外並合も有之、村々村方勝手を以右山高之内新開い  
たし置ながら、他之者相願候連大町步之場所彼是申立候而ハ心得違ニ可  
有之、得与勘弁いたし可申旨再応利害申聞候得共、品々難洪之筋合申立村  
方納得不仕趣書付差出候間、地頭役人江追々及欠合候處、地頭役人ニお  
ても何歟不都合之筋合申聞、全以自分勝手之筋ニ相当り候、依之内記方へ  
及欠合候處同様之始末申聞候、然ル處

〔朱書〕  
附書

原地之儀ハ本地へ引統土地至而宜敷、原内所々江切広新開ニ切起し候  
様子多分相見候間、内々風聞承り糺候處、困窮難洪ニ申ニも無之、右  
原地松木植付追々伐払、地頭勝手入用、又者村方助成ニいたし、秣場  
之儀も手広故近村ニ秣并養肥等ニ年々売払、多分之助成も有之、村高  
式千石余ニ御座候處、右秣多分之原地も有之候故追々切広候哉、至而  
手広ニ而用水有之候ハ、多分之田地直ニも出来可申哉与奉存候、以  
上

右場所故障筋有之候而ハ願人第一之見込場所にて、山年貢差出開発被仰付  
候ハ、地頭所ニおゐて可差支筋無之、勿論不殘開発いたし候与申ニも無之、  
外並合之歩合も有之、同州加茂郡下伊保村・殿貝津村地内山間谷々溜井ニ  
敷理候、自普請之儀も安城村原地見当ニ而多分之入用差出、自普請仕候積  
り相目論見候場所も都而土地相減候而ハ、是迄連々骨折候甲斐も無之心外  
之旨申立、此上猶又訴訟いたし何様も願相立候様仕度段申立書付差出申  
候、此上如何可被仰付候哉、村方願書願人歎書地頭懸合書面麤図相添取  
計方奉伺候、以上

辰六月  
御勘定所

平岡彦兵衛印

(明治用水土地改良区寄託「三州加茂碧海岡郡村々地先新開場見分相済候趣先届書」のうち④)

【2―36】辰(天保三年)六月 三州碧海郡村々地先新開場所分見之儀取計方伺書

〔中表紙〕三州碧海郡村々地先新開場所分見之儀取計方伺書

三州加茂碧海郡村々地先入野秣場等之場所、松平作左衛門知行同州碧海郡和泉村百姓弥四郎新開之儀相願、右場所見分仕候ニ付取計方左ニ奉伺候

小松生反別六拾壹町貳反貳畝歩

松平作左衛門知行

此山年貢米貳石七斗九升六合

三州碧海郡

願人見込

和泉村地先

一反別七拾九町歩

新開相願候分

小松生反別貳拾三町七反八畝歩

同人知行

此山年貢米壹石三升五合

同州同郡

錢壹貫文

根崎村地先

右同断

願人見込

一反別五拾町七反四畝歩

小松生  
芝地反別拾三町六反五畝廿八歩

同人知行

此山年貢米貳石貳斗貳升五合

同州同郡

願人見込

東端村地先

一反別貳拾九町貳反歩

右同断

小以反別百五拾八町九反四畝歩

願人見込新開

相願候分

是者右三ヶ村地先小松生芝地之場所、山年貢米錢差出新開被仰付候而も差支無之哉相糺候処、右ハ地頭拝領高込ニ御座候得共、書面之反別薪秣養肥等ニ差支無之様追而分見之節相残り候ハ、其新開被仰付候而も山年貢米錢歩合を以願人今年々弁納いたし候ハ、何ニ而も故障差支之筋無之旨村役人とも申立候間、地頭役場へ同様之儀及欠合候処、願人弥四郎今村々江対談相整役米錢受取候ハ、故障筋無之旨地頭役人今請書差出候上者、右小物成拝領高ニ候共高込物成年々役場へ相渡候ハ、願人申立之通分見改反別を以秣場養肥等ニ差支無之様相残、其新開之積り取計可申候哉

小松生  
秣場反別六拾五町歩之内

此山年貢米六石

秣場反別貳拾五町歩

四歩通願人対談之上

開發可相成分

一反別四拾町歩

水野出羽守殿領分

三州碧海郡

赤松村地先

外ニ

新開相願候分

反別四拾町歩

六分通相残候様村方申立候分

秣場反別貳拾三町六反八畝歩之内

此山年貢米七斗七升九合壹勺

秣場反別拾四町貳反拾歩

六分通願人対談相整

新開可相成分

願人見込

一反別四拾六町歩

板倉甲斐守領分

同州同郡 野田村

外

反別九町四反七畝廿歩

四分通相殘候様村方申立候分

小松生反別三町五反歩之内

此山年貢錢九百九拾貳文

歩合を以差出願人

対談相整候分

願人見込

一反別貳拾町歩

松平三郎次郎知行

同州同郡福釜村

外三反別貳町歩

相殘候様村方申立候分

右同断

小以反別百六町歩

願人見込新開相願候分

是者右村々小松生并秣場之内、書面之通新開相成候<sub>而</sub>も山年貢之儀者願人  
の歩合を以年々弁納いたし候ハ、新開被仰付候<sub>而</sub>も村方ニおゐて故障筋  
も無之、願人対談相整候段申立候間、其段領主地頭役場へ同様之儀及欠  
合候処、村方ニおゐて故障筋も無之候ハ、領主地頭役場<sub>ニ而</sub>も差支之筋  
無之旨挨拶有之候間、年々小物成米錢願人<sub>ハ</sub>為相納候ハ、此上分見仕  
改反別を以新開之積り取計可申候哉

領主林山

小松生反別拾貳町七反八畝拾九歩

此下草年貢米貳斗三合

反別七町六反七畝五歩

六分通新開相成候<sub>而</sub>も

願人見込

一反別八町貳反八畝歩

松平備中守領分

同州同郡

高取村地先

林山之分

外二

反別五町壹反壹畝拾四歩

四分通林山ニ相殘候分

領主林山

小松生反別拾壹町三反四畝拾四歩

此下草年貢米壹石五斗八升五合五勺

反別六町八反廿歩

右同断

土井金三郎領分

同州同郡

高棚村地先

右同断

右同断

一反別三拾町六反歩

外二

反別四町五反三畝廿四歩

右同断

右同断

小松生反別拾八町九反七畝歩

此下草年貢米三斗八升九合四勺

反別拾壹町三反八畝六歩

右同断

右同断

一反別拾五町歩

右同人領分

同州同郡

吉浜村地先

右同断

外二

反別七町五反八畝廿四歩

右同断

右同断

小松生反別四拾貳町五反拾九歩

此下草年貢米七斗八升四合

反別貳拾五町五反拾壹歩

右同断

右同断

一反別貳拾七町七反歩

右同人領分

同州同郡高取村地先

右同断

外

拾七町八反歩

右同断

領主林山之内

小以反別八拾壹町五反八畝歩

願人見込新開

相願候分

是者右村々地先小松生領主林山之由、書面之通六分通ハ新開被仰付候而  
も何ニ而も差支之筋無之旨、右村々<sup>与</sup>願人弥四郎対談相整候趣申立候ニ付、  
村々役人共相糺候處、領主林山<sup>ニ</sup>者候得共何れも小松生秣場同様之場所ニ  
而、下草年貢歩合を以願人今年々弁納ニ相成候ハ、領主ニおゐても差支  
ハ有之間敷旨申立候間、其段領主役場へ及欠合候之處、右場所村々申立  
候通領主林山ニ候得共、大木茂生り囲林<sup>与</sup>申ニも無之、御国益筋ニも相成

候儀ニ付、開発被仰付候而も故障筋無御座候、是迄領主役場へ取立候下草  
年貢、年々願人<sup>ハ</sup>弁納ニ相成候ハ、差支無之旨請書差出申候間、縦領主林  
山ニ候共願人対談相整、領主役場<sup>ニ</sup>而差支筋無之上ハ、都而願人申立之通  
新開被仰付候積を以此上惣反別見仕、改反別之内六分通開発之積ニ取計  
可申候哉

合反別三百四拾六町五反貳畝歩

願人見込新開ニ

可相成分

右者三州加茂碧海郡村々地先新開之儀、同州碧海郡和泉村百姓弥四郎相願  
候場所見分仕候處、村々地先入会秣場等之儀者別紙申上候通り手附・手代  
差出分見改之上追而申上候積、其余書面小松生秣場等村々持切山年貢等差  
出し地頭拜領高之内江籠居候場所、且亦高込ニ無之候共領主持林百姓銘々  
持切之秣場等ニて、下草山年貢等差出下草刈取仕候場所にて、縦願人弥四  
郎<sup>ハ</sup>村々江対談相整候共容易ニ改方も致兼候ニ付、一ト通り見分之上夫々  
領主地頭へ及欠合候處、百姓持切小松生秣等之儀者此分見改反別歩合を以  
差出呉候ハ、村方<sup>ニ</sup>おゐて故障無之旨申立候間、領主地頭<sup>江</sup>及欠合候處、  
村方<sup>ニ</sup>おゐて差支無之候ハ、何ニ而も差支之筋無之旨、領主地頭<sup>ハ</sup>書付差  
出し、且亦領主林山之儀も大木茂生<sup>ハ</sup>領主囲山<sup>与</sup>申ニも無之、小松生秣場  
同様之場所ニ而、村方<sup>ニ</sup>おゐて差支無之候ハ、領主役場<sup>ニ</sup>おゐても殘地  
相殘差出し候反別丈之年貢、願人今年々弁納ニ相成候ハ、故障差支無之  
候、御国益筋之儀ニ付願人江相渡新開被仰付度旨領主役場<sup>ハ</sup>請書差出申候  
間、土地之様子得<sup>与</sup>見分仕候處、村々本田畑江引続土地相返し場所ニ相見、  
開発可被仰付哉、領主地頭村々<sup>ニ</sup>おゐても差支筋も無之間、手附・手代  
差出分見之上新開候積り、尤私儀ハ御用透見計時々見廻り候様可仕候間、  
依之村々請書領主地頭懸合書面并麤絵図相添此段取計方奉伺候、以上

辰六月

平岡彦兵衛印

御勘定所

(明治用水土地改良区寄託「三州加茂碧海岡郡村々地先新開場見分相済候趣先届書」のうち⑤)

【2―37】天保三年七月 乍恐書付ヲ以御願奉申上候(新開糺しの儀、西端村小松生の場所これまで通りとしたきにつきお救いの旨)

乍恐書付ヲ以御願奉申上候

松平作左衛門様御知行所

三州碧海郡和泉村百姓弥四郎奉願候新開場御見分として、去々五月六日

御代官平岡彦兵衛様御廻村之節、願人弥四郎宅江御出張御役所ニ而関根

藤左衛門様・鈴木又之進様御糺御座候ニ付、当御地行所同国同郡西端村

百姓一同今般御願奉申上候、私村方芝地囲林松林之場願人弥四郎見込之

場所ニ而御国益ニ茂相成、村方不相応之小松生場所世間並ニ茂外レ候ニ付、

歩合ヲ以可差出候間再応御利害被 仰渡候、右小松生場所之儀ハ元来御

地頭所ハ拝領高内ニ而、御年貢諸役相懸り候場所ニ而、枝葉ハ焚木ニ伐取下

草ハ秣肥シ等に仕来り是迄村中一統之助成ニ相成、尚又当村之義者高免惡

地にて難渋之村方故、御地頭所分年々御用捨米御引方等茂有之候得共、右

囲林松林ハ御地頭江収納之義者聊にて村方之助成不少、勿論年々春冬作間

之節ハ銘々薪ニ伐取候処、此度御上地ニ相成候而者別段農間之稼無之村方ニ

而、全小松生之助成ヲ以寒風相凌来候所、此度地所差出し候而者老身之者

共寒中難凌病難之程難計、左候得者身命之儀も無覺束存、愚昧之者共一同

寢食茂わすれ悲歎難渋之義ニ御座候得者、右難渋之次第被為聞召方御慈恵

ヲ以小松生場所之義ハ是迄之通り差置、村中安心相続出来候様御慈悲之

程惣百姓一同奉歎願候、此上御上地被 仰渡候義者御違背難相成義と被存

候得共、稼之助成ニ相離候様相成候事故、幾重ニ茂 御慈悲非奉願上度村中

一同存念ニ御座候間、何卒御憐愍ヲ以願之通り被成下置候者難有仕合奉存

候、前書之通り相違無御座候間、何卒 御慈悲ヲ以惣百姓一統御救被下置候様奉願上候、以上

天保三年 辰七月日

御知行所

三州碧海郡西端村

百姓代 林右衛門(印)

同断 伝六(印)

同断 太吉(印)

同断 新十(印)

組頭 長七(印)

同断 惣吉(印)

同断 平六(印)

庄屋 利兵衛(印)

同断

原田善造(印)

黒沢奎助様

田部井徳三郎様

(碧南市史資料室所蔵)

【2―38】(天保三年)八月九日〔和泉村弥四郎新開・用水路の件、返答の口上書を早々差出すよう桜井村領主へ依頼の書状〕

(包紙上巻) 本多兵庫様御内

平岡彦兵衛手附

新実惣八郎様

関根藤左衛門

同人手代

小幡孝蔵

以剪紙致啓上候、弥御堅箇被成御勤珍重奉存候、然者<sub>者</sub>和泉村弥四郎願新開

場并用水路之儀ニ付、御知行所村々請書差出候趣ニ而御存寄も無之候ハ、御口上書御差出御座候様御懸合申候所、右者御拝領高之内ニも御座候間、江戸表江一応御申出可被及御答旨、当六月中被仰越候ニ付御出御座候様申進候処、御不快之趣ニ而御断ニ付見合罷在候処、于今御答茂無之調方差支候間、未御不快ニ御座候ハ、早々御口上書御差出御座候様可及御掛合旨、彦兵衛申付如斯御座候、以上

八月九日

平岡彦兵衛手代

小幡孝藏

同人手附

関根藤左衛門

本多兵庫様御内

新実惣八郎様

猶以御高内与御申越候儀者、小物成場之儀ニ付桜井村之儀ニ御座候哉、五ヶ原者村々入会場ニ付兼而被仰渡も有之候場所ニ而、早速御口上書御差出御座候様いたし度、尤五ヶ原之儀ハ無年貢ニ付、御高内ニ者籠リ居不申儀与被存候間、右両様共御問合申候、有無共急速御答可被成候、且用水路之儀者外御私領方々者追々差障無之趣御申越ニ付、是又早々否御申越可被成候

一御分家本多求馬殿御儀者貴様御取扱之旨、先達而御申越ニ付別段此度御掛合不申候、場所之儀茂御同様ニ付一同被仰越候様沙汰存候、以上

(桜井町菩提寺文書)

【2-39】(天保三年カ) 八月三十日 [新開一件の御用状の件並びに和泉村領主親戚死去につき書状]

〔都築三郎兵衛様

上巻  
三森惣蔵〕

如仰今日不勝之天氣相御座候、扱又昨夜者種々御厄介ニ相成恐入申候、且又御用状到来ニ付早々為相持被遣落手仕候、尤御用状之儀者当十二日・十四日両度之返書ニ而外御用状共無之、当廿二日三宅様御招被成候而、新開一条呉々茂御願被成候処被成御承知候由、尤いまた平岡様御勘定所江進達廿二日迄者無之由、差出も有之候ハ、早々御下知済之様取計へく旨被仰聞候由御同前安心仕候

一殿様 御父方之御舅様依田平次郎様御実母様御病氣之所、御養生無御叶当廿四日被成御死去候、右ニ付普請十日、鳴物七日御家中江被仰出候段申来候、御同前恐入申候儀ニ御座候、尤先例之通触出シ之儀者、新蔵殿触出申候由申達置候、左様御承知可被下候

一鈴木寛治殿之書状差上申候、御落手可被成候

一九郎右衛門殿御実父御病氣之段扱々御氣毒之儀奉存候、御序欠合被頼申候、今朝も一右衛門罷出委細届出候趣被成□□儀承知仕候

一十二日・十四日両度之答内状ニ而申越候間、御出之間入御覧申候、外いつれ江も御用状参不申候、左様御承知可被下候、右者壺通如此御座候、以上

八月卅日

(東端町都築家所蔵)

【2-40】天保三年八月 和泉村都築弥四郎一件ニ付下書(西端・城ヶ入村)

②

御糺ニ付奉申上候書付

一 団林

反別拾九町九反七畝歩

三州碧海郡

一 持林

城ヶ入村

一 団林

反別六拾八町四反四畝拾式歩

同国同郡

一 持林

西端村

一秣場 反別拾町五反式畝式拾五歩

同村

右者私シ共村々地先囲林其外新開之儀、和泉村百姓弥四郎奉願候ニ付、此度 御見分之上御糺御座候、然ル処右場所之儀ハ地頭江山年貢等納来候地所等<sup>茂</sup>御座候間、■村方勝手ニ御請<sup>茂</sup>難仕候間、何卒地頭江御掛合之上地頭所役場<sup>ハ</sup>差図次第<sup>ニ</sup>而御請可仕候得共、右地所不殘新開被 仰付候<sup>而者</sup>秣場等<sup>ニ</sup>差支村方難<sup>ハ</sup>仕候間、格別之御勘弁を以村々往々難<sup>ハ</sup>不相成様、秣場等<sup>者</sup>御殘置被下候様奉願上候、然ル上<sup>者</sup>新開被 仰付候儀ハ故障之節無御座候、右御糺ニ付相違不申上候

右之趣御利解ニ奉恐入申上候処、追々村々相糺古檢地帳相改、猶又願之上地頭所<sup>江</sup>差出置候、古帳類取調候<sup>ハ</sup>年曆相立候儀<sup>ニ</sup>而私共不相弁、是迄相違之儀奉申上候<sup>者</sup>乍恐左ニ申上候

此段西端・城ヶ入両村松林之儀地頭林ニ御座候<sup>ハ</sup>、両村共至<sup>而</sup>困窮村ニ而、殊ニ昔<sup>ハ</sup>新<sup>ハ</sup>弘底之土地ニ候間、地頭林<sup>ニ</sup>而者村方之助成<sup>ニ</sup>茂不相成、追々困窮募り候ニ付奉願、元禄六酉年十月願之通り百姓<sup>ハ</sup>各人別ニ地割大小組分ヶ仕、囲林立山共請納ニ相成、尤地頭林之儀故地頭用木<sup>者</sup>永々急度立置候筈、且用木之儀西端村六拾八町歩余<sup>ニ</sup>而九千九百九拾五本、城ヶ入村拾九町歩余<sup>ニ</sup>而用木三千八百八本立置、地頭申付次第何時成共可伐出筈、万一心得違之儀有之節<sup>ハ</sup>以前之地頭林<sup>ニ</sup>可差上旨、両村小前一同連印之証文差出有之候儀明白<sup>ニ</sup>而、其節<sup>ハ</sup>檢地高入ニ相成り、高役金其外諸懸り本田同様ニ相勤来り候場所ニ御座候、囲林松太木之分ハ決<sup>而</sup>伐取間鋪事与申伝、持主銘々相心得罷有候得共、委細之儀ハ役人始相弁与申、是迄右之次第不申上、此節御新開ハ勿論地頭林ニ被引上候<sup>而</sup>も、村方<sup>必</sup>至之難<sup>ハ</sup>洪ニ罷成、両村難立行退転同様之仕合<sup>ニ</sup>而是迄申上候儀全相違仕、依之私共始小前一同先非後悔仕十方暮不一通心痛罷在候、前書西端秣場拾町歩之儀<sup>者</sup>已前地頭林之内ニ候得共、湿地之惡土<sup>ニ</sup>而松木生立不申候故囲林ニ不割入、地頭格別之憐愍を以一旦百姓入会之草蒔場ニ相成、

当時迄相助来、此節御新開場ニ相成候<sup>而者</sup>、実々小百姓共渡世之道ニ離レ難<sup>ハ</sup>洪<sup>ニ</sup>者候得共、村中<sup>ニ</sup>而何様<sup>ニ</sup>茂助合取続候様手段可仕候間、元禄年中地頭憐愍<sup>ニ</sup>而被下候場所故、何卒拾町歩余之内分合を以御新開被成下、草蒔場御殘シ被下置候様仕度偏ニ奉願上候

右之通り囲林ハ元来地頭林<sup>ニ</sup>而両村困窮ニ付、用木立置高請相成候儀<sup>ニ</sup>有之、御新開相成候<sup>而者</sup>村方一統薪并下草肥等<sup>ニ</sup>■も差支難立行候間、決而難差出「御座」候、西端村秣場拾町歩余之内<sup>者</sup>、分合を以何様<sup>ニ</sup>茂被仰付次第<sup>ハ</sup>難<sup>ハ</sup>洪御違背仕間敷候、何卒御慈非を以前書心得違之始末、逸々被為聞召願之趣御聞濟被成下置、先達<sup>而</sup>差上候書付御下ヶ被成下候<sup>者</sup>、村々相助り誠ニ莫大之御憐愍与両村役人<sup>者</sup>不及申、小前末々迄一同挙<sup>而</sup>難有仕合奉存候、已上

天保三

辰年

八月日

本多修理知行所

三州碧海郡城ヶ入村

百姓代 兵右衛門

組頭 彦七

庄屋 与兵衛

同国同郡

西端村

百姓代 伝六

同断 林右衛門

同断 太吉

同断 新十

組頭 長七

同断 惣吉

同断 平六



平岡彦兵衛様

御役所

庄屋 利兵衛  
原田善造

前書之通り赤坂 御役所江奉願度奉存候間、御慈非を以御添翰被成下候様  
奉願上候、以上

辰八月日

城ヶ入村

与頭 彦七

庄屋 与兵衛

西端村

与頭 長七

同断 惣吉

同断 平六

庄屋 利兵衛

原田善造

御地頭所様

御役人中様

乍恐書付を以御願奉申上候

一当御知行所三州碧海郡西端村・城ヶ入村役人并小前一同奉申上候、今般  
松平作左衛門様御知行所同国同郡和泉村百姓弥四郎願新開場為御  
見分、当五月六日御代官 平岡彦兵衛様御廻村、願人弥四郎宅江御  
出張 御役所ニ而関根藤左衛門様・鈴木亦之進様御糺御座、私シ共村方  
芝地囲林之場願人弥四郎見込之場所ニ而御益ニ茂相成、村方不相応之小  
松生場所、世間並ニ茂外レ候ニ付、分合を以可差出旨再応御利害被仰渡  
候、右小松生場之儀者、元来当 御地頭所様御拝領御高内御年貢諸

役相懸り候場所ニ而杉<sup>(マ)</sup>■焚木ニ伐取、下草者秣肥等ニ仕来候儀故、御  
新開場相成候<sup>而者</sup>百姓相統ニ茂抱り候程之難儀ニ付、古御檢地帳其外取調  
候処、御拝領被遊候砌ハ惣鉢 御地頭林ニ御座候処、村方困窮ニ付奉願  
上、元禄六年酉十月中願之通り百姓耆人別ニ地割、御檢地奉請其節御高  
入相成、夫今已来高役金其外相勤来り、尤地割之節大組小組并村役人  
持、且水吞獵狩之御手当迄明細御檢地被成下、且元御林之儀ニ付囲林ニ  
者被 仰付候得共、西端村囲林六拾八町步余壹反ニ付松木拾五本ツ、割  
合ニ而、御用木九千九百九拾五本、城ヶ入村囲林拾九町步余、同断御用  
木三千八拾八本立置、永々無違失相守、何時成共無御差支御用木可伐  
出旨、村方惣連印之証文差上置候儀、松木伐取間數段者心得罷在候得共、  
役人共始古来之儀不案ニ而御新開相調之節嚴重之御利解ニ奉恐入、此段  
不申上候処此度村内穿鑿仕、古帳類篤与相糺且御調等相立、前書始末明  
白ニ付、右之趣を以御新開御除之儀、 平岡彦兵衛様御役所江奉願度  
奉存候間、此旨被為聞召詔右御林者村方難渋、為御救先年囲林被成下候  
程之儀、此度ニ至り■御新開者不申及、以前之御山ニ相成候<sup>而者</sup>百姓  
難立行難儀仕候間、何卒厚御慈非を以是迄之通り被御居置候様奉願上  
候、尤西端村芝地拾町步余之処、■又以前御山ニ御座候処、湿地之惡土  
松木生立不申場所故、御憐愍之上御高入御年貢地ニ不相成、水吞獵狩小  
百姓肥シ草ニ苅取候様被下置候儀ニ而、是迄御林内ニ候得共、元禄年中  
一旦草苅場ニ被下候儀ニ付、此度御国益筋ニ候間、乍難渋御新開場ニ為  
差上可申候、乍去御慈非ヲ以分合ニ而御新開被成下、柴地御殘シ被下候  
様仕度、右之段平岡様江奉願度奉存候間、尚又当 御地頭所様も宜  
被 仰立、村方御救被成下候様偏奉願上候、且又城ヶ入村之儀篤与取調  
候得者、芝地七反步余御座候処、初発心得違不申上、聊之畝歩ニ付此  
度も不申上候間、此段御慈非之上御聞置被成下候様奉願上候、右願之  
通り御聞濟被成下候者、誠ニ莫大之御慈非与両村役人不及申、小前末々

迄一同挙而難有仕合奉存候、已上

天保三辰年

八月日

当役所

三州碧海郡城ヶ入村

百姓代 兵右衛門

与頭 彦七

庄屋 与兵衛

同国同郡西端村

百姓代 伝六

同断 林右衛門

同断 太吉

同断 新十

与頭 長七

同断 惣吉

同断 平六

庄屋 利兵衛

同断 原田善造

御地頭所様

御役所

乍恐以書付奉申上候

一秣場反割十町五反式畝廿五歩、右者私共村方地内書面秣場、和泉村弥四郎願新開場之義、右秣場丁歩之分ハ此上新開御仕立被 仰付候而も、村方ニおゐて少も故障之義無御座候、尤御見分之節少々成共右秣場之内村方江御残置被下候様ニ奉願上候、乍恐依之以書付奉願上候、以上

天保三辰年

十月

本多修理知行所

三州碧海郡西端村

百姓代

林右衛門

平六

利兵衛

赤坂

御役所

前書之通相違無御座候、以上

石渡惣助写

(碧南市史資料室所蔵)

【2141】(天保三年八月以降) 和泉弥四郎一件

※読点を加えた

和泉弥四郎一件

和泉村百姓弥四郎願ひニ付所々原山ニ新発をこしらへ、越戸村之上ミより矢作川の水を分け候様ニ用水之新川を発キ申候願ニ付、籠川ハ伏セ越ニ致候様ニト刈谷領・岡崎領所々道筋御触御座候故、拝見仕候御請印仕候、越戸より大浜茶屋之西へ落し、又赤松村より枝川を堀、当村と原山通り河筋ニ相成候故、文政十二丑ノ九月十一日御見分御座候、御普請奉行の内石川庄次郎様・門奈遠工門様御見分被成候而、所々原山ニ新田発候巧ミト相聞候、村方並田地之絵図面指取被成御持参被成候、又天保三辰五月八日御再見中泉平岡藤兵衛様、和泉村弥四郎御泊り被遊、所々御呼出被成、殊の外六ヶ敷被仰候故、地頭所へ拝領の原山百姓共より指出候訳ハ有間敷と断申候得共、承引無御座候ニ付、江戸表窺可申様と先ツ日を延し候様ニいたし候、当所原山の義先年成瀬隼人様御老中の砌の

御書付等を見せ候而も承引不仕候、当村の義ハ水難場御座候故水腐仕候節ハ百性必至と行立不申候、其砌彼原山ニて薪馬草を持ニ仕、其助力にて渡世仕候原山ニ御座候得ハ、少も得指出シ不申候、

縦令地頭所より御上地ニ被遊候共厚御頼可申候、百性一統申合居申候ト申上候共、彼是と甚六ヶ敷候へ共少も得上ケ不申と志つとこらえ居申候、無仕方五月四日ニ中泉へ御帰り被遊候、

外村も少々ツ、一二分通り指出可申候と申村も御座候得共、後日ニ願ひ出取返し申候ト申事ニ御座候、此時も村方田所絵図面御取被遊御持参被成候、

河筋の義ハ池田ノ上より寺田へかけ浜ノ久手ハ杭御打被遊候、

此義知行境通ニテ河そこ見切ニ被遊候ハバ御受ケ可申と申上候、此御返答ハなし、

従御公義様より上ケ地ニ被仰付候ハバ無拋事ニ御座候、願人御座候而ハ少も得指出し不申候、

役人共被申候ニハ今朝於空地場所所有之者は随分吟味可致と御使者被下候と申被渡候、是中泉ノ計略也、是ハはかりこと成と推量いたして被勤故仕方尽て也、又ハ所々より蓑を着和泉の門へ願ニ相結候と申噂も御座候へば、左様成事被聞出候や、五月四日朝飛乗に御出被成掛り合の村々安心仕候、西端 東端 榎前 福釜 蓑和 野田 笹目 安城 桜井五ヶ原村々 大岡 山崎 茶や 今村 里 長瀬 其外道筋拳母御領分、右の庄屋・組頭、和泉村ニ郷宿ヲ頼母ミ、六七日の間替るく御呼出し被成、少々ニ而指出し候様被申渡候得共、何れも出し不申唯断計申上候、

当村庄屋西ハ徳左衛門・東孫左衛門、西頭長左衛門・伊太郎、東ハ太郎治・伝九郎、大須賀様江戸ニ御座被成候故西頭長左衛門早々御向ひニ被相下候処、いそぎ

御登り被遊候得共、平岡彦兵衛様御出立の後ニ漸ク御着被遊候、

八月上旬ニ庄屋孫左衛門死去、替り役付御子息新右衛門也

先触

其村地先秣場の外入野空地の場所新開の義、願人碧海郡和泉村百性弥四郎申立の趣を以、平岡彦兵衛ニ見分調方被仰付候ニ付、右調方いたし旨の候之間、右調方我等共一ト通為見置候条、右旨相心得可被申候、尤追而御代官場所見分の節可申達候、以上

平岡長兵衛手代

鈴木□之進

関根藤左衛門

(原本不明、『再販安城村神谷家文書』所収)

【2142】(天保三年)九月五日「桜井村地内伏越以二〇間并に掘割について新開願人弥四郎との対談の上取りかわす旨等書状」

(包紙上巻)  
「新美周輔様

関根藤左衛門

御報

」

当月二日出之御細書具ニ致拝見候、先以御安全珍重奉存候、然者先日御光来之砌竊末申上候処御叮嚀ニ被仰下都而痛入候、扱桜井村地内伏越以貳拾間并堀割之儀ニ付、村役人罷出新開願人弥四郎与対談之上為取替書付為致可申旨、且五ヶ原之儀も御利害被下候所未納得不致、右ニ付嚴敷当御利害之上御出も被下候段、其外御高内山壱分之儀者御地頭も嚴敷被仰越候儀ニ付、差戻候様是又可被取計旨承知仕候、則弥四郎代之者江申聞対談いたし為取替相済申候、御高内山壱分之儀者中泉ニ而如何可申哉難計候間、何れ願書差出候上ニ無之候而者取計も出来兼可申候間、左様御承知可被下候一五ヶ原之儀者村方ハ一旦請書も差出候儀ニ付、今更彼是申候儀ニ者有之

間敷奉存候間、此上不承知申候ハ、御召連可被下候、余者拝顔ニ而万々  
可得御意取込御報迄早々如此御座候、以上

九月五日

関根藤左衛門

新実周輔様

(桜井町菩提寺文書)

【2-43】天保三年九月 和泉村百姓弥四郎願新開ニ付諸事書付写扣帳(桜

井村新開糺しにより一部差出しの請書取下げ願)

(表紙)

天保三千年

和泉村百姓弥四郎願新開ニ付

諸事書付写扣帳

辰九月

」

口上之覚

高取村

右村地先之儀領主林小松生之場所今般新開御糺ニ付、下草年貢等願人弁  
納之積を以新開被 仰付候儀、村方差障申立候儀御尋御座候処、新開被  
仰付候共差障無御座候、依之此段申上候、以上

天保三千辰年八月

松平備中守家来

坂部小弥太印

判治栄蔵印

口上之覚

松平作左衛門様御知行所三州和泉村百姓弥四郎願、加茂碧海兩郡之内新  
開之儀、去ル丑年中御普請役見分、当辰年彦兵衛様御見分、右之内ニ者  
出羽守領分村方地先<sup>茂</sup>有之、其時々請印仕候段村方届ケ出得其意候間、

村々受印候上<sup>者</sup>於拙者共存寄無御座候、以上

辰八月

吉田甚五兵衛

井菅七郎

右之書面之通大浜御陣屋詰合赤坂御役所江差被出候、尤あて名なし無印

乍恐書付を以奉願上候

一和泉村弥四郎御新開願ニ付同村御出張、御役所江御呼出シ山地差出  
し候様色々御利解を以被 仰付、則御利解ニ責り無扨山地沓分差出可申  
旨書面差上置、其段地頭所江申上候処下知<sup>茂</sup>不申渡候ニ、郷役共之計ひ  
を以差出し候杯とハ地頭所を蔑ニいたし不届千万成者共、追而嚴敷咎メ  
可申付旨被申渡、誠ニ此段恐入又者小前一同難納り、右両様ニ而只今私  
シ共身分必至申訳難相立、村所を立去り可申哉ニ奉存候得共、当御知行  
所を相離候義甚以歎敷、種々愚案当惑之至リニ御座候間、何卒御憐愍を  
以私シ共御救被成下候様幾重ニ<sup>茂</sup>奉願上候、右御勘考之上御慈悲を以先  
達而奉差上候山地沓分通り之御請書御下ケ被下置候様奉願上候、依之乍  
恐以書付奉願上候 以上

天保三千辰年九月

本多兵庫知行所

本多求馬知行所

三州碧海郡桜井村

庄屋 彦三郎印

同 九右衛門印

同 茂兵衛印

同 増右衛門印

与頭 勝左衛門印

同 喜兵衛印

同 平兵衛印

赤坂

御役所

同 勘助印  
百姓代 善助印  
同 喜代八印  
同 利兵衛印  
同 文左衛門印

(史料2-44と同文のため略)

為取替申一札

一其元御願被成候御新開之井筋、山田落水之吐口江相掛り候ニ付、今般赤坂御役所表ニ而対談仕候処、式拾間之伏越坎蛇池上ミ小川地江落水之堀川右ニ准し御附被成下、万一差支之義有之候節者長八拾間之伏越坎ニ御仕立被下候様致度、其上行々難渋ニ不相成旨被申渡、依之為取替一札如斯ニ御座候、以上

本多兵庫知行所

本多求馬知行所

本多修理知行所

御神領

諏訪備前守知行所

巨勢日向守知行所

寛平太夫知行所

碧海郡桜井村

庄屋惣代

彦三郎印

九右衛門印

松平作左衛門様御知行所  
三州和泉村  
弥四郎殿

松平作左衛門様御知行所

三州和泉村

弥四郎殿

(桜井町菩提寺文書)

【2-44】天保三年九月 為取替申一札之事(新開一件、桜井村との三尻暇伏越樋二〇間設置にて仕立て合意につき)

為取替申一札之事

一今般新開用水路其御村地内字三尻と唱候場所井筋付候処、上手山々之悪水落込候場所故、両土井築立候而者水落ニ差障候間、三尻之内暇八拾間伏越樋ニ致し有地形ニ被成度段御申之處、我等見込と者長間ニ而大造成儀故熟談出来兼候処、此度赤坂御役所江罷出対談候処、式拾間ニ縮

百姓代 善助殿  
与頭 勝左衛門印  
喜兵衛印  
忠七印  
仁右衛門印  
増右衛門印  
茂兵衛印

メ右蛇池上ハ落水之堀割、右准し候得者差障無之趣御申立ニ付、則右之通伏越樋式拾間ニ并堀割取極申候、万一御仕立之節御差支之儀も御座候ハ、最初御掛合之通長八拾間伏越樋致し候とも、亦者何れ成共往々御村方御難渋ニ不相成様可致候、依之為取替一札如此ニ御座候、以上  
天保三辰九月

松平作左衛門知行所

和泉村願人

弥四郎（印）

碧海郡桜井村

本多兵庫様

本多求馬様

本多修理様

御神領

諏訪備前守様

巨勢日向守様

寛平太夫様

右御領御知行

庄屋御惣代

彦三郎殿

九右衛門殿

茂助殿

増右衛門殿

仁右衛門殿

与頭惣代

勝左衛門殿

喜兵衛殿

五郎右衛門殿

勇藏殿

百姓惣代

善助殿

喜代八殿

利兵衛殿

（桜井町菩提寺文書）

【2145】（天保三年カ）十月二十六日 「野寺村本證寺印形の書付写を内々に差遣わす件不明につき書状」

御紙面忝致拝見候、如仰寒冷之節弥御壯健被成御座珍重奉存候、然者明日御村役人御差出被成候付、今般御印形之御書付写内々可差遣様被仰下、然者明日御村方御呼出之上ならてハ相訳不申候、今日御伺も難相成仕合御座候、左様御承知可被下候、右之段貴答申上度如此御座候、以上

十月廿六日

都築弥四郎

都築弥厚

石川左司馬様

（野寺町本證寺所蔵）

【2146】天保三年十一月 乍恐以書附奉申上候（赤松村秣場見分の土地につき）

（彌表書）  
「弥四郎下書」

乍恐以書附奉申上候

一水野出羽守領分赤松村役人共奉申上候、私共村方秣場字梶の山・茱萸木右弍ヶ所此度御分見奉請候、其外字牛久て・堀切・南山右三ヶ所中、町歩凡四拾町歩百姓持山ニ御座候、外字北山凡八町歩、是者高山ニ御座候、

御分見之外秣場等一切無御座候、已上

天保三辰年

十一月

三州赤松村

百姓代 又兵衛

与頭 奎右衛門

同断 住右衛門

名主 林右衛門

福岡泰助様

鈴木祐吉様

右之通奉申上候、以上

大浜

御役所

扣

(赤松町内会所蔵)

〔2147〕天保三年十二月 中泉御役所江書上写 (新開仲間財産一覽)

〔表紙〕中泉御役所江書上写

已十一月廿七日如此写江戸表江遣ス 二ノ之内

都築三郎兵衛扣

覚

〔朱筆〕実持高式拾貳石三斗六升七合

所持

一高七拾石

松平作左衛門知行所

三州碧海郡和泉村

〔朱筆〕同持高三拾貳石五斗九合五勺

所持

一高七百石

水野出羽守様御領分

同州幡豆郡小棚新田

〔朱筆〕同持高式百七拾三石六斗九升三合 内百三拾六石八斗四升七合

所持

一高千三百石

ノ高式千七拾石也

内

高百三拾壹石三斗五升三合七勺

中根新田村之内

質地ニ奉差上候

右之通私所持高之内、今般新開場鍬下年季中質地ニ奉差上候処相違無御座候、以上

辰十二月

松平作左衛門知行

三州碧海郡和泉村

弥四郎印

平岡彦兵衛様

中泉

御役所

覚

一持高九拾八石

水野出羽守領分

三州碧海郡鷺塚村

片山八次郎

一持高六拾九石

右同断

藤浦善右衛門

〔朱筆〕実持高式拾六石貳斗四升

一持高三拾石

松平作左衛門知行

同州同郡和泉村

三郎兵衛

一酒造高七百五拾石余

同人

〔朱筆〕同持高拾九石貳斗五合  
一持高七拾三石

右同断

弥三郎

〔朱筆〕同持高百四石七斗五合  
一持高百四拾石

右同断

彦三郎

一酒造高三百三拾三石

同人

〔朱筆〕同持高三拾八石貳斗三合  
一持高五拾四石

右同断

九郎右衛門

〔朱筆〕同持高百貳拾七石六斗三升三合  
一持高百五拾石余

右同断

八右衛門

一持高百拾五石

右同断

三津四郎

右御尋ニ付持高并酒造高相違不申上候、以上

天保三辰年五月

鷺塚村

片山八次郎印

同村

藤浦善右衛門印

和泉村

三郎兵衛印

同

弥三郎印

同

彦三郎印

同

九郎右衛門印

同

八右衛門印

同

三津四郎印

平岡彦兵衛様

御役所

乍恐以書付奉申上候

一持高七拾石

願人弥四郎所持田□

三州碧海郡和泉村

凡代金五百六拾兩也

但田畑平均壹反歩ニ付所相庭代金八兩宛

一持高千三百石

右同人所持

同州幡豆郡中根新田村

凡代金壹万五千六百兩也

但田畑平均壹反歩ニ付所相庭代金拾貳兩宛

一持高七百石

右同人所持

同州同郡小棚新田

凡代金八千四百兩也

但右同断

一酒造高貳千石

松平備中守様御領分

同州幡豆郡中根新田ニ而出造

右同人



一同高七百五拾石余

松平作左衛門知行所

同州碧海郡和泉村惣平宅<sup>二</sup>而出造

右同人

一同高七百五拾石余

松平備中守様御領分

同州同郡高取村<sup>二</sup>而出造

右同人

一同高六百六拾六石余

水野出羽守様御領分

同州幡豆郡小榑新田<sup>二</sup>而出造

右同人

右之通持高并酒造高書面之通相違不申上候、以上

天保三辰年五月

松平作左衛門知行

三州碧海郡和泉村

願人

弥四郎印

平岡彦兵衛様

御役所

〔<sup>中表紙</sup>新開願人弥四郎所持之田地小拾帳〕

差上申質地証文之事

字四番割

高三石貳升壹合三勺

一田反別四反三畝五歩

高壹石八斗六升六合七勺

一畑反別三反七畝拾歩

高壹石五斗五升壹合七勺

弥四郎

同人

一田反別貳反貳畝五歩

高八斗壹升六合七勺

一畑反別壹反六畝拾歩

高壹石七斗九升六合七勺

一田反別貳反五畝貳拾歩

高三石三斗六升

一田反別四反八畝歩

高五斗四升八合三勺

一畑反別壹反貳拾九歩

高壹石三斗六升五合

一田反別壹反九畝拾五歩

高貳石六斗壹升壹合七勺

一畑反別五反貳畝七歩

高四石貳斗貳升三合三勺

一田反別六反拾歩

高壹石三斗五升

一畑反別貳反七畝歩

高貳石壹斗四升六合七勺

一田反別三反貳拾歩

高三斗六合七勺

一畑反別六畝四歩

高九斗貳升壹合七勺

一田反別壹反三畝五歩

高壹石七斗貳升六合七勺

一田反別貳反四畝貳拾歩

高貳石貳斗壹升六合七勺

同人

同人

同人

同人

同人

同人

同人

同人

同人

同人

同人

同人

同人

|              |    |
|--------------|----|
| 一田反別三反壹畝貳拾步  | 同人 |
| 高壹斗八升三合三勺    |    |
| 一畑反別三畝貳拾步    | 同人 |
| 高壹石五斗        |    |
| 一畑反別三反步      | 同人 |
| 高七斗貳升八合      |    |
| 一田反別壹反拾貳步    | 同人 |
| 高壹石六斗八升      |    |
| 一田反別貳反四畝步    | 同人 |
| 高壹石八斗        |    |
| 一畑反別三反六畝步    | 同人 |
| 高貳石九斗四升      |    |
| 一田反別四反貳畝步    | 同人 |
| 高七石三斗三升八合三勺  |    |
| 一田反別壹町四畝貳拾五步 | 同人 |
| 高六石四斗七升貳合七勺  |    |
| 一田反別九反貳畝拾四步  | 同人 |
| 高三石六斗九升      |    |
| 一畑反別七反三畝貳拾四步 | 同人 |
| 高三石九斗九升      |    |
| 一田反別五反七畝步    | 同人 |
| 高壹石四斗壹升六合七勺  |    |
| 一畑反別貳反八畝拾步   | 同人 |
| 高貳石貳斗壹升六合七勺  |    |
| 一田反別三反壹畝貳拾步  | 同人 |
| 高四石八斗五升三合三勺  |    |

---

|              |    |
|--------------|----|
| 一田反別六反九畝拾步   | 同人 |
| 高九斗四升五合      |    |
| 一畑反別壹反八畝廿七步  | 同人 |
| 高四斗六升        |    |
| 一畑反別九畝六步     | 同人 |
| 高九石四斗五升      |    |
| 一田反別壹町三反五畝步  | 同人 |
| 高四石四斗貳升四合    |    |
| 一田反別六反三畝六步   | 同人 |
| 高八斗八升四合三勺    |    |
| 一田反別壹反貳畝拾九步  | 同人 |
| 高五斗五升三合      |    |
| 一田反別七畝貳拾七步   | 同人 |
| 高六斗壹升六合七勺    |    |
| 一畑反別壹反貳畝拾步   | 同人 |
| 高六石八斗六升      |    |
| 一田反別九反八畝步    | 同人 |
| 高四斗五合        |    |
| 一畑反別八畝三步     | 同人 |
| 高五石八斗六升三合七勺  |    |
| 一田反別八反三畝貳拾三步 | 同人 |
| 高壹石五斗六升三合三勺  |    |
| 一田反別貳反貳畝拾步   | 同人 |
| 高四石壹斗三升七合    |    |
| 一田反別五反九畝三步   | 同人 |
| 高三斗七升        |    |

|             |    |
|-------------|----|
| 一畑反別七畝拾貳步   | 同人 |
| 高四斗七升       |    |
| 一畑反別九畝拾貳步   | 同人 |
| 高貳石九斗四升九合三勺 |    |
| 一田反別四反貳畝四步  | 同人 |
| 高四石四斗八升     |    |
| 一田反別六反四畝步   | 同人 |
| 字五番割        |    |
| 高九斗壹升       |    |
| 一畑反別壹反八畝六步  | 同人 |
| 高四石五斗三合三勺   |    |
| 一田反別六反四畝拾步  | 同人 |
| 高貳石九斗貳升     |    |
| 一畑反別五反八畝拾貳步 | 同人 |
| 高八斗七升五合     |    |
| 一田反別壹反貳畝拾五步 | 同人 |
| 高四斗九升五合     |    |
| 一畑反別九畝貳拾七步  | 同人 |
| 高貳石壹升       |    |
| 一田反別三反步     | 同人 |
| 高壹石貳升       |    |
| 一畑反別貳反拾貳步   | 同人 |
| 高壹石貳斗六升     |    |
| 一田反別壹反八畝步   | 同人 |
| 高四石貳斗       |    |
| 一田反別六反步     | 同人 |

|                 |                     |
|-----------------|---------------------|
| 右寄              |                     |
| 字四番割            |                     |
| 高九拾三石七斗壹升三合七勺   |                     |
| 田反別拾三町三反八畝廿三步   | 石盛七斗代               |
| 此代金千四百七拾貳兩      | 但壹反步ニ付質入直段<br>金拾壹兩宛 |
| 字同所             |                     |
| 高拾九石三斗五升六合七勺    |                     |
| 畑反別三町八反七畝四步     | 石盛五斗代               |
| 此代金三百九兩         | 但壹反步ニ付質入直段<br>金八兩宛  |
| 字五番割            |                     |
| 高拾貳石九斗三升八合三勺    |                     |
| 田反別壹町八反四畝廿五步    | 石盛七斗代               |
| 此代金貳百三兩         | 但壹反步ニ付質入直段<br>金拾壹兩宛 |
| 字同所             |                     |
| 高五石三斗四升五合       |                     |
| 畑反別壹町六畝貳拾七步     | 石盛五斗代               |
| 此代金八拾五兩         | 但壹反步ニ付質入直段<br>金八兩宛  |
| 高合百三拾壹石三斗五升三合七勺 |                     |
| 此反別貳拾町壹反七畝拾九步   |                     |
| 此代金貳千六拾九兩也      |                     |

右者私義此度三州加茂碧海郡村々地先新開奉願上候ニ付、夫々故障有無御

糺之上差支無之場所御分間之上開發可被 仰付積御取調、此度御伺被成  
下候ニ付、此上 御下知相済候ハ、早速切発御高受之儀奉願上候ニ付、  
右為証拠私所持之田畑夫々御水帳江引合、右為質地小拾書拔差上申処少  
相違無御座候、万一新開成就不仕候節者、右地所御取上御払可被 仰付候、  
尤外江質地等差入置候場所ニ而者無御座候、仍之証人親類村役人一同連印  
質地証文差上申処仍而如件

天保三辰年十二月

松平作左衛門知行

三州碧海郡和泉村

弥四郎印

同村

親類

弥三郎印

三津四郎印

百姓代

伊兵衛印

組頭

岩右衛門印

庄屋

市郎右衛門印

松平備中守領分

同州幡豆郡中根新田村

組頭

栄助印

庄屋

重兵衛印

〔貼紙〕 奉差上一札之事

一高三拾貳石五斗九合五勺

水野出羽守様御領分

此反別拾町貳反壹畝歩

三州幡豆郡

此小作米百七石余

西小棚外新田

右者当夏 御代官様御見分御糺方御座候三州加茂碧海郡小松生芝地新  
開場所、追々故障解之上御分間ニも相成候ニ付而者、開發方手当之義如何  
仕候哉御尋之處、別紙を以奉書上候中根新田証拠地面小作米江書面私所  
持仕候、小棚外新田小作米差加年々開發方御差支ニ不相成様可仕奉存候、  
万一差支候義御座候節ハ右小作米御引上、開發方御差支ニ不相成様御取計  
御座候得共、一言之御願ケ間鋪義不奉申上候、依之一札差上置申処如件

天保三辰年十二月

松平作左衛門知行所

三州碧海郡和泉村

新開願人

弥四郎印

平岡彦兵衛様

御役所

前書之通相違無御座候、依之奥印仕候、以上

松平作左衛門家来

都築弥厚印

〔天保五年〕 午八月十二日 木部新藏赤坂江出張、関根藤左衛門殿ニ而写

〔東端町都築家所藏〕

【2148】天保三年十二月 高反書上帳（榎前村）

〔表紙〕 天保三年

辰十二月

高反書上帳

本多修理知行所  
三州碧海郡西端村

|                |              |
|----------------|--------------|
| 一高四百七拾貳石六斗貳升   | 本田           |
| 一高四百貳拾三石八斗八升五合 | 本畑           |
| 一高貳百七拾八石三斗四升四合 | 古新田          |
| 一高七拾九石三斗四升六合   | 明暦三酉年        |
| 一高百六拾三石七斗壹升九合  | 新田           |
| 一高貳拾石八斗九升六合    | 酉丑亥年         |
|                | 新畑           |
|                | 元禄六酉年        |
|                | 囲林           |
|                | 新田高入         |
| ノ千四百三拾八石八斗壹升   |              |
| 外              |              |
| 一田四町八畝拾八歩      | 寛政六寅文化十四丑改出共 |
|                | 見取           |
| 此外ニ            |              |
| 蒲草有之           |              |
| 右之通り御座候        |              |
| 天保三年           |              |
| 辰十二月           |              |
|                | 本多修理知行所      |
|                | 三州碧海郡西端村     |
|                | 組頭           |
|                | 長七（印）        |
|                | 同断           |
|                | 惣吉（印）        |

御見分  
御役人衆中様

同断  
平六（印）  
庄屋  
利兵衛（印）  
同断  
善造（印）

（安城市歴史博物館所蔵榎前町斎藤家資料）

【2149】（天保三年十二月カ）御尋ニ付以書付奉申上候（新開取立の件、悪水抜方考慮の上ならば半城土村差支えなきにつき）

御尋ニ付以書付奉申上候

一私共村々用水高須川并元刈谷川□落込、地先海面入江之場所、若御新開御取立ニ相成候<sup>而</sup>も村々存寄無之哉、心得方御尋之趣承知仕村々一同評儀仕候処、元来私共村々右両川用水掛耕地之儀、往古<sup>者</sup>入江之趣申伝今以其形有之、別<sup>而</sup>低場<sup>ニ</sup>て両川水上<sup>者</sup>東海道同郡、今□佐渡川流末<sup>（村カ）</sup>ニて下重原村前三ツ又与申<sup>ニ</sup>て両川ニ罷成、小垣江村・元刈谷村地先<sup>ニ</sup>て海江落込申候<sup>ニ</sup>、大雨之節<sup>者</sup>谷々并郷中悪水流込満水仕、堤押切年々毎之様<sup>ニ</sup>田方水冠罷成、年柄<sup>ニ</sup>寄多分水損皆無□場所出来仕、甚以難<sup>（カ）</sup>洪仕候<sup>ニ</sup>付、先年□□領主へ御願高須川川広ケ仕、猶又小垣江□地先<sup>（村カ）</sup>江堀瀬違仕候得共、同村地先<sup>ニ</sup>而落込候、逢妻川并ニ尾参之御境川一鉢砂高<sup>ニ</sup>て、満水之節<sup>者</sup>別<sup>而</sup>水勢強、両川落水差支候故、万一此上悪水差支候様罷成候<sup>而</sup>ハ弥増難<sup>（カ）</sup>洪仕候、乍去御新開御取立之儀<sup>者</sup>御公儀様御国益筋之御儀<sup>ニ</sup>御座候<sup>ニ</sup>付、若御取立相成候<sup>者</sup>其模様<sup>ニ</sup>寄、悪水拔方宜敷様<sup>ニ</sup>境川与悪水路ハ別々<sup>ニ</sup>被成下候様仕度奉願上候、右之外小垣

江村前川之儀<sup>茂</sup>同様水吐差支不申様<sup>ニ</sup>御仕法<sup>茂</sup>御座候ハ、其節御見分之上御仕法立可被成下候、尤<sup>（都築治母の事也）</sup>弥築方御取掛候節ハ水拔方より最初順々

「御取掛被成下度奉存候、右願之通被成下候ハ、御新開御取立<sup>ニ</sup>相成候<sup>而</sup>も差支之筋無御座候、依之以書付御答奉申上候、以上

板倉甲斐守領分

三州碧海郡

小垣江村・高須村・野田村

半城土村・中村

上下重原一村

右村々百姓代組頭

庄屋印形

犬塚祐市様

榎本定右衛門様

鈴木亦之進様

関根藤左衛門様

小幡孝藏様

村松鷹之助様

（半城土市民センター所蔵半城土村文書2）

【2150】（天保三年カ）乍恐書付ヲ以申上候（桜井村小松生の場所御糺の儀兩給拝領高につき新開請できず旨）

乍恐書付ヲ以申上候

一当村小松生之場所御新開之義御糺御座候處、田畑絵図面差出し割付も奉入御覽候通り御高内之儀ニ付、村方小前ニ及相談候得共、容易ニ行届兼御日延奉願上、江戸屋敷<sup>江</sup>伺候処返書ニ、山之義ハ兩様御拝領高之内、是迄国役等も相掛候義ニ付右之趣申上、新開御請之義仕間敷段被申越

候、依之御請書難仕、乍恐以書付奉申上候、以上

（桜井町菩提寺文書）

【2151】（天保三年カ）為取替申一札（新開井筋の件、桜井村山田落水吐口に伏越<sup>ス</sup>以設置につき）

為取替申一札

一其元御願被成候御新開之井筋山田落水之吐口<sup>江</sup>相掛り候ニ付、今般赤坂御役所表<sup>ス</sup>ニ而対談仕候處、式拾間之伏越<sup>ス</sup>以蛇池上ミ今小川地<sup>江</sup>落水之堀川右ニ准し御附被成下、万一差支之義有之候節者、「長八十間之伏越<sup>ス</sup>以<sup>ニ</sup>御仕立被下候様致度候、其上」行々難渋<sup>ス</sup>ニ不相成旨御申渡候、依之為取替一札如斯<sup>ニ</sup>御座候、以上

碧海郡桜井村

本多兵庫知行所

同

同

同

同

同

庄屋惣代

彦 九 茂 増 仁 忠

勝 喜 勇 五郎右衛門  
善藏

(桜井町菩提寺文書)

【2―52】(天保三年カ) 乍恐書付を以奉願上之事 (八ツ田村新開場秣場入込場所につき下書)

乍恐書付を以奉願上候事

一先達而「追々」御「利」解之趣被 仰聞「恐入」、惣百姓一同相談仕処、  
当村之儀ハ先年御見分之節御普請様新開場御札被遊候矢作川上分水新開  
御用、古田之分水<sup>相成候様</sup>而相成候様村方之義ハ早魃勝之難<sup>下</sup>洩仕来候ニ付所ニ「候  
間」、依之秣場入込場所<sup>々々々々</sup>五反歩差出申候、野林秣場之義<sup>々々々々</sup>丑年別紙指上  
ケ候処、願書御預り相成小前一同難有奉存候、先年之通之願書別紙ニ奉指  
上候、当村之義助郷御伝馬役「去ル」卯高百石ニ付人足四百五十人・馬  
三十八疋三分、此役米高壺石ニ付「米」壺斗五升相掛り候得者、御高持甚  
難洩仕、当村之義ハ野林秣場<sup>々々々々</sup>払底様ニ候得者小前百姓一同願出申候、何卒  
以御慈悲<sup>々々々々</sup>先年願上之通被為 仰付被下候ハ、難有仕合奉存候

(知立市八ツ田区所藏)

【2―53】(天保三年カ) 覚(箕輪村新開札しにて差出し山・入会原地の件無沙汰につき出役を依頼する旨)

覚

一先年御普請役御札ニ付当村御置山五分通り差出し申候処、其後赤坂御役  
人和泉村百姓弥四郎方江御出役之節、重原御役所々御出役被成、其節御

書附共ニ御戻し被下置候、并ニ福釜村・同五十石村・当村右三ヶ村入合  
之原地八分通り差出し候処、是又今以 御沙汰無之候  
右之通り御返し被下置候、御談ニ重原御役所々赤坂御役所江御出役被成  
候、以上

箕輪村

(赤松町内会所藏)

【2―54】天保四年二月 口上書(吉浜・高浜村地先絵図面差出しにつき)

口上書

一吉浜村・高浜村地先海面ニ而御新開築立仕候ニ付、右之場所絵図面を以  
故障有無御尋申上候処、故障無之段一札御差出被下忝奉存候、右絵図  
面御所望ニ付則差上申候、以上

天保四癸巳年  
二月日

西尾領幡豆郡徳次村

本多千代藏(印)

板倉甲斐守御領分

三州碧海郡小垣江村

御庄屋

文六様

御組頭

平七様

同

甚藏様

御百姓代

松兵衛様

御同領高須村

御庄屋

与曾右衛門様

御組頭

半十様

同

又右衛門様

御百姓代

平藏様

同

平助様

御同領半城土村

御庄屋 伊助様

御組頭 利助様

同 波右衛門様

御百姓代 喜之右衛門様

御同領野田村

御庄屋 武右衛門様

御組頭 文四郎様

同 権平様

御百姓代 惣右衛門様

御同領中村

御庄屋 文七様

御組頭 吉兵衛様

御百姓代 武右衛門様

御同領重原村

御庄屋 彦十様

同 音三郎様

御組頭 平右衛門様

同 猶八様

同 佐平様

同 善四郎様

御百姓代 忠右衛門様

同 其右衛門様

(刈谷市小垣江地区所蔵)

【2―55】(天保三年カ) 御札ニ付申上候書付(新開願上の吉浜村寄洲見

分につき)

御札ニ付申上候書付

松平和泉守様御領分三州幡豆郡徳次村百姓千代蔵義、私共両村地先海面寄洲之場所新開願上候ニ付、御見分御札方として被成御越故障有無御札ニ御座候

此節吉浜村地先字流蛇拔下高浜村地先西浦赤松下まで、海面寄洲之場所堤築廻、用水之義者蛇抜川を引入新開御取立相成候上ハ、私共村々ニおゐて何ニ而も聊故障之節無御座候  
右御札ニ付申上候処少も相違無御座候、以上

土井金三郎領分

三州碧海郡

吉浜村

百姓代

佐七

同 利右衛門

太兵衛

太右衛門

忠<sup>カ</sup>右衛門

清助

高浜村

十兵衛

彦十郎

儀七

伴助

長左衛門

善兵衛



犬塚祐市様

榎本定右衛門

鈴木亦之進

関根藤左衛門

小幡孝藏

村松鷹之助

(高浜市吉浜神明社所蔵)

【2—56】天保四年二月 拝借仕候御金之事

拝借仕候御金之事

合金九百両也

右者 御屋形様御用途御備金之内私共渡世用ニ付、別紙引当ヲ以拝借仕

候処実正ニ御座候、然ル上者来ル七月廿日限元利無相違急度上納可仕候、

御利足之儀者金百両ニ付一ヶ月金壹両壹分ツ、毎月廿五日限相納可申候、

万一元利相滞候儀御座候ハ、別紙ニ奉指入候引当之品売払、此代金ヲ以

返済可仕候、若不足金有之候ハ、正金ヲ以都合仕急度返上納可仕候、為

後日仍如件

天保四年巳二月

松平作左衛門知行所

三州碧海郡和泉村

都築弥四郎(印)

同所

都築弥三郎(印)

同所

都築三津四郎(印)

同所

都築九郎右衛門(印)

紀州様

御貸附所

右之通相認候得共、若臨時 御用之節者右限月ニ不抱元利共何時ニ而茂返上  
納可仕候、依而奥□如件

都築弥四郎(印)

都築弥三郎(印)

都築三津四郎(印)

都築九郎右衛門(印)

前書之通承知仕相違無御座候、依之奥印如件

松平作左衛門家来

伊藤清兵衛(印)

(東端町都築家所蔵)

【2—57】天保四年二月 引当証文之事(紀州より借用金につき)

引当証文之事

一 御屋形様御用途御備金之内、別紙証文ヲ以御金九百両也、拝借仕候ニ付  
為引当左之通

一 居宅

壹ヶ所

但瓦石居畳建具共一式相添

一 イ土蔵

間口貳間半  
奥行四間半

壹ヶ所

一 ロ土蔵

間口拾間  
奥行六間

壹ヶ所

一 ハ土蔵

間口四間半  
奥行四間

壹ヶ所

一 ニ土蔵

間口四拾壹間  
奥行四間

壹ヶ所

|                      |     |                |     |
|----------------------|-----|----------------|-----|
| 一                    | ホ土蔵 | 間口七間<br>奥行三間   | 壺ヶ所 |
| 一                    | チ土蔵 | 間口四間半<br>奥行貳間半 | 壺ヶ所 |
| 右之外小座鋪・小部屋・材木蔵等絵図面之通 |     |                |     |
| 右屋鋪坪千五百拾六坪           |     |                |     |
| 但右一式絵図面相添            |     |                |     |
| 右都築弥四郎居宅             |     |                |     |
| 一                    | 居宅  |                | 壺ヶ所 |
| 但畳建具瓦石居相添            |     |                |     |
| 一                    | イ土蔵 | 間口三間<br>奥行六間   | 壺ヶ所 |
| 一                    | ロ土蔵 | 間口三間半<br>奥行三間  | 壺ヶ所 |
| 一                    | ハ土蔵 | 間口三間<br>奥行貳間半  | 壺ヶ所 |
| 一                    | ニ土蔵 | 間口三間<br>奥行九間   | 壺ヶ所 |
| 一                    | ホ土蔵 | 間口貳間<br>奥行九間   | 壺ヶ所 |
| 一                    | チ土蔵 | 間口八間<br>奥行拾間   | 壺ヶ所 |
| 一                    | リ土蔵 | 間口拾六間<br>奥行三間半 | 壺ヶ所 |
| 一                    | ヌ土蔵 | 間口拾三間<br>奥行六間  | 壺ヶ所 |
| 一                    | ル土蔵 | 間口四間<br>奥行六間   | 壺ヶ所 |
| 一                    | ヲ土蔵 | 間口拾三間<br>奥行六間  | 壺ヶ所 |
| 一                    | ワ土蔵 | 間口七間<br>奥行三間   | 壺ヶ所 |

|                                                                       |     |                |     |
|-----------------------------------------------------------------------|-----|----------------|-----|
| 一                                                                     | カ土蔵 | 間口四間<br>奥行五間   | 壺ヶ所 |
| 一                                                                     | ヨ土蔵 | 間口六間<br>奥行五間   | 壺ヶ所 |
| 右之外小木屋・小部屋等絵図面之通                                                      |     |                |     |
| 右屋鋪坪千六百坪                                                              |     |                |     |
| 但右一式絵図面相添                                                             |     |                |     |
| 右同人所持                                                                 |     |                |     |
| 中根新田別宅                                                                |     |                |     |
| 一                                                                     | 居宅  |                | 壺ヶ所 |
| 但畳建具瓦石居共一式相添                                                          |     |                |     |
| 一                                                                     | イ土蔵 | 間口四間半<br>奥行四間半 | 壺ヶ所 |
| 一                                                                     | ロ土蔵 | 間口六間<br>奥行三間   | 壺ヶ所 |
| 一                                                                     | ハ土蔵 | 間口九間<br>奥行四間   | 壺ヶ所 |
| 一                                                                     | ニ土蔵 | 間口拾三間<br>奥行六間  | 壺ヶ所 |
| 右之外小部屋等絵図面之通                                                          |     |                |     |
| 右屋敷坪五百拾六坪                                                             |     |                |     |
| 但右一式絵図面相添                                                             |     |                |     |
| 右同人所持                                                                 |     |                |     |
| 小柳新田別宅                                                                |     |                |     |
| 右為引当差入置候、万一拝借金上納相滞候ハ、右引当之品売払元利返上納可仕候、尤火災其外如何躰之儀御座候共御猶予等者奉願間敷候、為後日依而如件 |     |                |     |

天保四年巳二月

松平作左衛門知行所

三州碧海郡和泉村

都築弥四郎（印）

同所 都築弥三郎（印）

同所 都築三津四郎（印）

同所 都築九郎右衛門（印）

紀州様

御貸附所

前書之通相違無御座候、尤返上納相済候迄者外々へ引当等ニ者決而書入  
申間敷候、依而奥書仕候、以上

巳二月

家主

都築弥四郎（印）

名主

与三右衛門（印）

（東端町都築家所蔵）

【2158】天保四年二月 差出申一札之事（庄屋六右衛門悪口及び里村茂  
兵衛等の分見定杭拔取り事件あり、会所出入り規定につき下書）

差出申一札之事

一当会所詰合之者不取締故、御法中御改革被成候ニ付、本竜寺・蓮成寺  
御詰合之節、庄屋六右衛門御目附と偽致同道、夜中ニ来り口達書を以右  
式ヶ寺追立、其上悪口雑言及失礼候段誠ニ申訳も無御座奉恐入候、  
御知行所之<sup>者</sup>共上条村浄玄寺一矢作組御講之節多勢罷出候而、御法中江  
対し法外之悪口仕候段奉恐入候、<sup>一</sup>知立組同行共同組御法中<sup>ハ</sup>諸講  
江和談之御利害之所我意を申募候段奉恐入候事一「且<sup>又</sup>」御本山之儀  
何事ニよらず御触示無之内荒涼ニ取沙汰仕間敷<sup>候</sup>、猶又一新開発御

分見御定杭ヲ里村茂兵衛、并ニ暮戸会所家来庄左衛門兩人ニ而拔取候段  
奉恐入候、右鉢之者共年来立いらせ候故不正之事共出来仕候間、已来  
会所詰人鉢之儀御法中<sup>ハ</sup>御差図を請可申候、<sup>依</sup>之一当会所之儀<sup>者</sup>此已  
後御法中之任思召聊違背仕間敷候事  
右之趣急度相守可申候、此已後同行共何事ニ不寄我意之挙動御座候ハ、  
当会所之義如何鉢ニ被仰付候共違背仕間敷候、為後日仍而如件

天保四癸巳年二月

本郷村

暮戸村

同組頭

同庄屋

御取扱

都築弥厚殿

■国内御法中<sup>ハ</sup>惣代

本竜寺殿

当国

御法中

前書之通相違無之ニ付致奥印候、以上

暮戸村支配  
役所 何誰印

（野寺町本證寺所蔵）

【2―59】天保四年二月 別紙趣意書（庄屋六右衛門悪口及び里村茂兵衛等の分見定杭拔取り事件あり、会所出入り規定につき）

「別紙趣意書 三州会所付同行」

（中略）

差出申一札之事

一当会所詰合之者不取締故、御法中御改革被成候ニ付、本竜寺・蓮成寺御詰合之節、庄屋六右衛門御目附与偽り致同道、夜中ニ来り口達書を以右二ヶ寺追立、其上悪口雜言に及び、失札之段誠申訳も無御座奉恐入候、付而ハ御知行所之者共、上条村浄玄寺御講之節多勢罷出候而、御法中江対し法外之悪口仕候段奉恐入候、且又 御本山之義何事ニよらす 御触示無之内ニ、荒涼ニ取沙汰仕間敷候、猶又新開発御分見御定杭ヲ里村茂兵衛并暮戸会所家来庄左衛門兩人ニ而拔取候段奉恐入候、右鉢之者共年来立入らせ候故、不正之事共出来仕候間、已来会所詰人鉢之義御法中ハ御差図を受可申候、仍之当会所之義者此以後御法中之任思召、聊違背仕間敷候事、右之趣急度相守可申候、此以後同行共何事ニ不寄、我意之挙動御座候ハ、如何鉢ニ被仰付候共違背仕間敷候、為後日仍而如件

天保四年癸巳二月

本郷村

誰印

暮戸村

誰印

同村

組頭 誰印

同村  
庄屋 誰印

都築弥厚殿

国内御法中惣代

本竜寺殿

前書之通相違無之ニ付致奥印候、已上

暮戸村支配

役所  
何之誰印

（野寺町本證寺所蔵「別紙趣意書」のうち）

【2―60】天保四年四月二十九日 差出申御請書之事（新開地開発願）

差出申御請書之事

大縄反別三百町七反六畝貳拾歩

内反別四拾貳町歩

残反別貳百五拾八町七反六畝貳拾歩

此御改反別三百五拾四町六反壹畝貳拾歩

内反別六拾壹町四反八畝貳拾歩

秣場并小松立之内ト通ヲ以相  
残置度旨相願御除ニ相成候ニ  
付、年貢米者是迄之通村々ハ  
御領主江相納候分

此山年貢下草

米壹石貳斗八升五合七勺

残反別貳百九拾三町壹反三畝歩

村々ハ差出候反別之分

内反別八拾七町九反三畝廿三歩

道代畔代溜池用悪水路等ニ可  
相成分、凡三割引

一新開反別貳百五町壹反八畝七歩

内反別六拾三町六反八畝拾六歩

反別百四拾壹町五反廿壹歩

此山年貢下草年貢

米拾石五斗八升三合七勺

是者只今迄地元村々々御領主御地頭所江年々納来候分

反別五拾三町七畝拾八歩

当巳年  
御檢地相願候分

内反別貳拾九町六反五畝拾六歩

反別貳拾三町四反四畝貳歩

此山年貢米

米六斗八升三合七勺

是ハ当巳年御檢地御高入仕、山年貢米錢共御高入之年々御物成之内ヲ

以年々御地頭所江御渡被下候積り

反別百五拾貳町壹反壹畝拾九歩

当巳々迄七ヶ年季鋤下相  
願候分

内反別三拾四町三畝歩

反別百拾八町八畝十九歩

此山年貢下草年貢

米九石九斗

是者当巳々迄七ヶ年鋤下、翌子年御檢地御高入仕山年貢下草年貢米錢者

御高入之年々御物成之内ヲ以、年々御領主御地頭江御渡被下候積、且鋤下

地代金之儀者、山年貢下草年貢米錢年々致弁納ニ付上納御免之積り

此記

水野出羽守様御領分

三州碧海郡中根村

松平和泉守様 御領分 分郷

本多中務太輔様

諏訪備前守様御知行所

同州同郡小川村

板倉甲斐守様御領分 分郷

松平作左衛門様御知行所

同州同郡和泉村

当御代官所 分郷

本多修理様御知行所

同州同郡城ヶ入村

本多修理様

本多兵庫様

諏訪備前守様

巨勢日向守様 御知行所

寛平太夫様

桜井権現領

〔宋書〕  
五ヶ原

大縄反別四拾八町歩

此御改反別七拾三町壹反歩

内反別拾四町六反貳畝歩

残反別五拾八町四反八畝歩

内反別拾七町五反四畝拾貳歩

式歩通御除ニ相成候分

八歩通り差出候分

道代其外可相成分



〔東端村〕<sup>〔朱世〕</sup>

大縄反別拾三町六反五畝廿八歩

地処不殘差出候分

此御改反別拾七町九反六七式拾歩

内反別五町三反八畝廿九歩

道代其外可相成分

新開反別拾貳町五反七畝廿壹歩

右同斷

同州同郡東端村地先

内反別三町七反七畝九歩

田請 当巳亥迄七ヶ年季

反別八町八反拾貳歩

畑請 鋤下相願候分

此山年貢米貳石貳斗貳升五合

〔改米〕<sup>〔朱世〕</sup>  
老石九斗七升

〔高取村向山〕<sup>〔朱世〕</sup>

大縄反別拾貳町七反八畝拾九歩

此御改反別拾六町八反廿五歩

内反別六町七反貳畝拾歩

四分通り御除ニ相成候分

此山年貢米八升五合

殘反別拾町八畝拾五分

六分通り差出候分

内反別三町貳七拾六歩

道代其外可相成候分

新開反別七町五畝廿九歩

松平備中守様御領分

同州同郡高取村地先

此山年貢米壹斗貳升壹合

当巳亥迄七ヶ年季鋤下相願

候分

〔高取村〕<sup>〔朱世〕</sup>

大縄反別四拾貳町五反拾九歩

此御改反別四拾町六反廿五歩

内反別十六町貳反四七拾歩

此下艸年貢米三斗四升四合

殘反別貳拾四町三反六畝拾五歩

内反別七町三反廿八歩

新開反別拾七町五畝拾七歩 皆畑請

土井金三郎様御領分  
同州同郡高取村

此下草年貢米五斗壹升壹合四勺

当巳亥迄七ヶ年季鋤下相願  
候分

〔高棚村〕<sup>〔朱世〕</sup>

大縄反別拾壹町三反四畝拾四歩

此御改反別三拾町九反貳畝拾七歩

内反別拾壹町七反三畝拾貳歩

此下草年貢米六斗八升九合六勺

殘反別拾五町壹反九畝五歩

内反別五町七反五畝廿貳歩

道代其外可相成候分

新開反別拾三町四反三畝拾三歩 皆畑請

右同斷

同州同郡高棚村地先

此下草年貢米老石三升四合

当巳亥迄七ヶ年季鋤下相願

候分

〔吉浜村〕<sup>〔朱世〕</sup>

大縄反別拾八町九反七畝歩

此御改反別三拾町四反壹畝廿歩

内反別拾貳町壹反六畝廿歩

此下草年貢米壹斗七升壹勺

残反別拾八町貳反五畝歩

内反別五町四反七畝拾五歩

新開反別拾貳町七反七畝拾五歩 皆畑受

右同断

同州同郡吉浜村地先

小松生場

此下草年貢米貳斗五升三合六勺

当巳亥迄七ヶ年季鋤下相願候分

〔福釜村小組〕  
〔朱書〕

大縄反別三町五反歩

内字立山反別貳町歩

残反別壹町五反歩

此御改反別三町六反歩

内反別壹町八畝歩

新開反別貳町五反貳畝歩

松平三郎治郎様御知行所

同州同郡福釜村地先

小松生場

此山年貢錢四百貳拾八文

当巳亥迄七ヶ年季鋤下相願候分

〔赤松村〕  
〔朱書〕

大縄反別六拾五町歩

内字小松山反別四拾町歩

残反別貳拾五町歩

此御改反別四拾貳町七反八七拾歩

内反別拾貳町八反三畝拾四歩

道代其外可相成候分

新開反別貳拾九町九反四畝廿六歩

水野出羽守様御領分

同州同郡赤松村地先

秣場

内反別拾町貳セ拾九歩

田請

反別拾九町九反貳セ七歩

畑請

此山年貢米貳石六斗七合七勺

当巳亥迄七ヶ年季鋤下相願候分

外

松平和泉守様

板倉甲斐守様

本多中務太夫様

御領分

土井金三郎様

本多修理様

本多求馬様

松平三郎治郎様

久永内記様

諏訪備前守様

同州加茂郡  
碧海郡

御知行所



村々地先

反別千貳百四拾六町七反八畝歩余

此見込凡反別四千貳拾壹町七反歩余

是者村々示談相調當時御領主御地頭所江御掛合中、并村々掛合中之分ニ付示談相調候ハ、追而開発可被 仰候分

右者三州加茂碧海郡村々地先小松生秣場等之場所新開之儀奉願候ニ付、御見分御吟味之上村々故障無之、示談相調候場所御取調御伺被成下候処、和泉村外拾壹ヶ村地先新開田畑合反別貳百五町壹反歩余無地代開発被仰付、右反別之内五拾三町歩余者当巳年御檢地御高入百五拾貳町壹反歩余者当巳年亥迄七ヶ年歛下御免、翌子年御檢地御高入外反別四千貳拾壹町歩余之場所者可成丈早々開発出来候様可仕旨、今般 御下知之趣被 仰渡承知奉畏候、然上者右場所御渡被下次第早々取掛開発方出情取計可申、且山年貢下草年貢米錢之儀者、■歛下御年季中々無遅滞其 御領主御地頭所江上納可仕候、依之御請印形差上申処如件

天保四巳年

四月廿九日

松平作左衛門知行所

三州碧海郡

和泉村

百姓

弥四郎印

平岡彦兵衛様

中泉

御役所

前書被 仰渡趣私共一同罷出承知仕候、依之奥書印形差上申候、以上<sup>巳</sup>

和泉村

役人連印

右者新開御下知相済候ニ付、村役人奥印いたし候様赤坂 御役所へ御呼出有之候得共、居林御分間内ニ相成、其外引合相違候ニ付村役人印形不仕候ニ付、六月廿一日迄新蔵罷出候様 御役所へ御状到来ニ付則罷出、廿八日迄日延致し置、一同帰村之上熟談相整為取替出来、村役人廿七日ニ罷出印形仕候扣

(東端町都築家所蔵「山地新開ニ付三ヶ村御札一件」のうち⑦)

【2—61】天保四年六月 相渡置候一札之事(新開地分見済の和泉村字高曾根の地百姓持につき代地を殿様持とする旨)

相渡置候一札之事

一村方へ卯年相願小前ニ而切発候新開畑之儀、去辰年都築弥厚出府留主中ニ御分見有之、右杭内ニ相成候間此度勘弁を以村方江遣候間、是迄之通小前持ニ可致候、然ル上者追而新開出来場と代地相願 殿様御持ニいたし可申候間、代地出来不申内ニ御檢地有之候ハ、代地出来之節迄者本年貢計ニ而作可致候、往々之処者何分ニ茂 殿様江右地所差上可申候間、村方為安堵之書附相渡シ置申候、後年ニ至り違約仕間敷候、為後日依而如件

天保四年巳六月

都築弥四郎印

都築弥厚印

和泉村

役人中

(東端町都築家所蔵「山地新開ニ付三ヶ村御札一件」のうち⑤)

【2—62】天保四年六月 為取替一札之事(分見済の和泉村字高曾根の地百姓持につき代地の件)

為取替一札之事

一当村字高曾根居林拾六町三反八畝歩之儀、先年〆百姓持<sub>ニ</sub>而年々御年貢御地頭所<sub>江</sub>被相納候処、去辰年都築弥厚致出府留主中<sub>ニ</sub>新開場御出役方御見分有之、右居林手先キ之者心得違<sub>ニ</sub>而村役人<sub>江</sub>無理を申掛御打込<sub>ニ</sub>相成候処、小前一同相歎キ候由尤之事<sub>ニ</sub>存候間、此度相願除キ遣度存候得共、今般新開御下知相済候故今<sub>ニ</sub>而者除キ候儀容易<sub>ニ</sub>願不相成、依之村役人迄一同致心配候<sub>ニ</sub>付、木部新藏殿取扱<sub>ニ</sub>而双方熟談之上代地小塚山秣場被差出、仮令場所不足<sub>ニ</sub>有之「候共」、右居林之儀<sub>者</sub>是迄之通り居置遣地境<sub>ニ</sub>内杭入置候、然ル上<sub>者</sub>追而御願申上是迄之通り御地頭様致御持<sub>ニ</sub>、御檢地前<sub>ニ</sub>右御分見杭抜キ取可遣候、兼而心得居候間小前一同難渋<sub>ニ</sub>不相成様取計可遣候、為後日熟談為取替証文依<sub>而</sub>如件

天保四年巳六月

都築弥四郎印

都築弥厚印

御取扱

木部新藏

和泉村

役人中

(東端町都築家所蔵「山地新開<sub>ニ</sub>付三ヶ村御札一件」のうち④)

【2―63】天保四年六月 為取替一札之事 (分見済の和泉村字高曾根の地百姓持につき代地の件)

為取替一札之事

一当村字高曾根居林之儀、先年〆百姓持<sub>ニ</sub>而年々御年貢 御地頭様<sub>江</sub>相納来り候処、去ル辰年御分見之節打込<sub>ニ</sub>相成申候、此度御除キ相願申候処御下知相済候故、唯今<sub>ニ</sub>而者抜ケ不申<sub>与</sub>被仰聞候<sub>ニ</sub>付、村役人甚タ心配仕候故、木部新藏様御頼取扱被下、双方熟談之上小塚山秣場<sub>ニ</sub>残置被下候

場所、為代地居林是迄之通り御居置被下候而「一同」安堵仕候、依之為取替一札差上申候処如件

天保四年巳六月

和泉村

百姓代 藤左衛門印

組頭 嘉右衛門印

同断 与左衛門印

非番庄屋

早川市良左衛門印

当番庄屋

早川与三右衛門印

都築弥厚様

都築弥四郎様

(東端町都築家所蔵「山地新開<sub>ニ</sub>付三ヶ村御札一件」のうち⑥)

【2―64】巳 (天保四年カ) 七月二十三日 乍恐以書附奉申上候 (赤松村小松生新開願人へ引渡しのための奥印調印は利害協議の上にて)

乍恐書附奉申上候

一今般新開願人<sub>江</sub>御引渡被成候<sub>ニ</sub>付、当村之儀<sub>茂</sub>先達而差出シ申候小松生場御引渡之奥印可仕旨被仰付候処、村方小前<sub>江</sub>茂一通利害申聞候上調印仕度奉存候間、来月二日迄御日延奉願上候所、願之通被 仰付難有仕合奉存候、右御受一札如是<sub>ニ</sub>御座候、已上

巳七月廿三日

水野出羽守領分

三州碧海郡赤松村

名主 住右衛門印

与頭 李右衛門印

同断 儀右衛門印

中泉  
赤坂  
御出役

小幡孝蔵様  
福岡泰助様

(赤松町内会所蔵)

【2165】天保四年七月 乍恐以書附奉願上候（水野出羽守領として赤松村差出しの請印、新開分見順を考慮してもらいたきにつき）

乍恐以書附奉願上候

和泉村弥四郎相願候新開場之内、当村地先秣場小松生之場所御分見之上御官規御下知済に付、右場所願人弥四郎え御引渡被成候に付、被仰渡之趣御請印形差上候様被仰付承知奉畏候、然る所右新開故障有無為御糺先年御普請役様方御越之節、願人弥四郎より申聞候は、領主出羽守儀御役柄之儀殊に御勝手掛りも被相勤候義に付、御他領村々より先立調印致し呉候えば、万端都合も宜敷趣精々利害も有之并に領主役場よりも同様利害も御座候間、無拋外村々より相進み御請印形差上候義に御座候、依之故障申立候村々におゐては、赤松村御請印相進み差出候に付銘々難渋も仕候段申し、風聞も有之趣視及承候儀に御座候、右等之趣に付小前一統心痛罷在候所、此度御引渡御受印之儀、又候先立候ては何分迷惑之筋にも相成、往々亦付合之失態□も候義にも可相成哉と一同不安心に奉存候、右に付先達て中領主役場えも歎願仕、此度之儀は御跡廻し又は御分見之村順に被仰付候様、両様之内赤坂御役所え御掛合被下候願立候に付、領主役場よりも追々御掛合に相成候処、御跡廻し并に御分見村順之義も、御取計難相成旨御利解被仰聞奉恐入候、依之去る廿三日より本月二日迄十日之間御日延奉願上候所、速に御聞済被成下難有仕合奉存候、右に付

小前一同え得と利害申聞候所、無拋義に付村順に不拘速に御受印形可仕候間、何卒以御慈悲御分見相済候村々之内、御受印形不差上村方御座候歟又は差出候町歩相減じ候村方御座候はば其節は此村方同様に可被成下趣之御書附頂戴仕小前一同取締申度奉存候、此段御賢察被成下願之通此未証<sup>未</sup>抛に相成候御書付被下置候はば、良刻御受印形差上可申候、且又前文申上候通り最初御受印も他村より相進み差上候義にて外村々手本にも相成、此度之義も又候右鉢手本に相成候義は、小前一同心痛仕実々一村相治り兼候間、前文之通御書付被下置候共、又は又は御分見順に被仰付候共、両様之内被為仰付被下置候様幾重にも奉願上候、以上

天保四年巳七月

赤松村

与頭 儀右衛門

同断 杵右衛門

名主 住右衛門

御出役

小幡孝蔵様

福岡泰助様

(原本不明、『明治用水資料編』所収39番、赤松町内会旧蔵か)

【2166】天保四年八月 乍恐以書附奉願上候（赤松村請印について、他村々開發出来の上歟入りしたきにつき） ※読点を加えた

乍恐以書附奉願上候

和泉村弥四郎相願候新開場之内、当村地先秣場小松生之場所願人え御引渡被成候ニ付、被 仰渡之趣御請印願形可仕旨被 仰聞承知奉畏候、然る所最初御請印形も他村より相進み、又候此度之御請<sup>受</sup>印形も先立候ては小前一統心痛仕一村相納兼候に付、先達而別紙を以奉願上候所御取上難被成旨段々御利解之上、当月五日迄御猶予被成下、小前之者え得と利害申

聞候様被 仰聞恐入奉畏候、依之帰村仕追々御利害之趣小前一統え数度申聞候処、一同納得之上御利害之通速に御請印形差上可申候間、右場所歛入之義御分見済之村々不殘開発出来之上にて、当村地先えも歛入相始候様被 仰付可被下候、尤歛入相始迄は小松芝草等之義是迄之通進退仕、用水路川欠修覆其外道橋之取繕之助成に仕度奉存候間、前文歛入之儀差延可申旨願人より一札差出し呉候様被 仰付可被下候、右願之通御聞済被成下候は、即刻御請印形差上可申候、此段御賢察之上願之通被 仰付被下置候様幾重にも奉願上候、以上

天保四年巳八月

水野出羽守領分

三州碧海郡赤松村

与頭 儀右衛門 (印)

同断 奎右衛門 (印)

名主 住右衛門 (印)

赤坂

御役所

〔<sup>貼紙</sup>右之通赤坂御役所え奉願上候処願書御下けに相成、尤御含置被下候様被仰聞候、依之写奉差上候、以上

巳四月<sup>マコ</sup>

右村

組頭 儀右衛門印

同断 奎右衛門印

名主 住右衛門印

大浜

御役所

(原本不明、塚本氏筆耕文書、赤松町内会旧蔵か)

【2―67】年未詳三月二十四日〔笠松代官廻村につき都築弥四郎方までの先触〕

覚

一人足三人

内<sup>式人</sup> 山駕<sup>壹挺</sup>  
外<sup>人</sup> 分持<sup>壹荷</sup>

右者我等儀明廿五日朝六ッ時濃州笠松陣屋出立、三州碧海郡和泉村迄相越候条、宿々書面人足差出御定之賃錢受取之早送<sup>二面</sup>可被申候、先触申之順達和泉村都築弥四郎方江可被相届候、以上

三月廿四日

松下内匠手附

今川為八郎

(知立市谷田区所蔵)

【2―68】年未詳三月二十五日〔急御用の先触につき池鯉鮒宿問屋添書〕  
一此先触急御用ニ御座候間早々御順達被成、和泉村都築弥四郎方へ御届可被成候、以上

三月廿五日

知立問屋

谷田村々

先々

御庄屋中

御通行砌

尤人足之儀<sup>者</sup>此方々御継上仕候間御用意ニ不及候

(知立市谷田区所蔵)



協力者・協力機関一覧（順不同・敬称略）

齋藤隆郎 都築明宏 野田史料館（刈谷市）

不乗森神社 菩提寺 本證寺 赤松町内会

尾崎町内会 小垣江地区（刈谷市） 柿碕町内会

篠目町内会 東尾町内会 福釜町内会

谷田区（知立市） 八ツ田区（知立市） 山崎町内会

吉浜神社（高浜市） 明治用土地利用改良区

刈谷市歴史博物館 高浜市教育委員会

知立市歴史民俗資料館 長野県根羽村教育委員会

西尾市史編さん室 碧南市文化財課

安城市文書史料集成 第14集

都築弥厚関係史料Ⅰ

―新開用水計画―

令和八年三月二十七日

編集・発行

安城市教育委員会文化振興課

電話〇五六六―七七―六六五五

印刷・製本

安城印刷株式会社

電話〇五六六―七五―一一八八



